Iwate Medical University
キャンパスライフガイド　2026

2026年４月１日　発行

発行　岩手医科大学
矢巾キャンパス：岩手県紫波郡矢巾町医大通1－1－1
内丸キャンパス：岩手県盛岡市内丸19－1

編集　岩手医科大学学生部、学事課
TEL 019－651－5111

印刷　株式会社 興版社
TEL 019－624－3456

キャンパスライフガイド　2026

岩手医科大学

Iwate Medical University
岩手医科大学
Iwate Medical University

キャンパスライフガイド　2026



挨　拶

医療専門職となる皆さんへ

学 長 小笠原 邦 昭

まずは新入学の皆さん、そして新たな学年を迎える皆さん、新たな決意で新年度を迎えているものと拝察します。

各学部の皆さんは、当岩手医科大学を受験する時に「私は将来○○という医療専門職に就いて、病める方々を助けたい」という目的をもって受験したはずです。すなわち、岩手医科大学への入学は目的ではなく手段であったはずです。そういう意味では、皆さんはまだ目的を達していません。岩手医科大学での学生生活は、目的を達する手段として、「どういう学生生活をすれば、病める方々を助けられる医療専門職になれるか」を常に考え、試行錯誤する時期です。もちろん、学業成績を含め学生生活は必ずしも順風満帆ではないでしょう。精神的肉体的につらい時に、自分を救うのは、「私は将来○○という医療専門職に就いて、病める方々を助けたい」という受験時の目的です。この目的を常に心に留めておけば、多くの場合学生生活は乗り切れるはずです。将来皆さんが接する方々は、皆「精神的肉体的につらい」はずです。それを身をもって体験することも将来の糧になります。

一方で気持ちだけでは、学生生活を乗り切れないこともあります。その原因は学業成績だけでは、ありません。クラブ・サークル活動、就職活動それに伴う人間関係等、多くの原因があります。本キャンパスガイドはこういう悩みにすべてではありませんが、解決の一助となる情報が記載されています。内容をご確認いただき、有意義な学生生活を過ごす道標としてご活用ください。

皆さんが、全員無事岩手医科大学を卒業し、医療専門職として全国、世界で活躍し、病める多くの方々を助ける日が来ることを祈念いたします。

役 職 者 一 覧



祖父江　憲治
理事長



小笠原　邦昭
学　長



石河　太知
学生副部長（歯学部）



杉山　晶規
学生副部長（薬学部）



蛎崎　奈津子
学生副部長（看護学部）



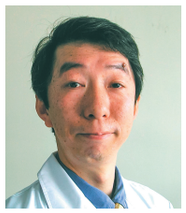
仲　　哲治
副学長
医歯薬総合研究所長



赤坂　真奈美
医学部長
入学試験センター長



小林　琢也
歯学部長



原田　英光
図書館長



田浦　太志
薬用植物園長



遠藤　龍人
キャリア支援センター長



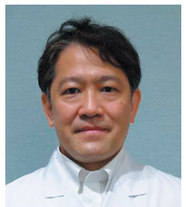
河野　富一
薬学部長



遠藤　　太
看護学部長



髙田　　亮
全学教育推進機構長



川田　一郎
健康管理センター長



櫻庭　　実
総合情報センター長



眞瀬　智彦
災害時地域医療支援
教育センター長



髙橋　史朗
教養教育センター長
学生副部長



木村　英二
学生部長



小原　　航
学生副部長（医学部）



千葉　俊美
内丸メディカルセンター
センター長



山田　浩之
口腔医療センター長



泉澤　　充
歯科医療センター長

教授一覧

医学部

○松本　主之　(内科学講座消化器内科分野)
○黒田　英克　(内科学講座消化器内科分野)
○石垣　泰　(内科学講座糖尿病・代謝・内分泌内科分野)
○旭　浩一　(内科学講座腎・高血圧内科分野)
○森野　禎浩　(内科学講座循環器内科分野)
○川田　一郎　(内科学講座呼吸器内科分野)
○藤本　穣　(内科学講座リウマチ･膠原病･アレルギー内科分野)
○伊藤　薫樹　(内科学講座血液腫瘍内科分野)
○前田　哲也　(内科学講座脳神経内科・老年科分野)
○板橋　亮　(内科学講座脳神経内科・老年科分野)
○佐々木　章　(外科学講座)
○新田　浩幸　(外科学講座)
○赤松　洋祐　(脳神経外科学講座)
○別府　高明　(脳神経外科学講座)
○金　一　(心臓血管外科学講座)
○齊藤　元　(呼吸器外科学講座)
○出口　博之　(呼吸器外科学講座)
○角谷賢一朗　(整形外科学講座)
○櫻庭　実　(形成外科学講座)
○馬場　長　(産婦人科学講座)
○小山　理恵　(産婦人科学講座)
○赤坂真奈美　(小児科学講座)
○石川　健　(小児科学講座)
○中西　啓　(耳鼻咽喉科頭頸部外科学講座)
○黒坂大次郎　(眼科学講座)
○天野　博雄　(皮膚科学講座)
○小原　航　(泌尿器科学講座)
○阿部　貴弥　(泌尿器科学講座)
○大塚耕太郎　(神経精神科学講座)
○八木　淳子　(神経精神科学講座)
○田中　良一　(放射線医学講座)
○熊谷　基　(麻酔学講座)
○眞瀬　智彦　(救急･災害医学講座)
○高橋　学　(救急･災害医学講座)
○仲村　究　(臨床検査医学･感染医学講座)
○下沖　収　(総合診療医学講座)
○栁川　直樹　(病理診断学講座)
○板持　広明　(臨床腫瘍学講座)
○岩谷　岳　(臨床腫瘍学講座)
○肥田　圭介　(医療安全学講座)
○西村　行秀　(リハビリテーション医学講座)
○西島　嗣生　(睡眠医療学科)
○鈴森　伸宏　(臨床遺伝学科)
○木村　祐輔　(緩和医療学科)
○有賀　久哲　(放射線腫瘍学科)

歯学部

○野田　守　(歯科保存学講座う蝕治療学分野)
○佐々木大輔　(歯科保存学講座歯周療法学分野)
○今　一裕　(歯科補綴学講座冠橋義歯･口腔インプラント学分野)
○小林　琢也
(歯科補綴学講座･有床義歯･口腔リハビリテーション学分野)
○山田　浩之　(口腔顎顔面再建学講座口腔外科学分野)
○佐藤　健一　(口腔顎顔面再建学講座歯科麻酔学分野)
○泉澤　充　(口腔顎顔面再建学講座歯科放射線学分野)
○佐藤　和朗　(口腔保健育成学講座歯科矯正学分野)
○千葉　俊美　(口腔医学講座関連医学分野)

統合基礎講座

【医学部担当】
○木村　英二　(解剖学講座人体発生学分野)
○齋野　朝幸　(解剖学講座細胞生物学分野)
○中隣　克己　(生理学講座統合生理学分野)
○村木　靖　(微生物学講座感染症学・免疫学分野)
○平　英一　(薬理学講座情報伝達医学分野)
○丹野　高三　(衛生学公衆衛生学講座)
○髙宮　正隆　(法科学講座法医学分野)
○髙田　亮　(医学教育学講座医学教育学分野)
○伊藤　智範　(医学教育学講座地域医療学分野)
○前沢　千早　(医学教育学講座教育支援システム開発分野)

【歯学部担当】
○藤原　尚樹　(解剖学講座機能形態学分野)
○原田　英光　(解剖学講座発生生物・再生医学分野)
○大津　圭史　(解剖学講座発生生物・再生医学分野)
○黒瀬　雅之　(生理学講座病態生理学分野)

○石崎　明　(生化学講座細胞情報科学分野)
○石河　太知　(微生物学講座分子微生物学分野)
○中村　正帆　(薬理学講座病態制御学分野)
○入江　太朗　(病理学講座病態解析学分野)
○武本　真治　(医療工学講座)
○熊谷　章子　(法科学講座法歯学・災害口腔医学分野)

薬学部

○河野　富一　(薬科学講座創薬有機化学分野)
○田浦　太志　(薬科学講座天然物化学分野)
○野中　孝昌　(薬科学講座構造生物薬学分野)
○阪本　泰光　(薬科学講座構造生物薬学分野)
○關谷　瑞樹　(生物薬学講座機能生化学分野)
○大橋　綾子　(生物薬学講座生体防御学分野)
○奈良場博昭　(病態薬理学講座分子細胞薬理学分野)
○野口　拓也　(病態薬理学講座臨床医化学分野)
○幅野　渉　(医療薬科学講座薬物代謝動態学分野)
○杉山　晶規　(医療薬科学講座衛生化学分野)
○工藤　賢三　(臨床薬学講座臨床薬剤学分野)
○西谷　直之　(臨床薬学講座情報薬科学分野)
○松浦　誠　(臨床薬学講座地域医療薬学分野)
○白石　博久　(臨床薬学講座薬学教育学分野)

看護学部

○野里　同　(共通基盤看護学講座)
○佐藤奈美枝　(共通基盤看護学講座)
○遠藤　太　(地域包括ケア講座)
○岩渕　光子　(地域包括ケア講座)
○髙橋　亮　(成育看護学講座)
○蛎崎奈津子　(成育看護学講座)
○遊田由希子　(成育看護学講座)
○遠藤　龍人　(看護専門基礎講座)

教養教育センター

○江尻　正一　(情報科学科数学分野)
○髙橋　史朗　(情報科学科医学統計情報学分野)
○中島　理　(化学科)
○奥村　健一　(物理学科)

医歯薬総合研究所

○仲　哲治　(創薬・医療機器開発部門)
○西塚　哲　(創業・医療機器開発部門)
○世良田　聰　(創業・医療機器開発部門)
○吉岡　芳親　(基盤的研究部門)
○和田　学　(基盤的研究部門)

岩手医科大学学生支援方針及び各指針

医療人になる意欲と能力のある学生が本学で学業に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生部・各種委員会やセンターの組織を核に、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら建学の精神である「誠の人間の育成」にもとづいたきめ細かな学生支援を次のとおり行います。

学生支援方針

1. **修学支援のために：**全学教育推進機構および各学部教務委員会を中心として、医療系学部学生として卒業時に求められる知識、態度と技能を、定められた期間内に修めることが出来るように学修支援のしくみと学修環境を整備します。また、障がいのある学生が就学し、学修を継続できるような支援を目指します。
2. **生活支援のために：**学生部と健康管理センターを中心として、有意義な学生生活が送れるように適切に支援します。学生の自律的成長を促すため、心身および経済的に安定した学生生活が送れるように支援します。また、学生が、主体的に自分自身への問いを発し、さまざまな体験を通して自らの学びのなかで自己を確立するとともに「共生」や「協働」といった考え方や態度を身につけられるように、課外活動を支援します。
3. **進路支援のために：**キャリア支援センターを中心として、学生が社会的および職業的に自立した個人としての自分らしい人生のあり方を追求できるように支援します。あわせて、学生が一生を通じて自らの資質を向上させ、教養をもって社会に貢献できる人となるように支援します。また、担任制度等を通じて、進路選択に関する助言を与えます。卒業後の進路に関して情報を収集し、在学学生の進路指導に役立てます。

心身面での支援に関する指針

1. 健康管理センターを中心として、学生が健やかに学業を修めることができるよう、身体及び精神面での相談と支援にあたるとともに、定期的な健康診断や予防接種を実施し健康の保持増進を図ります。
2. 各学部及び教養教育センターでは、担任、チューター及びキャンパスサポーター制度を活用し、学生が多面的に相談できる環境を整備します。
3. 学内外における教育現場での多様な心身面でのイベントに対処できるよう支援にあたります。学内外の教育現場における様々な事案に備え支援にあたります。

障害のある学生等への合理的配慮に関する基本方針

本学は、障害のある学生等に対し、平等かつ公平な教育を受ける機会を提供するため、「障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)」、その他関係法令、並びに岩手医科大学学生支援方針に基づき、障害のある学生等の合理的配慮について、必要かつ適切な支援及び環境を整備します。

1. 本学に在籍する障害のある学生等が障害のない学生等と等しく学修する機会を確保します。
2. 合理的配慮とは、修学上の不利益を被ることがないよう必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において障害のある学生等が必要とするものであり、教育の目的・内容・評価の本質を変えないもの、かつ、均衡を失したまたは過重な負担を課さない範囲で行われます。
3. 合理的配慮が必要な学生等に関するアセスメントとマネジメントは、教職員により構成された学生支援室が担当し、関係する教職員等が協議、連携して支援を行います。
4. 本基本方針の目的を達成するために基本方針及び制度の周知を行い規程や相談窓口の整備を行います。

学業面での支援に関する指針

1. 学生が所定の学業修業年限内に到達目標に達するように、学業進捗状況の把握に努めます。
2. 習熟度に応じた学修プログラムを用意します。
3. 非常災害時あるいは病気や不慮の事故等で一時的に授業に参加できない学生に対して、e-learning や補講、補充実習による支援を行います。

学修環境の整備に関する指針

教育・研究環境整備方針を参照

経済的支援に関する指針

1. 誠の医療人にふさわしい資質を有し、学業優秀な学生に対して、給付型奨学金を整備します。
2. 災害等により、重大な被害を受けた学生に対して、学費を軽減する制度を作ります。

課外活動支援に関する指針

1. 学生の人間性を育むため、各種クラブ(部・同好会)やボランティアなどの課外活動を推奨します。
2. 自立性を育む各種クラブ活動は、学生が組織する学友会が所管しているため、その主体性を尊重し支援します。
3. 課外活動を行うための環境整備に努めます。

教育・研究環境整備方針

学祖の三田俊次郎は、複数の専門職から構成される医療の本質を見抜き、明治 30 年に医師のみならず助産師と看護師(当時の産婆と看護婦)の養成機関を設けました。その精神をもとに、岩手医科大学は医療系総合大学として、教育・研究環境を整備します。

1. 全学部の学生と教職員が幅広く交流できるように、各学部固有の施設を設けること無く、統合された教育棟と研究棟を配置し、共用の図書館や研究施設および福利厚生施設を配置します。
2. 教育と研究の質の向上に向けた環境を整備します。
 (1)　学生のコミュニケーション能力と協調性を培う学生寮
 (2)　学生が能動的に学修するような設備・什器
 (3)　共修と交流が活発化するような Learning commons と Academic café
 (4)　自学・自修を促すような遠隔学修環境(e-learning)
 (5)　最先端の情報に触れることができるような情報通信環境と図書館
 (6)　技能・態度の向上に向けたシミュレーション環境
 (7)　共有化を進めた研究室
 (8)　安全性と防災性に配慮した施設・設備と運用
 (9)　学体系と研究手法を重視した研究室配置
 (10) 臨床実習・実務実習・臨地実習を行う学生が集って共修する学修室

（11）病棟と近接した医局
（12）秘匿性が求められる情報と試料が厳密に管理できる施設・整備
（13）先端研究を促す研究支援部門
（14）研究の倫理性と妥当性を検証する研究審査部門
（15）全学部の学生と教職員が、限られた教育・研究資源（教員、設備・装置・什器等）を有効に共同利用できるように、効率的な運用に努めます。

3. 研究活動は人格陶冶の教育の一環であるとの立場から、研究機器は学生教育にも積極的に利用します。
4. 真理探究に意欲のある方々が本学の教育・研究資源を利用できるように門戸を開き、運用制度を整備します。

各課連絡先

岩手医科大学　代表番号　019－651－5110

キャンパス	部署名	内　線
矢巾キャンパス	医学部教務課（医学部、医学研究科）	5511～5516
	歯学部教務課（歯学部1～4年）	5517、5518、5519
	薬学部教務課（薬学部、薬学研究科）	5520～5523
	看護学部教務課（看護学部）	5524、5525
	全学教育企画課（教養教育センター）	5536～5539
	学事課	5012～5015
	図書館事務室	5360、5361
	健康管理センター	5019、5022
	入試・キャリア支援課（キャリア支援センター）	5365、5367、5368
	研修センター事務室（医師卒後臨床研修センター）	6046、6047
内丸キャンパス	歯学部教務課（歯学部5～6年、歯学研究科）	#4117、#4118
	図書館事務室	#2125
	歯科医師卒後臨床研修センター	#4137

Iwate Medical University

キャンパスライフガイド 2026

学長挨拶　1
大学役職者・教授一覧　2
学生支援方針及び各指針　6
各課連絡先　8

学生心得・諸手続き 11
1. 学生心得 12
2. 諸手続き 17
学生サポート 19
1. 学生部 20
2. 健康管理センター 26
3. 図書館 29
4. キャリア支援センター 34
5. 進路・キャリアパス 38
6. 奨学制度 48
学生生活で特に注意してほしいこと 53
1. DV について 54
2. ハラスメント等の相談について 60
3. SNS の危険性について 61
4. 成年年齢引き下げについて 63
5. 子育て・介護支援について 64
6. 危機管理マニュアル 65
資料編 67
1. 本学の沿革 68
2. 諸規則 70
3. 建物配置図 107

学生心得・諸手続き

学生心得

本学の目的は、「医学教育、歯学教育、薬学教育及び看護学教育を通じて誠の人間を育成する」にあります（学則第１章第１条）。この建学の精神を認識し、大学の内外を問わず、良識ある公民として自らの責任で行動してください。

1. 本学学生としての心構え

（1） 医師、歯科医師、薬剤師、看護職を志す者としての自覚を常に持って行動してください。
（2） 学生としてふさわしい言動、礼儀作法および服装等について十分注意を払ってください。
（3） 学生同士、教員、医療従事者、患者、およびその家族を尊重し適切な行動をとるよう努めてください。
（4） 講義、実習等に出席し、学修に対して意欲を持ち知識・技能・態度の修得に努めてください。

アンプロフェッショナルな行動の例示

本学は医学教育、歯学教育、薬学教育および看護学教育を通じて、誠の人間を育成することを建学の精神としています（学則第１章第１条）。この建学の精神を認識し、大学の内外を問わず、医療人を志す学生としての自覚を持った行動を求めます。

それに反する行為、行動の例を以下に示します。

(1)不適切な態度・行動の繰り返し

- 活動に参加しない、臨床現場での学習に参加しない
- 事務手続き、教員からの連絡を無視する
- 時間管理ができない
- 講義、実習等を特段の理由がないにもかかわらず欠席する
- 患者や同僚などへの無礼
- 他者からの建設的なフィードバックから学ぶことができない
- 学修環境や臨床現場を混乱させる
- 教員へ挑戦的行動をとる
- 教員からの指摘を受け入れない

(2)不正行為

- 定期試験等での携帯電話・スマートフォン等の不正利用やカンニング行為
- 講義、実習での出席届の不正
- 他者が行った活動を自分が行ったと偽ること
- 自分が受けた試験の内容を他の学生に伝える
- 評価表での指導者のサインの捏造や、試験、ポートフォリオへの不正行為
- レポート等における剽窃、盗用、および生成 AI 等の不適切な利用

(3)職務上の役割以外の不正行為または詐欺

- 研究でのデータ捏造
- 金銭的詐欺
- 経歴詐欺、書類偽造
- 資格詐称
- ポートフォリオなどの書類の偽造、改ざん
- 不正行為や健康問題の大学への未申告
- 健康問題（例えば、インフルエンザやコロナの罹患）の故意隠蔽

(4)医療人を目指す者としての不適切な行動

- ソーシャルメディア等の悪用（教育病院での臨床現場を批判するなど）
- 守秘義務の不履行
- ケアや治療について、指導者に相談せずに患者に間違ったことを伝える
- 患者からの同意を得ずに医療行為を行う
- 性的、人種的およびその他のハラスメント
- 不適切な診察や一線を越えた行動
- 不当な差別

(5)攻撃的な暴力や脅し

- 暴行、身体的暴力
- いじめ（ソーシャルメディア等によるものを含む）
- ハラスメント
- ストーカー行為

(6)薬物またはアルコールの誤用や濫用

- 飲酒運転
- 処方薬の乱用
- 飲酒により臨床業務、職場環境や教育環境を乱す
- 薬物の不適切使用
- 不適切な過度の飲酒

(7)その他の不適切行動または犯罪行為

- 違法薬物の所持、取り扱い、提供
- 窃盗
- 無賃乗車
- 金融詐欺
- 児童ポルノ
- 児童虐待またはその他の虐待
- 犯罪の仲介・斡旋

また、学生生活を送る上で、以下のことを厳守してください。

2. 伝達方法

大学からの通知や連絡は掲示板への掲示や学修支援システム（WebClass、moodle 等）を通じて行いますので、未確認による不利益を被ることがないよう必ず確認してください。利用する学修支援システムは、所属学部の指示に従ってください。また、メールアドレスを変更した場合は学修支援システムに登録されているアドレスも必ず変更してください。

父母等から大学へ電話による学生の呼出しを依頼される場合がありますが、緊急かつ必要と認められる場合を除き、原則として掲示板、学修支援システムによって通知する以外はできませんので、ご了承ください。

3. 学生証について

学生証は本学学生であることを証明するものですので、常時携帯してください。また、学内で諸手続をする場合は、学生証の呈示が必要ですので、破損・紛失した場合は直ちに所属学部の教務課にて再交付の手続きをしてください。

学生証は卒業・退学・除籍等の場合は直ちに所属学部の教務課に返納してください。

4. ネームプレートの着用について

ネームプレートは学内では必ず着用してください。破損・紛失した場合は直ちに所属学部の教務課にて再交付の手続きをしてください。

5. ロッカーについて

全学生に対してロッカーを貸与します。貴重品を置く場合は必ず施錠して下さい。ロッカーの室内は共用の場所ですので私物を放置しないでください。また、ロッカーの鍵を破損・紛失した場合は直ちに所属学部の教務課で再購入（実費負担）の手続きをしてください。

6. 授業料等の納付について

入学年度以降の授業料、実験実習費、施設整備費及び教育充実費は、毎年4月 25 日までに納入してください。なお、授業料は2回に分割することができ、分納する場合の2回目の納入期限日は9月 25 日です。授業料等を所定の期日までに納入しない場合は、学則により出席停止の上、除籍となる場合があります。

7. 自動車通学について

矢巾キャンパスへの自動車通学は、「自動車通学許可申請書」を学事課（矢巾）に提出し、大学で定める自動車安全講習会を受講した後、許可証が発行された場合にのみ許可されます。なお、許可まで 1 ヶ月程度時間がかかります。

また、内丸キャンパスへの自動車通学は原則として認めていません。やむを得ず通学を希望する場合は、学事課（矢巾）に相談してください。学生駐車場以外に駐車した場合、自動車通学の許可を取り消します。

登録料	2,000 円（年間）
有効期限	申請年度内に限り有効　　※年度毎に更新申請が必要
通学許可基準	大学と居住地との距離が半径 1.3 ㎞以上離れていること
申請に必要なもの	①自動車通学許可申請書　②登録料　③免許証
登録証の発行	申請後、自動車安全講習会（初年度のみ）を受講し、許可された場合のみ発行

8. 自転車・バイクの登録について

自転車・バイクで通学する場合は必ず登録してください。1回の登録で在学期間中は有効です。

登録料	バイク 1,000 円　自転車 500 円
有効期限	在籍中有効
申請に必要なもの	①登録申請書　②登録料　③免許証（バイクのみ）
登録証の発行	申請後、即日ステッカーを発行

ステッカーは後輪カバーの下部に貼付し、指定駐輪区域内に整然と駐輪し、歩道・道路にはみ出した場合は別の場所に移動すること。

※車両買い替え時、再申請が必要です。

9. 自動車・バイク・自転車の使用について

自動車・バイク・自転車を使用する場合は、交通法規等に違反しないことはもちろん、生命を尊ぶべき医学生、歯学生、薬学生及び看護学生として常に安全運転に徹してください。交通事故または道路交通法違反を起こした場合、大学として処分するのみならず、医師法・歯科医師法・薬剤師法・保健師助産師看護師法により各免許の交付を受けられない場合があります。万一、交通事故及び交通違反を起こしてしまった場合には、その軽重にかかわらず、直ちに報告してください。

【学生の交通事故又は道路交通法違反に対する処分の内容】

交通事故・道路交通法違反の内容		酒酔い・酒気帯び運転	無免許運転	酒酔い・酒気帯び・無免許運転でない場合
死亡事故又は重大な傷害事故	運転者	無期停学	無期停学	6ヶ月以内の停学
	同乗者	6ヶ月以内の停学	状況に応じた処分	状況に応じた処分
傷害事故	運転者	無期停学	6ヶ月以内の停学	戒告又は注意
	同乗者	3ヶ月以内の停学	状況に応じた処分	状況に応じた処分
上記以外の交通事故・道路交通法違反	運転者	無期停学	1ヶ月以内の停学	注意
	同乗者	状況に応じた処分	状況に応じた処分	状況に応じた処分
死亡事故又は重大な傷害事故を起した場合で、極めて悪質な行為があった場合	運転者	退学あるいは退学の上、除籍又は無期停学	退学あるいは退学の上、除籍又は無期停学	退学あるいは退学の上、除籍又は無期停学
	同乗者	状況に応じた処分	状況に応じた処分	状況に応じた処分

10. トラブル防止

若者が狙われる悪徳商法等のトラブルが急増しています。手口も年々巧妙になっています。

トラブルに巻き込まれないよう日頃から十分注意してください。トラブルに巻き込まれた場合は 1 人で悩まずクラス担任・チューター・大学窓口や公共の相談機関にまず相談してください。

内　　容	対　応	日頃の注意点
【ワンクリック詐欺】 パソコンのWEBサイトや、携帯電話のメールを利用した架空請求	払わない 連絡しない	①知らないアドレスからのメールは見ない ②怪しいページは見に行かない ③利用規約は必ずチェックする
【悪質商法】 マルチ商法、デート商法など「うまい話」で引き込み、巧妙な手口や脅迫めいた行為で商品を売り込む	クーリング・オフ制度を利用する	①街頭で声をかけられても相手にしない ②契約（署名や押印）は慎重に ③入会等は即断せず家族や知人に相談する

11. 注意事項

（1）飲酒

20 歳未満の飲酒は法律により禁止されています。また、新入生歓迎コンパ等でいっき飲みという行為から急性アルコール中毒になる事故が発生しています。悪質な場合は大学として処分するだけでなく、同席している成人（先輩）と保護者が監督責任を問われ社会的制裁を受けることもあります。さらに、飲み会における過度な飲食代の負担も発生していますので、医師・歯科医師・薬剤師・看護職を志す者として節度ある飲酒を心掛けてください。

（2）拾得物

大学構内で本学学生の所有物とみられる物があった場合は、総務課・所属学部の教務課・学事課・内丸キャンパス事務室のいずれかへ届けられます。また、遺失物を拾得した場合は、速やかに前述のいずれかに届けてください。

（3）盗難防止及び郵便物

貴重品や現金及び自転車等の盗難防止のため、次のことに注意してください。

1）多額の現金は持ち歩かず、貴重品は自分の身から離さないようにしてください。更衣室等での盗難には十分注意してください。

2）ロッカー周辺の私物の盗難が多発しています。ロッカーに貴重品を置く時は必ず施錠してください。また、各自整理整頓を心掛けてください。

3）自転車、自動車、バイクから離れる時は必ず施錠してください。

4）学内（駐車場・駐輪場等を含む）で盗難にあった時、または不審者を見かけた時は直ちに所属学部の教務課に連絡してください。学外の場合は、最寄りの交番等に届出てください。

5）学生個人宛の郵便物は、自宅等に直接郵送してもらってください。やむを得ず大学を経由し、郵便物を送付してもらう場合は、必ず所属学部の教務課に申し出て指示を受けてください。

（4）校舎内、講義室等の美化

校舎内・講義室等へ雑誌類やゴミ等を散乱・放置したままにしないでください。特に講義室は、講義時間外に研究発表等で学内外者へ貸出することがあるので、個人所有物は各自ロッカー内において管理してください。放置している個人所有物は撤去の上、廃棄処分します。

（5）喫煙

20 歳未満の喫煙は法律により禁止されています。周囲から勧められても決して吸ってはいけません。なお、大学及び病院の敷地内は全面禁煙です。医療系大学の学生である自覚を強く持ちマナーを守ってください。

なお、禁煙をお考えの方は健康管理センターまでご相談ください。

(6)薬物

近年、芸能人・スポーツ選手などの麻薬や大麻・覚せい剤などの薬物乱用が増え、若い人たち、特に大学生の間での薬物汚染が拡大しています。薬物使用は、言うまでもなく重大な犯罪です。脳機能障害を来すなど身体や生命に悪影響を及ぼすだけでなく、殺人などの犯罪を引き起こすこともあります。勧められても絶対に断る強い意志と勇気を持ち、すぐに専門家に相談してください。

12. 受講マナー

他大学のみならず本学においても講義を受ける学生のマナー、いわゆる受講マナーの低下がみられます。受講マナーを欠くということは、講義を担当する先生方への礼を失することです。

「誠の人間を育成する」という建学の精神を十分認識し、医師・歯科医師・薬剤師・看護職を志す者として良識ある行動を取ってください。なお、マナー違反となる行為はアンプロフェッショナルな行為として、処分の対象となる場合があります。

【マナー違反】

(1)私語 (2)居眠り (3)途中入退室 (4)携帯電話・スマートフォンの私的利用 (5)食事や飲酒 (6)受講中の化粧 (7)服装の乱れ

13. 日常のマナー

窓口やキャンパス内であまりに幼稚な言葉を平気で使う学生がいます。また、医療系大学の学生とは思えないような配慮のない行動をしている学生がいます。医療人を目指す以前に、大学生はすでに大人であるという自覚をしてください。

言葉遣いや日頃の態度で学生の知性が疑われることのないよう切に願います。

【マナー違反】

(1)ごみの放置

学内外に寄らず自分が飲み食いしたものを平気でその場に放置する学生がいます。掃除する方のことを考えましょう。

(2)タバコのポイ捨て

大学及び病院の敷地内は全面禁煙です。また、学内外を問わず、タバコの吸殻のポイ捨て、歩きタバコはしないでください。

(3)言葉遣い

言葉遣いはその人の品性そのものです。岩手医大の学生である自覚を持ち、礼節ある言動を心掛けてください。

(4)駐輪

指定の駐輪場スペースからはみ出したり、次の人のことを考えない停め方はやめましょう。

諸手続き

窓口受付時間

月曜日～金曜日：8 時 30 分～17 時 00 分(祝祭日除く)
第 1・4 土曜日：　8 時 30 分～12 時 30 分(祝祭日除く)
※ 届出・願出には学生証・印鑑が必要となる場合があります。手続き用紙は提出先事務室にあります。
※ 受付時間外の申請は原則として受付けませんので、余裕を持って申請してください。

窓口一覧

提出先が「教務課」の場合、以下の一覧に従って手続きを行ってください。

学年/学部	1 学年～4 学年	5 学年、6 学年
医学部	医学部教務課	
歯学部	歯学部教務課（矢巾）	歯学部教務課（内丸）
薬学部	薬学部教務課	
看護学部	看護学部教務課	

手数料の支払いについて

内丸キャンパス　歯学部教務課窓口で現金支払いとなります。

矢巾キャンパス　発券機で証紙を購入した当日に申請書類へ貼り付けた上、各教務課窓口に提出してください。

【発券機について】

設置場所：矢巾キャンパス本部棟 1 階事務室ロビー
稼動時間：月曜日～金曜日：9 時 00 分～16 時 30 分(祝祭日除く)
　　第 1・4 土曜日：　9 時 00 分～12 時 00 分(祝祭日除く)

届・証明書・願一覧

【届出関係】 ※提出先：各教務課

項　　目	摘　　要	提出期限	添付書類
欠席届	授業あるいは試験等を欠席するあるいは欠席した場合	速やかに	詳細は各学部シラバスに掲載の「岩手医科大学学生の欠席の取扱いに関する規程」を参照
改姓・改名届	姓、又は名を改めた場合	速やかに	戸籍抄本
本籍変更届	本籍を変更した場合	速やかに	戸籍抄本
住所等変更届	学生、保護者、学費負担者及び保証人の住所・電話番号を変更した場合	速やかに	
保証人等変更届	保護者、保証人、学費負担者を変更した場合	速やかに	
学費負担者変更届	学費負担者を変更した場合	速やかに	
海外渡航届	正課以外に海外へ渡航する場合	渡航の 1 週間前	行程表等詳細が分かるもの

【願出関係】 ※提出先：各教務課

項　目	摘　要	交付日	添付書類、手数料
休学願	病気その他の事由により、引続き 3 ヶ月以上修学できない場合	提出期限 適宜	保証人の連署・捺印 診断書（病気理由の場合）
復学願	休学の事由が消滅し、復学できる状態になった場合		保証人の連署・捺印 診断書（病気理由の場合）
退学願	やむを得ない事由により退学する場合		保証人の連署・捺印 診断書（病気理由の場合）
学生証 再交付願	学生証を紛失、又は破損した場合 （破損の場合、破損した学生証添付）	1 週間後 ※休日を除く	IC カード：2,000 円 その他：500 円
証明書交付願	①在学証明書　②成績証明書　③修了証明書 ④卒業見込証明書（卒業年度に限り発行可） ⑤卒業証明書　⑥病院見学依頼書 ⑦推薦書　⑧その他	2 日後 （英文は 1 週間後） ※休日を除く	1 件 500 円 ※英文 1 件 1,000 円
証明書交付願 （通学証明書）	JR 通学定期乗車券等を購入する場合		学生証呈示
ネームプレート 再交付願	ネームプレートを紛失した場合		500 円
学生旅客運賃 割引証交付願	片道 100 キロメートルを超える区間を旅行する場合 ※1 回の申請につき 2 枚まで（年間合計 10 枚まで） ※不正使用は処罰の対象	翌日 ※休日を除く	学生証呈示

【その他】

項　目	摘　要	提出期限	提出先
施設使用願	講義室等を使用する場合、学友会で決定した体育館割り以外に体育施設を使用する場合等	3 日前	学事課（矢巾）
団体設立願	学内で団体を組織しようとする場合	速やかに	
団体継続願	クラブが 1 年間継続して活動する場合 ※未更新の団体は解散したものとして取扱います	毎年 5 月末	
学生生活事故等 報告書	学生が事故等により怪我をした場合	速やかに	
自動車通学 許可申請書	自動車による通学の為に大学の駐車場を使用する場合 （登録料　年間 2,000 円　　※再発行料 500 円）	1 ヶ月前	
交通事故及び道路交通法違反に係る報告書	学生が自動車運転中に事故を起こした場合	速やかに	各教務課
学生被害等報告書	学生生活において被害（暴行・盗難など）を受けた場合	速やかに	
UID・パスワード 再交付願	アカウントが不明となった場合	速やかに	

学生サポート

学生部

学生部では、正課と表裏一体となり、学生の福利厚生や課外活動等学生生活全般にわたるサポートを行います。当面する授業や学修については勿論、学資や日常生活、そして健康等について助言者となり、時には課外活動、福利厚生等の援助機関として存在します。

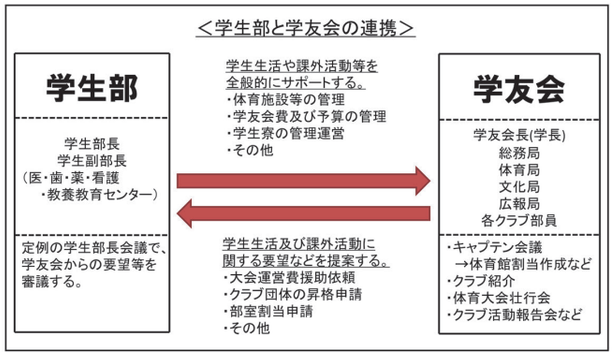
学生部長及び学生副部長が相談に応じますので遠慮なくご相談ください。

学生部長	木　村　英　二　教授	（解剖学講座人体発生学分野）
学生副部長（医学部）	小　原　　航　教授	（泌尿器科学講座）
学生副部長（歯学部）	石　河　太　知　教授	（微生物学講座分子微生物学分野）
学生副部長（薬学部）	杉　山　晶　規　教授	（医療薬科学講座衛生化学分野）
学生副部長（看護学部）	蛎　﨑　奈津子　教授	（成育看護学講座）
学生副部長（教養教育センター）	髙　橋　史　朗　教授	（情報科学科医学統計情報学分野）

学友会

学友会は、学長を学友会長とし、総務局・体育局・文化局・広報局より構成されています。

総務局は、1年間の活動計画が円滑に行われるように各部局や各学部のクラス委員を統括しています。クラブ活動・文化事業等を通じ、会員相互の親睦と自主精神の涵養を図り、心身の鍛練に努め、学生としての規律の保持と資質の向上に努めることを目的としています。



クラブ活動

【部長の交代】

部長の変更がある場合は、部長交代届を学事課（矢巾）に提出してください。

【新しくクラブ・同好会を作るには】

学友会の公認を受けたい団体は、団体設立願と団体員名簿を学事課（矢巾）に提出してください。

【クラブ・同好会の継続】

毎年5月末までに団体継続願と団体員名簿を学事課（矢巾）に提出してください。

提出しない場合は、クラブ・同好会としての登録を取り消します。

【大会に参加をする場合】

大会参加申請書を1週間前までに学事課（矢巾）に提出してください。

大会、遠征を含む合宿等で、事故又はケガをした場合は、部長に報告のうえ、速やかに「学生生活事故等報告書」を学事課（矢巾）に提出してください。

学生寮

学生部長を館長とし、学生寮の管理運営を行っており、学生が共同生活を通じて、充実した学生生活を送ることができるよう支援しています。また、大学生活に対する不安や疑問を気兼ねなく相談できる場として、各学部の教員（クラス担任・副担任等）と寮生との夕食会を主催しています。

施設の利用にあたって

【施設備品について】 各施設にある設備・備品は、破損等しないように大切に使用してください。

【鍵について】 部室の鍵は、各クラブが責任を持って管理してください。

部室以外の鍵（柔剣道場等）は、使用が終了次第、借りた当日に必ず大学へ返却してください。

※設備・備品の破損、鍵の紛失等があった場合は、損害を賠償してもらう場合があります。

体育施設

クラブ活動、正課、特別行事等の場合を除いて、学生に体育施設を開放しています。

健康増進や、交流の場として利用してください。使用希望日の1週間前までに申し込んでください。

【体育施設】

地　区	施　設　名	備　考
矢巾キャンパス	運動場 テニスコート（4面） 体育館（アリーナ、柔道場、剣道場） 琢誠館	利用時間 7時00分 ～22時00分 申込先 学事課（矢巾）
緑が丘グラウンド	野球場 球技場 テニスコート（4面）	

【主な年間行事予定】

時期	行　事	時　期	行　事
4月	クラブ勧誘	8月	東医体、歯学体
6月	部費決算	10月	役員改選

※社会情勢に応じ、変更となる場合があります

【学友会団体一覧】　（2026.2.28 現在）

体　育　局		文化局	同好会	設立準備団体
アーチェリー部	水泳部	囲碁将棋部	ESS	心電図同好会
アイスホッケー部	スキー部	衛生検査部	東洋医学研究会	ナースボランティアサークルひいどろ
空手道部	ソフトテニス部	オーケストラ部	薬学研究会	iCEEC（Iwate clinical Emergency Education club）
弓道部	卓球部	華道部	ビリヤード同好会	フットサルサークル
剣道部	日本拳法部	ギター部	非電脳系ゲーム同好会	ＩＷＡＭＳＡ
硬式テニス部	馬術部	軽音楽部	アウトドア同好会	合唱団 Lux
硬式野球部	バスケットボール部	茶道部	地域国際協力同好会	外科手技研究同好会
ゴルフ部	バドミントン部	さんさ踊り部	e-sports club	プライマリウム言語研究会
医学部サッカー部	バレーボール部	写真部	IM²EDiCo（アイメディコ）	ジャズ研究会
歯学部サッカー部	ハンドボール部	美術部		Remedix
薬学部サッカー部	ボート部			
山岳部	ラグビー部			
柔道部	陸上競技部			
医学部準硬式野球部	バトントワリング部			
歯学部準硬式野球部	D-CONNECT（ストリートダンスサークル）			

自習室及び座席数一覧

【矢巾キャンパス　学修スペース】

開放期間：通年
（土日・祝日を含む）
開放時間：7時 00 分～22 時 00 分

○は飲食可
△は、蓋付飲み物の持込が可能。

施設・室名	座席数	飲食
キャンパスモール	―	○
アレンジメントエリア （東講義実習棟 1 階）	34 席	○
自習スペース （東講義実習棟 2～4 階各 40 席）	120 席	○
図書館閲覧室	28 席	△
合　　計	182 席	―

【矢巾キャンパス・
図書館ラーニングコモンズ】
開放期間及び時間
月～金曜日：　9 時 00 分
～22 時 00 分
第 1・4 土曜日：9 時 00 分
～17 時 00 分

●図書館の施設利用については、
27～31 ページをご覧ください。

施設・室名	座席数	飲食
図書館	143 席	△
プレゼンテーションエリア （キャンパスモール南端）	16 席	○
コラボレーションエリア（食堂棟 1 階）	56 席	○
コミュニケーションスペース （西講義実習棟 2 階）	全3スペース 各 10 席	△
合　　計	245 席	―

【矢巾キャンパス・SGL室】
開放期間：通年
（土日・祝日を含む）
開放時間：7 時 00 分～22 時 00 分
SGL 室は飲食禁止です。
事務室ロビー内専用端末で予約可能

施設・室名	部屋・座席数
東研究棟1階SGL室	34 室（10 席／室）
本部棟3階SGL室	20 室（10 席／室）
合　　計	54 室

【内丸キャンパス 図書館】
開放期間及び時間
月～金曜日：　9 時 00 分～
17 時 00 分
第 1・4 土曜日：9 時 00 分～
12 時 00 分
△は、蓋付飲み物の持込が可能。

施設・室名		座席数	飲食
3 階	西側閲覧室	53 席	△
	東側閲覧室（カウンター）	7 席	×
合　　計		60 席	―

学生用保険

本学では、国内外における学生生活での事故・怪我を補償する保険に加入しています。授業中、クラブ活動中、日常生活での怪我（交通事故を含む）が対象です。保険料の学生負担額は年間 5,000 円｛医・歯・薬学部：30,000 円（6 年分）、看護学部・医学部編入生：20,000 円（4 年分）、歯学部編入生：25,000 円（5 年分）、薬学部編入生：15,000 円（3 年分）、看護学部編入生：10,000 円（2 年分）を入学時に納入｝です。

保険引受会社：三井住友海上火災保険株式会社（代理店：株式会社こずかたアシスト）

【保険内容】

補　償	摘　　要	保険金
死　亡	偶然な事故による怪我が原因で、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合	26 万円
後遺傷害	偶然な事故による怪我が原因で、事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体の一部を失ったり、重大な機能障害を残す等、後遺障害が生じた場合	程度により死亡保険金の 100%～4%
入　院	偶然な事故による怪我が原因で、医師の指示によって入院した場合	入院 1 日につき 1,500 円 （180 日限度）
手　術	入院保険金が支払われる場合で、その怪我のために手術を受けた場合	① 入院中に受けた手術の場合 入院保険金額の 10 倍 ② ①以外の手術の場合 入院保険金額の 5 倍
通　院	偶然な事故による怪我が原因で通院し、学業にも支障をきたす場合	通院 1 日につき 1,000 円 （90 日限度）
学生賠償	日常生活に起因する偶然な事故により他人に怪我を負わせ、又は他人の財物を滅失・棄損させた場合、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償 【免責】 ・学生と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ・車両、船舶、航空機等の使用等に起因する賠償責任 ・学生のアルバイト業務の遂行に起因する賠償責任 ・学生の暴行、殴打に起因する賠償責任 ・学生が使用（又は所有、管理）する財物について、その正当権利を有する者に対する賠償責任	1事故1名につき 最高1億円まで補償

障がい学生支援体制

本学では、学生部の下に学生支援室を設置し、障がいのある学生等に対し関係法令並びに岩手医科大学学生支援方針及び各指針に基づき、必要な支援及び環境を整備します。

【支援体制（相談窓口）】

学生支援室を中心に、関係部署と協力・連携して、支援にあたります。

（構成員）学生部長、学生副部長、学事課　ほか

（相談窓口）学事課

【相談・申請から支援決定までの流れ】

1. 相談（窓口：学事課）

 支援が必要な場合、遠慮なく相談してください。相談窓口は学事課ですが、各学部の学生部長や健康管理センターなどにもご相談いただけます。相談では、支援内容や必要となる手続き、準備する書類・診断書等について確認していきます。

2. 面談

 支援内容について、聞き取りや確認を行い、配慮申請の内容を確認します。その際に、関係する教員や健康管理センターなども一緒に面談を行う場合があります。

3. 申請書および根拠資料（診断書等）の提出

 面談での確認内容を基に申請書を作成し、診断書等の根拠資料と共に学生支援室に提出します。

4. 支援内容を検討・決定

 申請書を基に、各学部の教授会または教養教育センター委員会で配慮の提供について検討、決定します。

 ※合理的配慮の内容について、調整や再検討が行われる場合があります。

5. 結果の通知・支援開始

 学生本人に支援の決定について通知します。

 ※合理的配慮の決定後に、再相談も可能です。

【合理的配慮の支援例】

※下記は支援例であり、学生個々に支援内容は異なります。

・視覚障害…授業資料や試験問題の拡大、座席位置の配慮

・聴覚障害…補聴援助機器使用の許可、座席位置の配慮

・肢体不自由…車通学の許可、座席位置の配慮

・発達障害…授業中・試験中の耳栓（ノイズキャンセリング）使用や一時退席、座席位置の配慮

・病弱・虚弱…授業中・試験中の一時退席、座席位置の配慮

【申請書】

合理的配慮の申請書は、ホームページからダウンロードできます。

【ホームページ】

https://www.iwate-med.ac.jp/barrier-free-support/

そのほかの学生支援体制

学生部は、学生生活全般にわたるサポートを行うにあたり、各機関・各学部及び教養教育センターの教員と連携をとっていますので、相談したいことがあれば遠慮なくご相談ください。

1. 健康管理センター
 学生が学業を安心・安全に行えるよう、心身の健康の保持増進を目的に支援を行います。
2. キャンパスサポーター
 学生生活において困っていることや悩み事を抱えている学生の相談に応じます。
3. 担任・スモールグループ担任・チューター
 身近に相談できる役割として、学生を学業・学生生活面において支援を行います。

健康管理センター

健康管理センターは矢巾キャンパスにあり、学生・教職員が学業および業務を安心・安全に行えるよう、心身の健康の保持増進を目的に支援を行っています。

スタッフは、健康管理センター長（兼任）、学校医（内科医、精神科が兼任）、保健師、臨床心理士、公認心理師（以下カウンセラー）、事務員で構成されており、専門的な支援を行っています。お気軽にご利用ください。

利用案内

1. 保健師
 （1） 体調が優れない時や怪我をした時の応急的な処置や手当て
 （2） 学生健康診断後の保健指導および受診指導
 （3） 予防接種についての様々な相談
 （4） 健康相談などの身体的な悩みの相談
 （5） 身長・体重・血圧・視力・聴力測定
 （6） 禁煙サポート
2. カウンセラー
 （1） 心理相談：心身の不調・学業・進路・対人関係・ハラスメントなどの相談（必要に応じて、精神科学校医と面談、医療機関紹介、心理テスト実施）
 （2） カウンセラーによるグループセミナー
 （3） メンタルヘルス講習会： 1 年次の学生を対象に実施

利用時間

月曜日～金曜日：8 時 30 分～17 時 00 分
第 1・4 土曜日：8 時 30 分～12 時 30 分
※カウンセラーの時間外対応 （17 時 00 分以降の予約は応相談）
※カウンセラーの内丸キャンパスでの対応：必要に応じて随時
※カウンセラーの対応については、令和 7 年 12 月時点のものであり、変更となる場合がありますので事前にご確認ください。

利用方法

健康管理センターを利用したい場合は、下記方法から選択してください。

◆直接来室　利用時間内に直接健康管理センター、または相談室にお越しください。
（心理相談の場合は、相談中であれば対応できない場合もありますので、電話・メールでの事前予約をおすすめします）

◆電　話　利用時間内に　大学ダイヤルイン　019-651-5110
（健康管理センター内線　5019 / 5022、相談室内線 5023）

◆メール
○ 保健師による健康相談の場合（基本は来室対応）
hokenshisoudan@j.iwate-med.ac.jp
→メールに「学部、学年、名前、簡単な相談内容」をお知らせください。
※このメールは保健師しか閲覧できないものですので、ご安心ください。

保健師

○ カウンセラーによる心理相談申込みの場合
shinrisoudan@j.iwate-med.ac.jp
→メールに「学部、学年、名前、相談希望日時、簡単な相談内容」をお知らせください。
※このメールはカウンセラーしか閲覧できないものですので、ご安心ください。

心理

健康管理センターの主な業務内容

1. 保健室業務
 急な体調不良や怪我などの時に応急的な処置や手当てを行います。

2. 学生健康診断
 学校保健安全法と学内の学生健康診断規程に基づき毎年 1 回（4 月に実施）受けることが義務づけられています。健康診断の結果は、5 段階（A 異常なし、B 軽度異常、C 要再検査・生活改善、D 要精密検査・治療、E 治療中）で総合判定します。D判定者は、速やかに医療機関を受診し、所定の用紙を健康管理センターに提出してください。C判定者は、健康管理センターで生活改善に向けた保健指導を実施しておりますのでご利用ください。

3. 健康診断事後指導
 肥満のダイエットサポート、高血圧の生活支援などを行います。

4. 感染予防対策
 感染予防対策は自分の体を守ることのみならず周りの人も守ることになります。各種ワクチン接種はできるだけ受けてください。体質やアレルギーなどの心配のある方は保健師にご相談ください。
 （1） B 型肝炎ワクチン接種
 翌年度に実習を控えている学生（医 3 年・歯 4 年・薬 4 年・看 1 年）を対象に実施します。費用は大学が負担します。提示するスケジュールに沿って接種してください。
 （2） インフルエンザワクチン接種
 全学生を対象に費用は自己負担で実施します。
 （3） 新型コロナワクチン接種
 全学生を対象に費用は自己負担で実施します。

5. 針刺しおよび粘膜曝露事故対応
 実習中に発生した血液・体液による針刺しおよび粘膜曝露事故後の支援を行います。事故が発生した場合は、直ちに教員へ報告してください。事故発生から 2 時間以内に受診する必要があります（HIV予防内服）。

6. 相　談
 （1） 保健師による健康相談、禁煙相談（禁煙外来受診への支援など）
 （2） カウンセラーによる心理相談（カウンセリング）

7. メンタルヘルスチェック
 学生生活支援の一環として、医・歯・薬 1～6 年、看 1～4 年を対象に実施します。

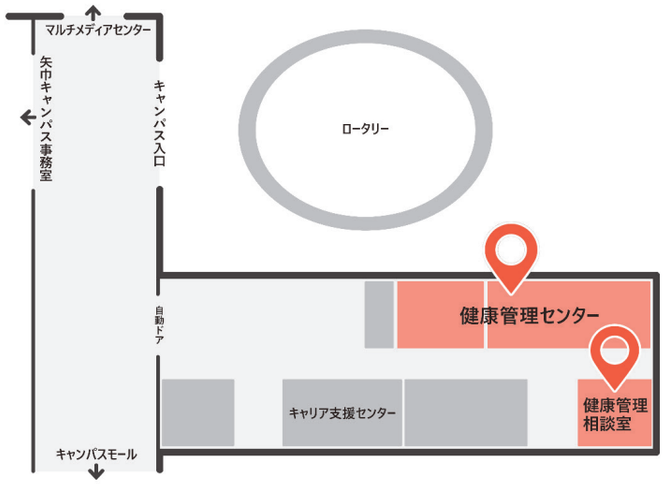
8. その他
 （1） 学生健康診断個人票・ワクチン抗体価検査などの証明書の発行
 （2） 広報活動
 ① 健康管理センターだより：年 2 回発行
 ② 健康情報の提供（ポスター掲示など）：随時
 ③ ホームページ

健康管理センター HP

健康管理センターの場所

＜矢巾キャンパス＞　東研究棟 1 階･104･105･106 号

矢巾キャンパス　東研究棟1階



矢巾キャンパス　トクタヴェール2階相談室



※必要時のみ在室

トクタヴェール 2 階相談室へ行く際の注意点

必ず**学生証**を持参して下さい。
相談室までのルートで、入館許可が必要なところ（3 階連絡通路入口）があります。

【相談室への行き方】

マルチメディア棟 3 階から連絡通路を通り。トクタヴェール 3 階入口から 2 階へ階段を降りる。

図書館

図書館は、教育･研究･診療支援のための学術基盤として設置されています。矢巾キャンパス、内丸キャンパスにそれぞれ図書館があります。各館で所蔵している主な資料は、次のとおりです。

矢　巾：　医･歯･薬･看護学専門資料、一般教養資料
内　丸：　医･歯･看護学専門資料
※キャンパス間での資料取り寄せが可能です。

資料は、図書･雑誌･AV(視聴覚)資料のほか、電子資料も利用できます。詳細については、図書館 HP(https://www.iwate-med.ac.jp/library)で確認してください。

開館時間

	場　所	平　日	第 1･4 土曜日	休館日
矢巾	図書館	9時00分～22時00分	9時00分～17時00分	閉 館
	閲覧室	通年　7時00分～22時00分 ※最終退出者は冷暖房をOFF･消灯を行うこと		
	コミュニケーションスペース	9時00分～21時45分	9時00分～16時45分	閉 室
	コラボレーションエリア	9時00分～22時00分	9時00分～17時00分	閉 室
	プレゼンテーションエリア	「モニター等機器を利用しない場合」は特に利用時間を定めません。※大学開校日に限る。		
内丸	3階カウンター 3階閲覧室	9時00分～17時00分	9時00分～12時00分	閉 室

休館日

日曜、祝日、第 2･3･5 土曜日、年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)
※開館時間の変更および臨時休館等は、随時 HP、X(旧ツイッター)@imu_toshoや掲示板でお知らせします。

貸出･返却

項　目	冊　数	貸出期間	貸出方法
図　書	合計 5 冊まで （3 回まで更新可能）	2 週間	学生証を提示
AV 資料		3 日間	
製本雑誌		1 週間	
その他	※ 貴重図書、参考図書、大系類、抄録･索引誌、未製本雑誌、新聞は閲覧のみ可能です。 ※ 夏季･冬季の長期休暇期間は、長期貸出が可能です。		

各種サービス

項　目	内　容
レファレンスサービス	資料の所在や、調べ方、使い方など学習を進めていく上で必要な情報を提供します。職員に声をかけてください。
他キャンパスの資料	他キャンパスで所蔵している資料を取り寄せることができます。利用した資料は矢巾・内丸どちらでも返却できます。
相互貸借（有料）	本学に所蔵していない資料を他大学・機関へ依頼し、複写物を取寄せたり、現物を借用したりすることができます。申込みは、OPAC から。
複写サービス	図書館内のコピー機で蔵書の複写が可能です。 著作権法に従って複写してください。
AV ルーム（コーナー）	AV（視聴覚）資料の閲覧ができます。 申込は、各館カウンター。
【矢巾】 コミュニケーションスペース	グループ学習やプレゼンテーションの練習に活用できる部屋で、3スペースに区切られています（各スペースに大型ディスプレイ 1 台、ホワイトボード 1 台、机 5 台、椅子 10 脚を設置）。申込は、矢巾図書館カウンター。
【矢巾】 ラーニングコモンズ	グループ学習やプレゼンテーションの練習といったアクティブラーニングに活用できる「コラボレーションエリア」、「プレゼンテーションエリア」を提供します。 ※飲食可。但し、ごみは各自責任を持って片付けてください。

利用上の注意事項

（1） 資料を紛失・汚損した場合は、弁償していただきます。
（2） 飲食（蓋が閉まる容器に入った飲物のみ可※）、喫煙、スマートフォン等の充電・通話は禁止です。
※内丸図書館書庫は蓋が閉まる容器に入った飲物も禁止です。
（3） 内丸図書館の書庫内には、コートやかばんの持ち込みはできません。
（4） 荷物は放置せず、責任を持って管理しましょう。放置された荷物は適宜処分します。
（5） 他の利用者に迷惑をかけないよう、公共の場にふさわしい行動をとりましょう。

他大学図書館相互利用

いわて高等教育コンソーシアム（岩手大学、岩手県立大学、富士大学、盛岡大学、岩手保健医療大学、岩手医科大学）の連携・協力による教育・研究の発展に資するため、各大学図書館の相互利用が可能です。共通利用ルールは以下の通りです。

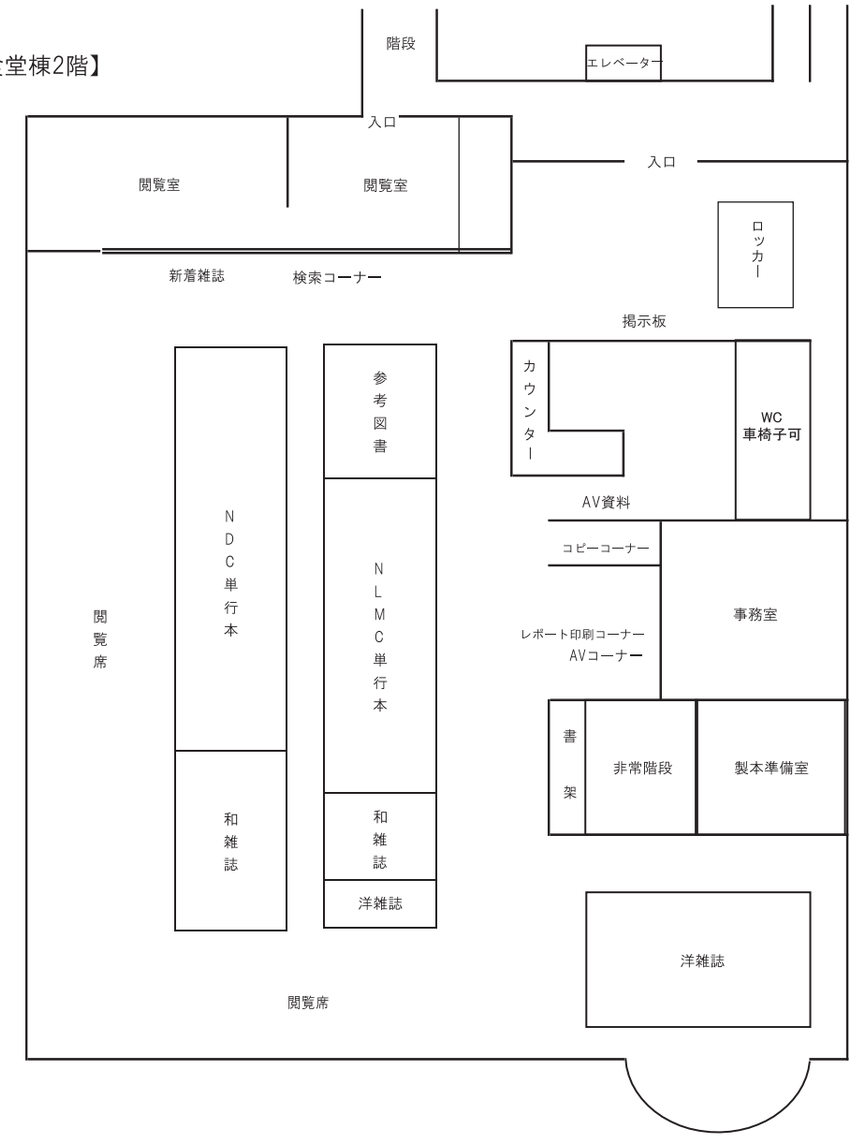
（1） 利用する際は、身分を証明する書類（学生証）を提示すること。
（2） 利用する大学図書館のルールを遵守すること。
（3） 館内は飲食、喫煙禁止とする。
（4） 館内では静粛にし、他の利用者に迷惑をかけないこと。携帯電話の使用を禁止とする。
（5） 図書、資料及び施設を汚損しないこと。
（6） 所持品等の管理については各自が十分注意すること。
※その他の大学図書館も相互利用できますので、本学図書館にお問い合わせください。

矢巾図書館





【食堂棟2階】

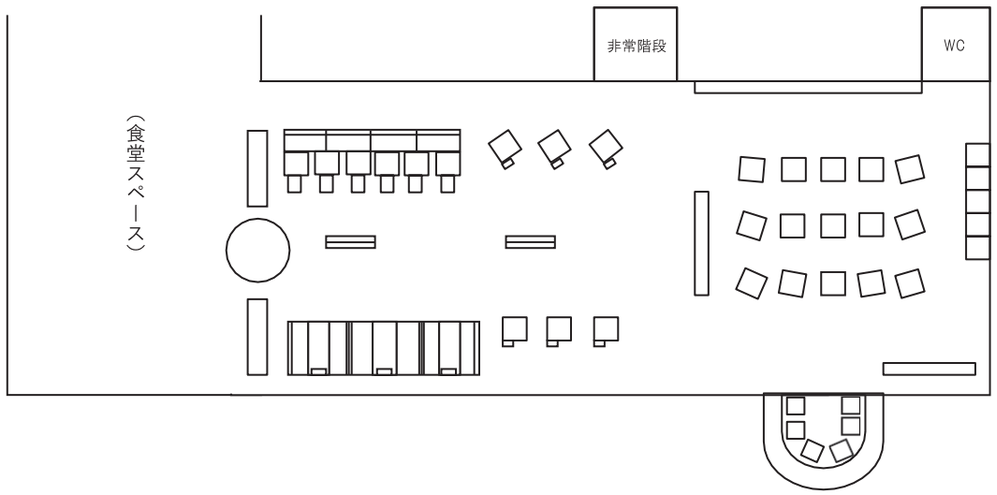


※NLMC：National Library of Medicine Classification：米国国立医学図書館分類法
※NDC：Nippon Decimal Classification：日本十進分類法

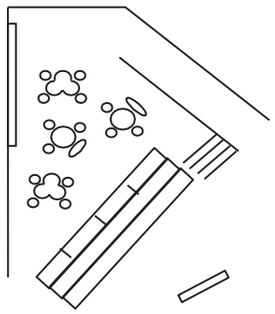
矢巾図書館



【食堂棟1階】コラボレーションエリア

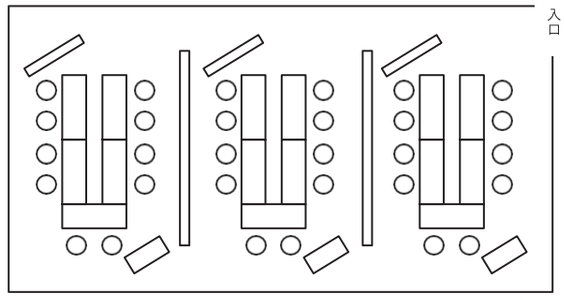


【モール棟1階】
プレゼンテーションエリア





【西講義実習棟 2 階】
コミュニケーションスペース（西 200）



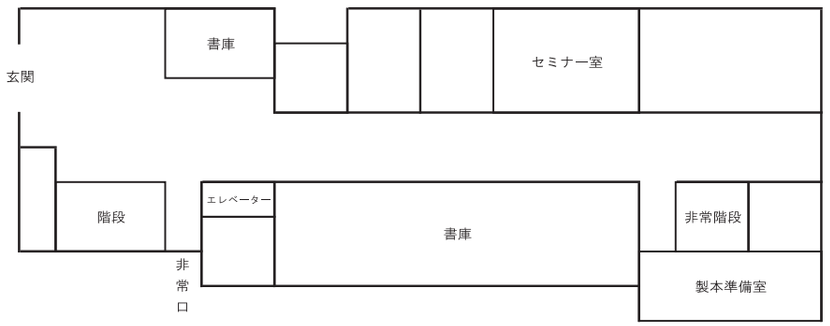




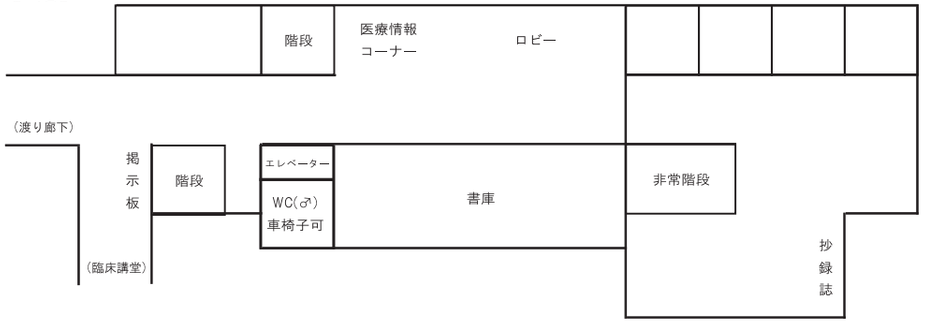


内丸図書館

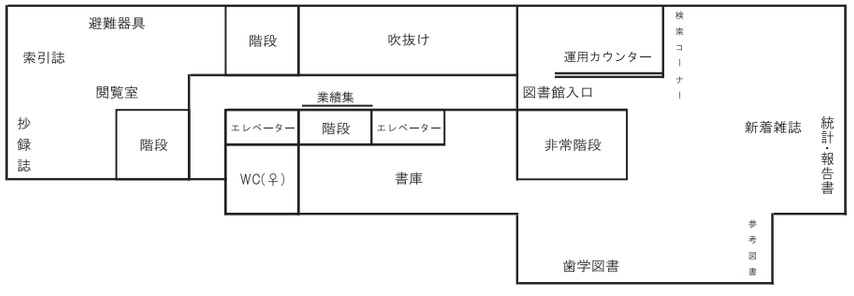
【1階】



【2階】



【3階】



キャリア支援センター

キャリア支援センターは、学生の社会的自立に向けた実践的な能力の育成と、就職活動をサポートするための拠点です。学生一人ひとりが納得のいく進路を選択できるよう、就職活動の流れに沿ったガイダンスやセミナーを開催し、手厚い支援を行っています。また、希望者には卒業後の相談にも対応しています。進路に迷ったときや不安があるときは、どうぞお気軽にお問い合わせください。

場 所	矢巾キャンパス　東研究棟 1 階
TEL	019-651-5110(内線:5365、5367、5368)
FAX	019-907-7412
E-mail	career@j.iwate-med.ac.jp
利用時間	平日:8 時 30 分～17 時 00 分/第 1・4 土曜日:8 時 30 分～12 時 30 分
休 日	第 2・3・5 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
個別相談（要予約）	盛岡新卒応援ハローワーク　キャリアカウンセラー

卒業後の進路について

［医学部・歯学部］

医師・歯科医師免許取得後、医師は 2 年間、歯科医師は 1 年間、臨床研修医として医療現場で基礎的な診療能力を身につけます。その後は、専門研修、大学院での研究、その他多様なキャリアを選択できます。

［薬学部］

薬剤師免許取得者の多くは、病院、保険薬局、ドラッグストアへ就職します。加えて、行政機関、製薬企業、治験関連業務など、医薬品に関わる幅広い専門職種が存在します。大学院に進学し、研究者や教育者を目指す道もあります。

［看護学部］

少子高齢化の進行や医療環境の変化により、看護資格を活かして活躍できる場は一層広がっています。看護師・保健師・助産師として働く場は、病院や診療所だけでなく、保健所・市町村などの行政機関、訪問看護ステーション、介護施設、助産院、学校、企業など多岐にわたります。さらに、専門看護師・認定看護師、教育研究者、看護管理者を目指す道や、大学院進学も選択肢の一つです。

キャリア支援センターの活用について

【就職支援事業】

進路総合ガイダンス、企業研究セミナー、業種・職種研究講演会、就職活動対策講座などを開催し、学生の皆さんのキャリア形成を支援しています。今年度のキャリア支援事業日程は当センターホームページに掲載しています。

【個別相談】

キャリアカウンセラーが来学し、面談ブースにて就職相談や履歴書・エントリーシートの添削、面接対策など、丁寧できめ細かなサポートを行っています。希望者には、進学を含む進路選択についての相談にも対応しています。

初めての就職活動では、不安や焦りを感じることもあると思いますが、一人で抱え込まず、お気軽にご相談ください。キャリア支援センタースタッフに加え、教員とも連携してサポートいたします。

個別相談は、後述の≪求人 NAVI≫から予約することもできます。

【業種研究講演会・職種別講演会】

薬局や病院で活躍する薬剤師、製薬企業の人事担当者、薬事行政に携わる公務員など、多様な分野の専門家を講師としてお招きし、薬剤師としての社会的役割や幅広いキャリアの可能性について学べる講演会を開催しています。

看護学部の皆さんに向けても、地域医療の現場で働く方々をお招きし、看護師・保健師・助産師の仕事内容、求められるスキル、仕事のやりがいについてお話を伺う機会を設けています。将来の進路選択に向け、早い段階から知識を深めておきましょう。

【企業研究セミナー】

学内で開催される「企業研究セミナー」は、薬学部生にとって就職活動の最重要イベントです。毎年、就活が本格化する前の 11 月頃に開催しています。病院・官公庁・製薬会社・医薬品卸・保険薬局・ドラッグストアなど、およそ 100 社の事業所にお越しいただき、人事担当者から事業内容や採用情報を直接聞くことができる貴重な機会です。また、参加される担当者の中には本学卒業生も多く、同じ大学で学んだ先輩方から実際の経験談やアドバイスを聞くことができます。

【求人情報の提供】

≪求人 NAVI≫には、本学に届く求人情報が登録されております。センター内には求人票や会社案内・パンフレット、各種情報誌、就活参考図書等などをそろえており、自由に閲覧できます。

就職支援システム≪求人 NAVI≫について

≪求人 NAVI≫は、全国の大学が共同で運用しているインターネット求人受付システムで、本学も 2010 年(平成 22 年)から参加しています。本学宛ての求人は原則としてこのサイトを通じて届き、紙で届いた求人票もデータ化されて登録されるため、いつでも効率よく求人検索・閲覧ができます。

進路希望を登録すると、希望業種に合わせた求人情報や就活情報の受信が可能になります。また、個人面談の予約、スケジュール管理など、就職活動に役立つ機能も利用できます。

≪求人 NAVI≫の利用方法については、薬学部 4・5 年生と看護学部 3 年生の春に説明会を開催していますが、それ以外で利用を希望する方、操作方法が分からない方は、キャリア支援センターまでお問い合わせください。

2025 年 5 月 1 日時点

薬学部卒業生の主な進路(第 1 期生～第 13 期生)

■医療機関
岩手医科大学附属病院
岩手県医療局(岩手県立病院)
盛岡赤十字病院
盛岡友愛病院
川久保病院
総合花巻病院
北上済生会病院
啓愛会
手稲渓仁会病院
八戸市立市民病院
弘前大学医学部附属病院
大崎市民病院
仙台市立病院
東北大学病院
秋田赤十字病院
秋田大学医学部附属病院
市立秋田総合病院
JA 秋田厚生連
明和会
山形大学医学部附属病院
星総合病院
新潟大学医歯学総合病院
国立病院機構北海道東北グループ
徳洲会グループ
イムスグループ

■保険薬局
アイセイ薬局
アイングループ
アオキファーマシー
イクミグループ
いまいメディカルグループ
医薬品情報センター
オオノ(ひかり薬局・プラザ薬局)
クオール
クラフト(さくら薬局グループ)
サノ・ファーマシー
サングループ
シップヘルスケアファーマシー東日本
総合メディカル
日本調剤
ファーマみらい
ファーマライズホールディングス
メディカルシステムネットワーク(なの花薬局)
ライブリー
ラッキーバッグ
ワークイン　つくし薬局

■ドラッグストア
イオン東北株式会社
ウエルシア薬局
カワチ薬品
クスリのアオキ
サンドラッグ
スギ薬局
ツルハホールディングス
マツキヨココカラ&カンパニー
薬王堂

■製薬会社(MR)
エーザイ
グラクソ・スミスクライン
中外製薬
Meiji Seika ファルマ

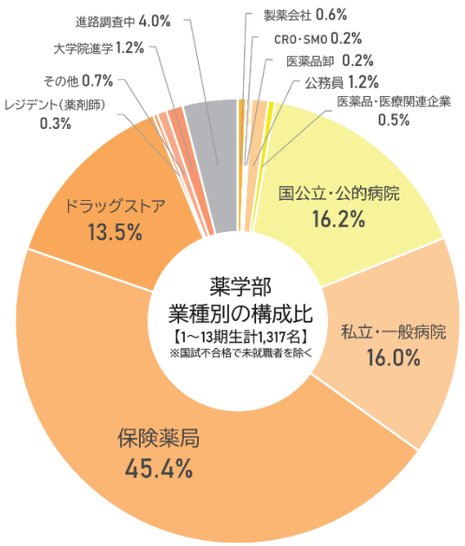
■CRO・SMO
エシック
エーツーヘルスケア

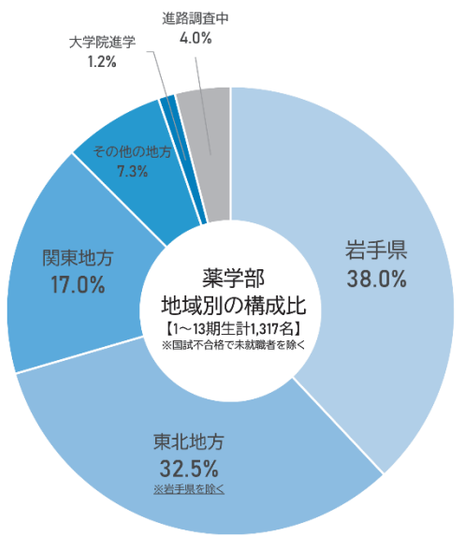
■医薬品卸
バイタルネット

■公務員
防衛省航空自衛隊
厚生労働省　東海北陸厚生局　麻薬取締部
岩手県
青森県
宮城県
山形県

■医薬品・医療関連企業
東和薬品
ニプロファーマ
日本全薬工業
富士フイルム和光純薬

■進学
岩手医科大学大学院薬学研究科
東京大学大学院医学系研究科
秋田大学大学院医学系研究科
金沢大学大学院医薬保健学統合研究科
慶應義塾大学大学院薬学研究科薬学専攻





2025 年 5 月 1 日時点

看護学部卒業生の主な進路(第 1 期生～第 5 期生)

■医療機関(国公立・公的)
岩手県医療局(岩手県立病院)
北上済生会病院
市立札幌病院
弘前大学医学部附属病院
東北大学病院
大崎市民病院
東北公済病院
仙台市立病院
宮城県立病院機構(宮城県立病院)
仙台医療センター
宮城県立こども病院
山形県病院事業局(山形県立病院)
山形大学医学部附属病院
国立成育医療研究センター
国立がん研究センター中央病院
東京大学医学部附属病院
東京都立小児総合医療センター
虎の門病院
横浜市立大学附属病院

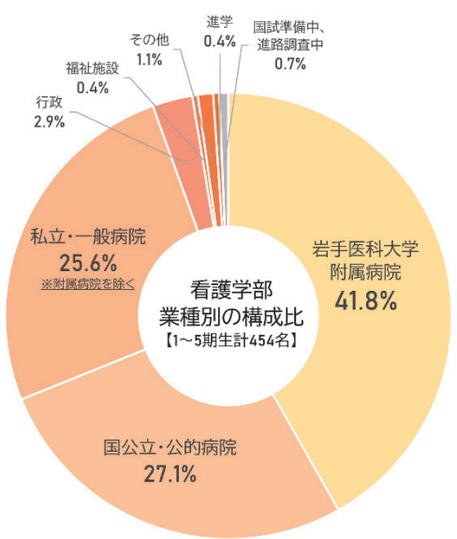
■医療機関(私立・一般)
岩手医科大学附属病院
三田記念病院
総合花巻病院
盛岡友愛病院
東北医科薬科大学病院
仙台厚生病院
宮城厚生協会
仙台オープン病院
附属総合南東北病院
順天堂大学医学部附属浦安病院
杏林大学医学部付属病院
日本医科大学付属病院
東京医科大学病院
昭和医科大学病院
昭和医科大学江東豊洲病院
日本大学医学部附属板橋病院
吉祥寺病院
北里大学病院
自治医科大学附属病院
戸田中央総合病院
自治医科大学附属さいたま医療センター

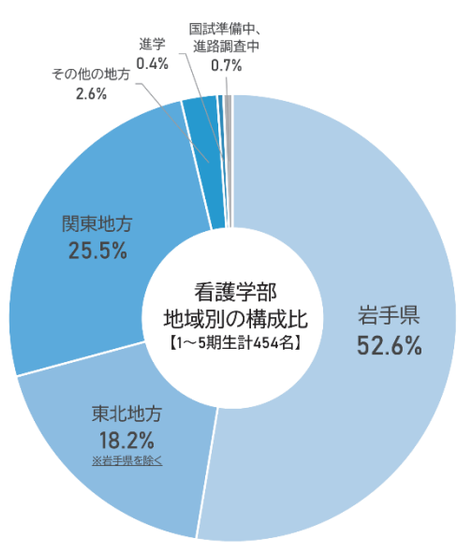
■公務員
岩手県
盛岡市
北上市
一関市
奥州市
宮古市
二戸市
紫波町
五所川原市
大和町
埼玉県
足立区

■福祉施設
住宅型有料老人ホーム　ふじみ野の杜
介護老人保健施設こずやサンブルク

■その他
岩手県予防医学協会
宮城県予防医学協会

■進学
北海道教育大学 函館校 養護教諭特別専攻科
栃木県立衛生福祉大学校





進路・キャリアパス

本学では大学卒業後の進路・キャリアパスとして、大学院へ進学し、より高度な教育・研究に携わる機会を得ることができます。また、本学附属病院で臨床研修を行い、経験豊かな多くの専門医から徹底した指導を受けることもできます。

ここでは、各研究科・各臨床研修センターを紹介しておりますので、皆さんの将来について、具体的に考えるための一助としてください。

なお、薬学部及び看護学部卒業生の主な進路については「キャリア支援センター」に掲載しています。

≪大学院≫

【医学研究科】

募集定員

博士課程：50 名 （※社会人特別選抜を含む）

専　攻	入学定員	専攻分野
生理系	6 名	人体解剖学・発生学、組織学・細胞生物学、神経細胞生理学・システム神経科学、医化学、薬理学、実験動物学
病理系	3 名	医科応用病原微生物学、機能病態学、分子人体病理学、腫瘍生物学、分子病態解析学
社会医学系	2 名	法医病理学、衛生学・公衆衛生学、医学教育学、総合臨床医学、医療安全学、睡眠行動医学、臨床遺伝学、メディカルゲノミクス、母体発達医学
内科系	20 名	消化器内科学、肝臓学、糖尿病代謝内分泌学、腎臓・高血圧内科学、循環器内科学、呼吸器内科学、リウマチ・膠原病・アレルギー内科学、血液内科学、神経学、小児科学、皮膚科学、神経精神科学、放射線診断学、臨床検査医学・感染症学、総合診療医学、臨床腫瘍学、緩和医療学、放射線腫瘍学、神経科学
外科系	19 名	外科学、脳神経外科学、心臓血管外科学、呼吸器外科学、運動器傷病学、形成外科学、産婦人科学、耳鼻咽喉科学、頭頸部外科学、眼科学、泌尿器科学、麻酔学、救急医学、災害医学、リハビリテーション医学、脳機能画像解析学、定量生物学

（※詳しくは、本学ホームページをご覧ください）

修士課程：10 名 （※社会人特別選抜を含む）

専　攻		専攻分野
医科学	先端医科学群	発生生物学、組織学、生体システム情報学、医用分子生物学、医科薬理学、生体防御学、ゲノムコホート研究学、画像医学、臨床検査医学・感染症学、災害医学、システム医学、医用遺伝子工学、メディカルゲノミクス、実験動物学
	応用医科学群	法医中毒学、環境・予防医学、消化器・代謝・血液病学、循環器・呼吸器病学、神経・運動・皮膚・感覚器学、周産期・成長発達科学、腎・泌尿・生殖器学、臨床精神科学、地域総合医学、分子診断病理学、リハビリテーション医学、睡眠関連医療技術分野、遺伝カウンセリング学、緩和医療学、放射線腫瘍学

（※詳しくは、本学ホームページをご覧ください）

研究科の特色

① 高度な先進医療拠点
医学研究科の研究内容は生命科学から社会医学、臨床医学と多彩であり、特に脳血管疾患、臨床疫学研究、老化研究の分野では先導的研究拠点が形成されています。

② 学位取得を支援する履修プロセス管理
大学院生一人ひとりの調書を作成。学位を取得するために複数の教員による指導体制を確立し、研究計画調書等に基づき研究の進捗状況を定期的に評価、助言することにより学位取得への過程を支援します。

③ 社会人を考慮したカリキュラム
社会人特別選抜のコースでは、働きながら教育を受け研究したい人のために、夏期休暇や土日を利用した集中講義など工夫を凝らし、カリキュラムを編成しています。臨床研修医や医療関係者、行政職の方もこのプログラムを利用して大学院の教育が受けられます。

④ 多岐にわたる研究サポート体制
競争的研究資金の獲得によって運営されている複数の研究プロジェクトに関わる附属病院のスタッフ等も皆様の研究をサポートいたします。

入学試験日程（博士・修士課程共通）

第 1 回：毎年 11 月下旬
第 2 回：毎年 2 月下旬
秋季入学：毎年 8 月下旬
（※詳しくは、本学ホームページをご覧ください）

大学院修了後の進路・キャリアパス

博士課程では 4 年間、修士課程では 2 年間で、先進の医生物学を学び、自ら設定したテーマに基づいて研究し、学位論文をまとめます。大学院の修了生は、自らの成果を活かして、大学、研究所、医療現場など、様々な場所で活躍しています。

問合せ先

〒028-3694　紫波郡矢巾町医大通 1-1-1　医学部教務課
TEL　019-651-5110（内線 5512）　FAX　019-698-1826
Mail　idaigakuin@j.iwate-med.ac.jp
URL　https://www.iwate-med.ac.jp/research/daigakuin/

窓口時間　　平　日：　8 時 30 分～17 時 00 分
　　第 1・4 土曜日：　8 時 30 分～12 時 30 分

【歯学研究科】

募集定員

博士課程：18 名 （※社会人特別選抜を含む）

専　攻	専攻別学科目
歯学専攻	口腔解剖学、口腔組織学、口腔生理学、口腔生化学、口腔病理学、口腔微生物学、歯科薬理学、歯科理工学、法歯学・災害口腔医学、予防歯科学、う蝕治療学、歯周療法学、口腔外科学、冠橋義歯・口腔インプラント学、有床義歯・口腔リハビリテーション学、歯科矯正学、歯科放射線学、小児歯科学・障害者歯科学、歯科麻酔学、歯科内科学

（※詳しくは、本学ホームページをご覧ください）

研究科の特色

≪高度臨床歯科医育成コース≫

現代の医学・歯学では基礎医学・歯学との垣根が低くなっておりますが、本歯学研究科では患者さんを対象とする臨床研究に比べ基礎研究に主体がおかれる傾向にありました。平成 20 年度から、優れた研究能力を備えた臨床歯科医の養成を目的とする高度臨床歯科医育成コースを設けることになりました。本コースでは、臨床を科学的な手法で取扱い、外に向けて発表する臨床科学者の養成と Evidence-based Medicine の基礎をなす科学的技術の習得・実践をめざします。

入学試験日程

前 期：　毎年 10 月下旬
後 期：　毎年 3 月中旬
※日程については変更される場合があります。詳しくは、本学ホームページをご覧ください。

大学院修了後の進路・キャリアパス

大学院修了後のキャリアパスはおおよそ次のようなプランが想定されます。
① 本学基礎講座で自己の研究を発展させ、世界レベルの研究力を獲得する。
② 本学や他大学の臨床講座ならびに歯科医院で臨床活動を実施するとともに、本学研究員や常任研究員としてこれまでの基礎研究や臨床研究を継続して発展させる。
③ 他大学や研究所で自己の研究を発展させ、世界レベルの研究力を獲得する。
④ 大学の教育スタッフとして歯科医師育成に尽力する。
⑤ ①～④を生涯学習として継続し、本学や他大学あるいは研究所における教育職や研究職を得る。

問合せ先

〒028-8505 盛岡市内丸 19-1　歯学部教務課（内丸）
TEL 019-651-5110（内線＃4117・＃4118）　FAX 019-652-4131
Mail shikyomu@j.iwate-med.ac.jp
URL https://www.iwate-med.ac.jp/research/daigakuin/

窓口時間　　平　日：　8 時 30 分～17 時 00 分
　　第 1・4 土曜日：　8 時 30 分～12 時 30 分

【薬学研究科】

募集定員

博士課程：3 名　（※一般・社会人特別・外国人特別選抜を含む）

専　攻	専攻分野
医療薬学専攻	分子病態解析学、薬物療法解析学、創薬基盤薬学、生命機能科学

（※詳しくは、本学ホームページをご覧ください）

研究科の特色

① 恵まれた学習環境
本学は、薬学部及び医学部、歯学部、看護学部からなる医療系総合大学です。また、大学院は、薬学研究科の他に医学研究科、歯学研究科があり、先端医療の研究・開発と実践に先導的な役割を果たしています。薬学研究科では、上記4つの専攻分野のいずれかを大学院生が選択することにより、基礎薬学から臨床薬学にわたる広範かつ最先端の研究を行うことができます。さらに、薬学部卒業生以外の方は、薬学部の講義を聴講する等により、基礎薬学の知識を補完することができます。

② 学位取得を支援する履修プロセス管理
早期に大学院生一人ひとりが学位取得に向けた研究計画調書を作成することで計画的な学位取得が可能となっています。また、研究計画調書作成のサポート、研究指導、授業履修など大学院生生活を送るためのアドバイス等に関して、大学院生 1 名に対し、2 名（正・副）の研究指導教員を定め、手厚いバックアップ体制を敷いています。このように指導体制を確立し、研究計画調書等に基づき研究の進捗状況を定期的に評価、助言することにより学位取得への過程を支援します。

入学試験日程

前　期：毎年 9 月上旬
後　期：毎年 2 月下旬 （※詳しくは、本学ホームページをご覧ください）

大学院修了後の進路・キャリアパス

大学院修了後の進路・キャリアパスは、おおよそ次のようなプランが想定されます。
① 病院薬局等の薬剤部長、あるいは薬局の現場でリーダーとして職責を担う。
② 企業や公的研究所（国内外）の研究職として活躍し、研究所長等を目指す。
③ 臨床開発部門で働き、その分野のトップを目指す。
④ 大学の教育スタッフとして後進・人材育成を担う。
⑤ 治療法が確立していない難病のメカニズムを解明するなど、新治療法研究を目指す。
⑥ 医療人の知識を基盤に、経営・知財・法律等を併せて学び、企業・行政・病院などのトップを目指す。

問合せ先

〒028-3694 紫波郡矢巾町医大通 1-1-1　薬学部教務課
TEL 019-651-5110（内線 5520～5523）　FAX 019-698-1826
Mail yakukyomu@j.iwate-med.ac.jp
URL https://www.iwate-med.ac.jp/research/daigakuin/

窓口時間　平日 8 時 30 分～17 時 00 分　第 1・4 土曜日 8 時 30 分～12 時 30 分

【大学院共通】

学納金

（1）博士課程
- 入学検定料　40,000 円
- 授業料　425,000 円（年額）
- 施設整備費　300,000 円（入学時のみ・本学卒業生は免除）

注1）入学年度の授業料は、初回（入学手続時）と 2 回目に分割納入することができます。
注2）次年度以降の授業料については、2 回に分割納入することができます。
注3）授業料分割納入の場合は、初回 512,500 円（施設整備費含む）、2 回目 212,500 円を納入していただきます。

（2）修士課程
- 入学検定料　40,000 円
- 授業料　375,000 円（年額）
- 施設整備費　300,000 円（入学時のみ・本学卒業生は免除）

注1）入学年度の授業料は、初回（入学手続時）と 2 回目に分割納入することができます。
注2）次年度以降の授業料については、2 回に分割納入することができます。
注3）授業料分割納入の場合は、初回 487,500 円（施設整備費含む）、2 回目 187,500 円を納入していただきます。

昼夜開講制

働きながら教育を受け研究したい方は、授業担当者、研究指導教員と相談し、夜間や夏期休暇、土日を利用した集中講義の実施等により、仕事等への影響を最小限に留められるよう、柔軟に対応します。

長期履修制度

標準修業年限（修士課程 2 年、博士課程 4 年）を超えた一定の期間にわたる計画的な履修が可能です。病院、官公庁、企業等に在職しながら社会人大学院生として在籍する方、出産や育児、介護を行いながら大学院で研究を行う方など、みなさんのライフスタイルに合せた研究生活が送れます。

奨学金制度

以下の奨学金制度があります。
（1）日本学生支援機構大学院第一種奨学金（利子なし）
　博士課程／　月額 80,000 円・122,000 円
　修士課程／　月額 50,000 円・ 88,000 円
（2）日本学生支援機構大学院第二種奨学金（利子付）
　博士・修士課程共通／　月額50,000 円～150,000 円
※その他、最新の情報は日本学生支援機構のホームページ（https://www.jasso.go.jp/）に掲載していますので、随時ご確認ください。
（3）岩手医科大学大学院奨学金
　博士・修士課程共通／　月額 25,000 円

≪臨床研修≫

【医師卒後臨床研修センター】

平成 16 年の医師臨床研修制度の必修化に伴い、診療に従事しようとするすべての医師に対して、2 年以上の臨床研修が義務付けられています。そのため、医師国家試験合格後は、厚生労働大臣が指定する臨床研修病院で 2 年以上の臨床研修を行わなければなりません。

1. センターの概要
　当センターは矢巾附属病院の 5 階にあります。令和 7 年度は、29 名の臨床研修医が在籍し、同じフロアにある研修センター事務室が中心となって、研修管理や研修医のサポートを行っています。

2. 臨床研修プログラム
（1）令和 8 年度研修プログラム
　① 基本プログラム　定員 36 名
　② 産婦人科・小児科・周産期プログラム　定員 4 名
（2）研修プログラムの特色
　大学病院を中心に研修するため、各診療科のバックアップ体制の下、より深く広く思考する科学的姿勢を身につけることができます。診療科も多彩で、経験豊かな多くの専門医が身近にいて、きめ細やかな指導を受けることができます。また、院外研修は 40 の研修協力病院及び研修協力施設から自由に選んで研修することが可能です（受け入れ病院・施設の状況により、希望どおりにならないこともあります）。教育機関ならではの充実したセミナー等も随時開催しています。
※詳細については、医師卒後臨床研修センターのホームページをご覧ください。

3. 臨床研修修了後の進路
　本学専門研修医、本学大学院、当院以外の医療機関等に勤務

医師国家試験に合格
↓
臨床研修（2 年間）
↓
専門研修（基本領域）（3～5 年間）

19 領域のいずれかで専門研修を行います。

基本領域（19 領域）
内科／小児科／皮膚科／精神科／外科／整形外科／産婦人科／眼科／耳鼻咽喉科／泌尿器科／脳神経外科／放射線科／麻酔科／病理／臨床検査／救急科／形成外科／リハビリテーション科／総合診療

↓
サブスペシャリティ領域専門医取得のための研修

4. 臨床研修病院決定のためのマッチング

臨床研修は、医師臨床研修マッチング協議会が実施する「医師臨床研修マッチング」に参加し、マッチした病院で行います。マッチングのスケジュールは例年、以下のとおりとなっています。詳細は、医師臨床研修マッチング協議会のホームページをご覧ください。

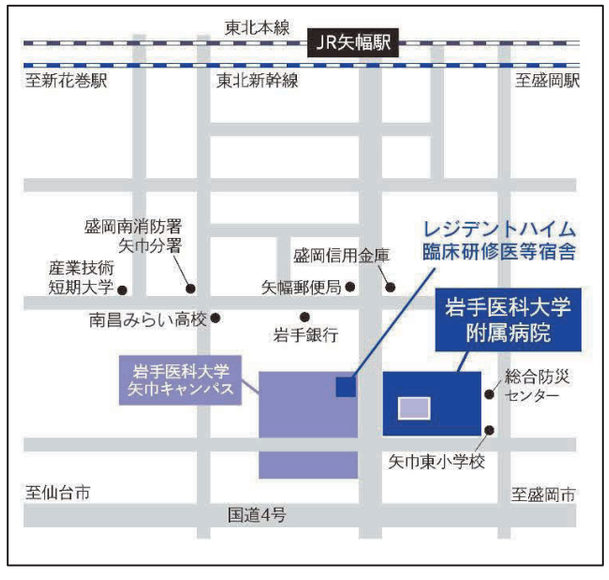
・参　加　登　録：6 月上旬～7 月下旬
・希望順位登録：9 月中旬～10 月上旬
・結　果　発　表：10 月下旬
※医師臨床研修マッチング協議会ホームページ：https://www.jrmp.jp/

5. 臨床研修医の処遇（抜粋）

・給与　研修医手当　　月額　300,000 円
　　研修調整手当（1 年次）　月額　50,000 円
　　研修調整手当（2 年次）　月額 約 118,400 円　※献血業務手当含む
・賞与　年 2 回（給与月額の 1 ヶ月分を 6 月と 12 月に支給予定）
　　※規程に基づき減額となる場合あり
・宿舎　レジデントハイム（臨床研修医等宿舎）　利用料　月額 30,000 円（税込）

6. 臨床研修に関する問い合わせ先

・住所：〒028-3695　紫波郡矢巾町医大通 2-1-1
・担当：研修センター事務室
・時間：　平　日　8 時 30 分～17 時 00 分
　　第 1・4 土曜日　8 時 30 分～12 時 30 分
・TEL：019-613-7111（内線 6046）・ FAX：019-907-7764
・E-mail：resident@j.iwate-med.ac.jp
・ホームページ：https://www.hosp.iwate-med.ac.jp/resident/







【歯科医師卒後臨床研修センター】

1. 歯科医師卒後臨床研修センターの概要

歯科医師卒後臨床研修センターは、国が定める歯科医師臨床研修制度の必修化に伴い、平成18年に岩手医科大学附属病院歯科医療センター歯科医師卒後臨床研修センターとして発足しました。

歯科医療センターでは、それにさきがけ、平成15年4月に総合診察室を開設し、以降卒後臨床研修及び学生臨床実習に対応するため、指導人員及び設備、研修組織の充実を図りながら、卒後臨床研修体制の環境整備に努めてまいりました。歯学部を卒業し歯科医師国家試験に合格後、本センターにおいて1年間の臨床研修プログラムを修了すると、一人前の歯科医師として本格的に診察を行うことになります。

2. 臨床研修プログラムの特色について

本センターでは、1年を通じて歯科医療センターにおいて研修を行う「管理型臨床研修プログラムＡ」と、1年のうち歯科医療センターにおいて9か月間、協力型（Ⅰ）臨床研修施設において3か月間の研修を行う「管理型（複合型）臨床研修プログラム Ｂ」の2種類の臨床研修プログラムを実施しています。

協力型（Ⅰ）臨床研修施設は、全国の各開業歯科医院のほか歯科診療科を置く総合病院となっており、北は北海道、南は京都府まで67施設を擁しています（令和7年度）。また、両プログラムとも、保健所研修および国保診療所研修を通して、地域に密着した診療のあり方を学びます。

その他、入院病棟での全身管理研修など、本学附属病院とも連携し幅広い研修を行うプログラムとなっています。

◎本センターの学外研修施設

① 協力型（Ⅰ）臨床研修施設（一般開業歯科医院、病院等）　全67施設
② 協力型（Ⅱ）臨床研修施設（岩手医科大学附属病院、町立西和賀さわうち病院）　全2施設
③ 研修協力施設（県内国保診療所、県内保健所）　全9施設

3. 研修修了後の進路

1年間の研修を修了すると晴れて歯科医師として、新たな活躍の場へと進みます。修了者の近年の進路は、下記のとおりとなっています。

歯科医師臨床研修修了者の進路Ⅰ

	R3	R4	R5	R6	合 計
岩手医科大学	14	7	3	8	32
他大学（病院含）		1			1
医療機関	9	7	14	7	38
医学部編入	1				1
海外留学					
未　定	2	3	3		8
合　計	26	18	20	15	94

歯科医師臨床研修修了者の進路Ⅱ

	R3	R4	R5	R6	合 計
岩手医科大学	15	7	3	8	43
大学院	6	3	1	4	18
大学院以外	9	4	2	4	25
う蝕治療学分野	1	1			4
歯周療法学分野					
補綴インプラント学分野	3	2	—	—	10
摂食嚥下・口腔リハビリテーション学分野	2		—	—	2
冠橋義歯・口腔インプラント学分野				2	
有床義歯・口腔リハビリテーション学分野			1		1
口腔外科学分野	2			2	4
歯科麻酔学分野	1	2	1		7
歯科放射線学分野	3	2			6
矯正歯科学分野	1			4	5
小児歯科学分野	1		1		2
障がい者歯科学分野					1
予防歯科学分野					
医学部	1				1
合　　計	15	7	3	8	43

その他の医療機関等	R3	R4	R5	R6	合 計
他大学病院		1 （愛知学院大）			1
開業医	9	7	14	7	37
岩手県内	3		6	2	11
東北圏内（岩手県除く）	2	5	6	2	15
その他	4	2	2	3	11
合　　計	9	8	14	7	38

4. 歯科医師臨床研修マッチング制度及び本センターの採用試験について

臨床研修施設の決定には歯科医師臨床研修マッチング協議会が実施する「歯科医師臨床研修マッチング」に参加し、マッチング登録しなければなりません。スケジュールは、例年下記のとおりとなっております。詳細は、臨床研修マッチング協議会のホームページをご確認ください。

・参　加　登　録 ： 6月中旬～7月下旬
・希望順位登録 ： 9月上旬～10 月上旬
・結　果　発　表 ： 10 月下旬

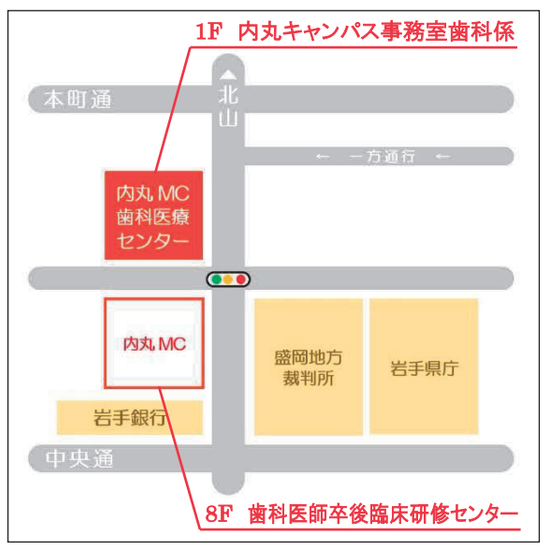
◎ 歯科医師臨床研修マッチング協議会ホームページ ： https://www.drmp.jp/ ▶▶▶

◎ 本センター採用試験 ： 前期　7月上旬
後期　8月中旬

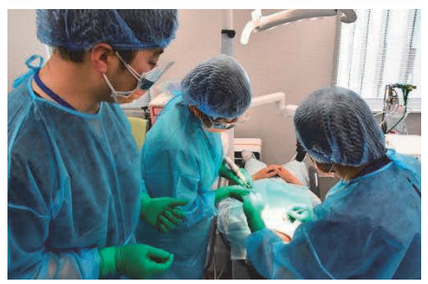
◎ 採用には本センターとのマッチングが条件となります。

5. 歯科医師卒後臨床研修に関する問い合わせ先等

・住所 ： 〒020-0021　岩手県盛岡市中央通一丁目 2-1
・担当 ： 内丸キャンパス事務室歯科係
（歯科医療センター1 階　患者受付カウンター奥の事務室）
・時間 ： 平　日　8 時 30 分～17 時 00 分
第 1・4 土曜日　8 時 30 分～12 時 30 分
・電話番号 ： 019-613-6111（内線 4137）
・F　A　X ： 019-654-6334
・E－mail ： dentkensyu@j.iwate-med.ac.jp
・ホームページ ： http://w3j.iwate-med.ac.jp/dentkensyu/index.html ▶▶▶







奨学制度

奨学金窓口一覧

奨　学　金	担当窓口
日本学生支援機構奨学金 日本学生支援機構奨学金（歯学部 5～6 学年）	学事課 歯学部教務課（内丸）
歯学部学業奨励奨学金（3～6 学年）	歯学部教務課（内丸）
薬学部奨学金（1～6 学年）※全 2 種	薬学部教務課
看護学部貸与奨学金（1～4 学年）	看護学部教務課
父兄会奨学金	学事課

日本学生支援機構奨学金

無利息の「第一種奨学金」と利息付の「第二種奨学金」があります。両方を併用することもできます。詳細は学事課（矢巾）に問い合わせてください。

項目	第一種奨学金（無利息）	第二種奨学金（利息付）
申込資格	人物・学業ともに特に優れかつ健康で、経済的理由により修業に困難があると認められる者 ※学業と家計収支に推薦基準が設けられています。学力と家計の基準を満たしていても、予算の範囲内で採用を行うため、採用されないことがあります。	
貸与月額	自宅：54,000 円 自宅外：50,000 円・64,000 円 自宅・自宅外共通：2～4万円から選択	2～12 万円までの1万円単位から選択 12 万円を選択した場合、医・歯学部は 4 万円、薬学部は 2 万円の増額が可能
募集時期	毎年春。但し、家計の急変（主たる家計支持者が失業、破産、事故、病気若しくは死亡等又は火災、風水害等）で、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）の申込みを随時受付けています。但し、事由が発生したときから 1 年以内	

※ その他、最新の情報は日本学生支援機構のホームページ（https://www.jasso.go.jp/）に掲載していますので、随時ご確認ください。

高等教育の修学支援制度

修学支援法に基づき、授業料等減免（入学金と授業料の一部免除）、給付型奨学金の支給（原則返還不要）による支援を行います。採用区分により、減免額が決定します。（世帯収入に応じた 3 段階の基準で決定します）

※2024 年 3 月 12 日現在

対象	減免額		奨学金給付額（月額）	
	入学金	授業料（年額）	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	260,000 円	700,000 円	38,300 円	75,800 円
第Ⅱ区分	173,400 円	466,700 円	25,600 円	50,600 円
第Ⅲ区分	86,700 円	233,400 円	12,800 円	25,300 円

※ その他、最新の情報は文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm）、日本学生支援機構ホームページ（https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html）に掲載していますので、随時ご確認ください。

歯学部学業奨励奨学金

歯学部の第 3 学年から第 6 学年までの在学生のうち、前年度の学業成績及び人物とも優秀者を顕彰するとともに、学業奨励の糧とすることを目的として、奨学金を給付します。詳細は歯学部教務課（内丸）に問い合わせてください。

学年	対象者	人　数	金　額
3～6 学年	各学年とも前年度の学業成績、人物ともに優秀かつ健康で、他の学生の模範たる者	各学年 5 名	20 万円

薬学部奨学金制度

応募者の経済状況及び学業成績等を勘案し、審査の上、決定します。なお、退学の場合は奨学生の決定を取り消し、原則として給付した奨学金を返還していただきます。詳細は薬学部教務課に問い合わせてください。

【薬学部学業奨励奨学金】

各学年の学業成績優秀者を顕彰するとともに、学業奨励の糧とすることを目的として、奨学金を給付します。

学 年	対象者	人 数	金 額
3～5 学年	各学年とも前年の成績優秀者	5 名の範囲内	10 万円
6 学年	第 1～5 学年までの成績優秀者	5 名の範囲内	10 万円

※令和 6 年度入学生まで対象

【薬学部育英奨学金】

経済的な事情により、修学が困難な学生の育英奨学に資することを目的として、奨学金を給付します。

学年	対象者	人 数	金 額
全学年	学業成績及び人物とも優秀で経済的負担の軽減を要する学生	6 名の範囲内	18 万円

看護学部貸与奨学金

看護学部に在籍する学生のうち、下記の者に奨学金を貸与します。なお、卒業後、直ちに本法人の看護師または保健師、助産師として勤務した期間が、奨学金の貸与を受けた期間に達したとき等は、返還を免除します。詳細は看護学部教務課に問い合わせてください。

学 年	対象者	人 数	金 額
各学年	卒業後、本法人に看護師または保健師、助産師として勤務する意思があり、人物・学業成績とも優秀で、かつ経済的負担の軽減を要する学生	10 名以内	36 万円

父兄会奨学金

学生の福利厚生に寄与することを目的とし、父兄会費の一部及び寄付金で運営する奨学金です。詳細は学事課（矢巾）に問い合わせてください。

項 目	摘 要
申込資格	医学部、歯学部、薬学部または看護学部在学中に父兄会員である学費負担者が死亡により学納金の支弁が困難となった者で、人物、健康、学業ともに良好と認められる者
奨学生数	毎年若干名
貸与額	医・歯学部：授業料相当額（無利子）、薬・看護学部：授業料の半額相当額（無利子）
貸与期間	医・歯学部：原則として 6 ヵ年以内、薬学部：第 4 学年から第 6 学年の 3 ヵ年以内、看護学部：第 3 学年から第 4 学年の 2 ヵ年以内
提出書類	①申込み理由書 ②奨学金申込書 ③奨学金借用証書 ④誓約書 ⑤その他必要書類 また、奨学金の貸与終了時には返済確約書を提出しなければなりません
保証人	貸与時に連帯保証人を 1 名選任
返 還	貸与期間終了後に全額を一括返済。これが困難な場合は、貸与を受けた年数の 4 倍の年数以内でもって返済。 返済額は貸与合計額を返済回数 （貸与年数×4 倍以内の年数×12 ヶ月）で除した額
返済猶予	本学を卒業後、臨床研修医又は臨床研修歯科医として研修中で願い出た場合など
滞 納	年 5%に相当する額の延滞金が課されます

学生生活で特に注意してほしいこと

DV について

DV(ドメスティック・バイオレンス)って知っていますか？

新聞やテレビなどで知っている方も多いと思いますが、ドメスティック・バイオレンス(domestic violence)はパートナー(配偶者・元配偶者・事実上の婚姻関係にある者)から繰り返し受ける暴力のことです。

また、交際中のカップルの間で繰り返し行われる暴力のことはデートDVと言います。

DV、デートDVともに相手を自分の思いどおりにするために行われる暴力で、男性から女性に対するものが多いですが、それだけではありません。

DV、デートDVの被害は年々増加しており、社会問題となっています。

では、どんなことがDVでしょう？

DV には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力があります。

身体的暴力

〈例〉
- ビンタ。拳骨でなぐる。足でける。噛む。
- 刃物などを身体につきつける。物を投げつける。
- 髪をひっぱる。首をしめる。腕をねじる。引きずりまわす。溺れさせる。
- 食事を与えない。毒物を飲ませる。
- 冬に外に締め出す。
- 監禁する。

精神的暴力　身体的暴力でなくても刑法上の傷害とみなされれば、傷害罪となります。

〈例〉
- 恫喝する。
- 「誰のおかげで生活できるんだ。」、「役立たず。」、「甲斐性なし。」などと罵る。
- 相手を独占しようと家族や友人とのつきあいを制限する。携帯や手紙を勝手にチェックする。行動を監視する。
- すぐ不機嫌になって無視する。
- 大切にしているものを壊したり、捨てたりする。
- 子どもや身内に危害を加えるといって脅す。
- 殴るふりや、物を投げつけるふりをして脅かす。
- 別れるなら死ぬと自殺をほのめかし、脅す。

性的暴力

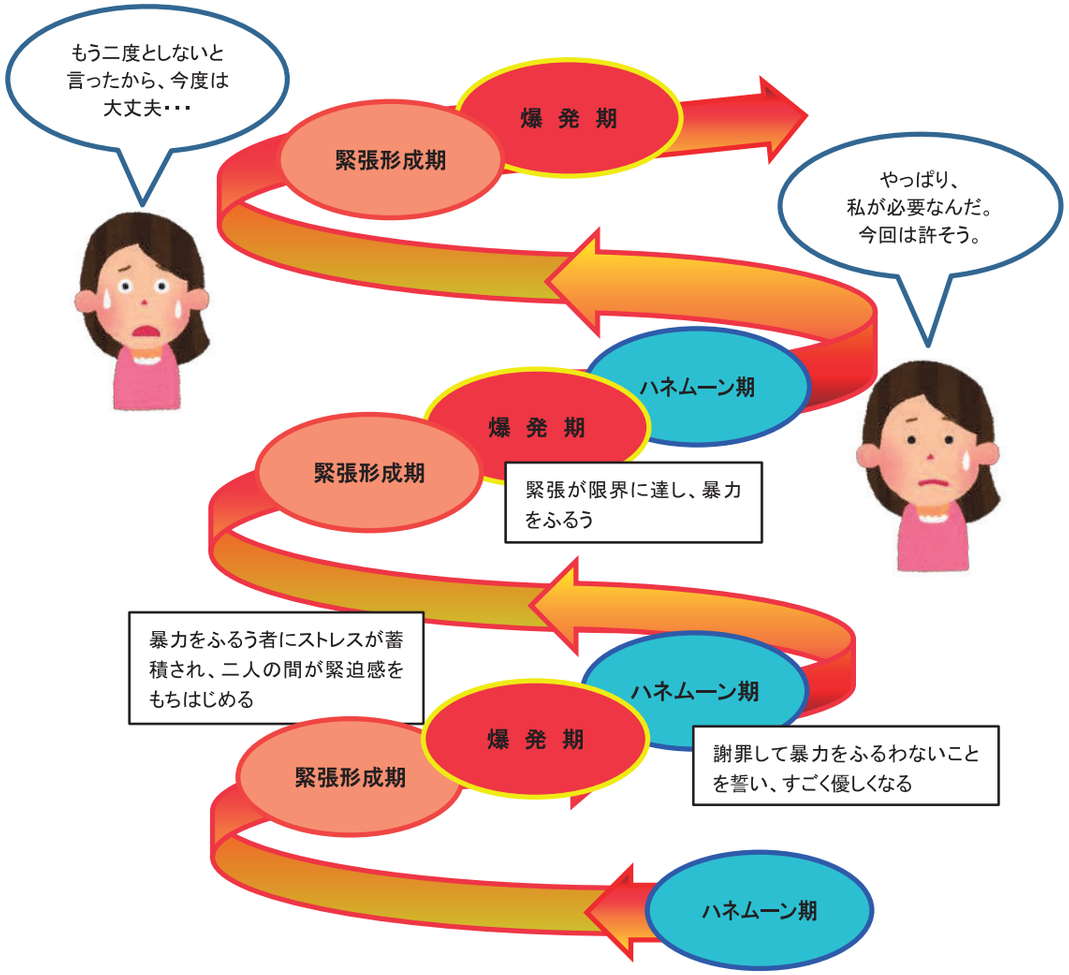
〈例〉
- 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる。
- いやがっているのに性行為を強要する。
- 中絶を強要する。
- 避妊に協力しない。

経済的暴力　経済的に相手を支配して自分の意のままに従わせることです。

〈例〉
- 相手の給料や貯金を勝手に使う。
- 生活するうえで最低限必要な物を買わせない。
- 収入について何も教えない。使わせない。
- 借金をさせる。
- お金を貢がせる。いつもおごらせる。借りたお金を返さない。無理やり物を買わせる。
- アルバイトをさせたり、辞めさせたりする。



暴力のサイクル　DV は次のようなサイクルを繰り返すことがあります。このため、なかなか DV から抜け出すことができません。サイクルを繰り返しながら、暴力は激しくなります。



こんなことを考えてはいませんか？要注意です！
- あの人を失うのが怖い。それだったら我慢しよう。
- 男性の言うことを聞く女性のほうがかわいい。
- 暴力をふるわないときはとても優しいし、自分にも悪いところがある。
- あの人を支えて変えられるのは自分だけ。

どうしてDVが起きるのでしょう？



DV加害者の傾向として、

① 自己中心的な性格。相手の気持ちよりも自分自身を優先する。
② 暴力をあまり深刻に考えない。
③ 自分に甘く他人に厳しい。相手に自分の理想を押し付ける。
④ 男尊女卑的な考えを未だに持っている。
⑤ 夫婦、恋人は同じ価値観を共有すべきという誤った考えを持っている。

が挙げられます。

相手を「自分のもの」と勘違いし、自分が所有し従属させているのだからなにをしても許される、と考えているのです。

どんなに熱烈な夫婦、恋人であっても価値観はそれぞれ異なるのが当然です。

相手が自分と違う考え方や感じ方をしているのがどうしても嫌で許せないのであれば、このまま一緒にいるのはお互いに不幸です。

DVから身を守るためにはどうしたらいいのでしょうか？

DV被害者保護のため「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」があります。

この法律により、行政機関は被害者の一時保護施設を設け、また裁判所は被害者に近寄らないようにする命令「保護命令」を加害者に出します。

デートDVはこの法律の対象外ですが、民事手続きで裁判所に「被害者に接近してはならない」という仮処分を申請することができます。

また、DV、デートDVが暴行罪、傷害罪、脅迫罪等に該当すれば、警察は加害者を逮捕することもあります。

DV被害を受けたら

① 相手から逃げたい
- 警察署や交番に駆け込んでください。
- その上で一時的に別の場所に避難してください。

② 相手が近寄ってこないようにしたい
- 地方裁判所に申し立ててください。
- つきまといやストーカー行為については警察に相談してください。

③ 相手を罰してほしい
- 警察署等に被害を申告してください。このとき、相手を処罰してほしいとの意思も伝えてください。

いずれの場合も、自分だけで行動するのが難しいときは、上司、同僚、教員、事務局に相談してください。

DVの相談を受けたら

もし、あなたが友人からDV被害の相談を受けたら、どんなに信じられない話であってもきちんと聞いてください。否定したり、被害者をとがめるようなことは言わないでください。

そして相談者の意思を確認した上で、専門機関等への相談を勧めてください。

学生の場合、教員や学事課・各教務課に連絡いただいても構いません。大学が専門機関につなげます。

警察・関係機関一覧

万が一、トラブルにあってしまったならば、岩手県警察本部ストーカー・配偶者暴力対策係またはお近くの警察署へ相談してください。

警察署	所在地	電話番号
紫波警察署（矢巾町を管轄）	紫波郡紫波町桜町字大坪 51-2	019-671-0110
岩手県警察本部 生活安全部人身安全少年課	盛岡市内丸 8-10	019-653-0110
警察安全相談（岩手県警察本部）	盛岡市内丸 8-10	＃9110（短縮ダイヤル）または 019-654-9110
盛岡東警察署	盛岡市内丸 3-40	019-606-0110
盛岡西警察署	盛岡市青山 3-37-1	019-645-0110
岩手警察署	岩手郡岩手町大字五日市 11-53-3	0195-62-0110
花巻警察署	花巻市下小舟渡 309-2	0198-23-0110
北上警察署	北上市九年橋 3-16-10	0197-61-0110
奥州警察署	奥州市水沢真城字北塩加羅 37-3	0197-25-0110
一関警察署	一関市山目字三反田 30	0191-21-0110
千厩警察署	一関市千厩町千厩字石堂 25-1	0191-51-0110
大船渡警察署	大船渡市盛町字下舘下 14-2	0192-26-0110
遠野警察署	遠野市東穀町 1-6	0198-62-0110
釜石警察署	釜石市中妻町 3-3-1	0193-25-0110
宮古警察署	宮古市松山第 6 地割 4-2	0193-64-0110
岩泉警察署	下閉伊郡岩泉町岩泉字太田 23-4	0194-31-0110
久慈警察署	久慈市川崎町 2-1	0194-53-0110
二戸警察署	二戸市金田一字上田面 302-6	0195-29-0110

配偶者暴力相談支援センター

生活の本拠を共にする交際相手、元交際相手からのDV、配偶者暴力やストーカー行為の被害者のための相談機関として、警察のほかに、配偶者暴力相談支援センターがあります。

岩手県福祉総合相談センター	盛岡市本町通 3-19-1	019-629-9610 夜間・休祝日は 019-652-4152
盛岡広域振興局保健福祉環境部	盛岡市内丸 11-1	019-629-6576
岩手県男女共同参画センター	盛岡市盛岡駅西通 1-7-1	019-606-1762
もりおか女性センター	盛岡市中ノ橋通 1-1-10	019-604-3303
県南広域振興局本局 保健福祉環境部（奥州）	奥州市水沢大手町 5-5	0197-22-2831
県南広域振興局 花巻保健福祉環境センター	花巻市花城町 1-41	0198-22-4921
県南広域振興局 一関保健福祉環境センター	一関市竹山町 7-5	0191-26-1415
沿岸広域振興局本局 保健福祉環境部（釜石）	釜石市新町 6-50	0193-25-2702
沿岸広域振興局 大船渡保健福祉環境センター	大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9913
沿岸広域振興局 宮古保健福祉環境センター	宮古市五月町 1-20	0193-64-2213
県北振興局本局 保健福祉環境部（久慈）	久慈市八日町 1-1	0194-53-4982
県北振興局 二戸保健福祉環境センター	二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9202

つきまとい・ストーカーについて

「つきまとい等」とは

法律では、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことへの怨恨の感情から、特定の者又はその家族等に対して行われる以下の８つの行為を「つきまとい等」と規定しています。

８つの行為とは、

① つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

② その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

③ 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

④ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

⑤ 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

⑥ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

⑦ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

⑧ その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画、その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

「ストーカー行為」とは

法律では、同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と規定しています。

こうした行為にあったら、すぐに最寄りの警察署に相談してください。

あなたの申し出で、警察は「つきまとい等」を繰り返している相手に警告することができます。警告の申し出以外に、相手を告訴して処罰を求めることもできます。

法律は、男性だけではなく女性にも適用されます。

未成年者でも対象となります。

不安や恐怖を感じたら、すぐ110番

ハラスメント等の相談について

本学では「ハラスメントの防止及びその排除を推進し、人権を阻害されることなく就学、就労、教育、研究、診療できる健全な環境を確保」するため、関係規程を整備し、相談窓口を設けています。

もし、このような行為を受けた場合は、相談員にご相談ください。個人のプライバシーは厳守します。

大学ホームページ ＞ 在学生・卒業生・教職員の皆様 ＞ お知らせ ＞ 学内限定情報

【相談員連絡先】

※ 学内限定情報へアクセスするためには、学内LANに接続する必要があります。
QRコードから直接ダウンロードすることもできます。

STOP!! ハラスメント

相手も自分と同じ人間です

○ 特定の人を無視・仲間外れにしていませんか？
○ あなたの言動を相手が嫌がっていませんか？
○ 相手のプライバシーに干渉していませんか？
○ 相手が困るような性的な話題・冗談を言っていませんか？
○ 相手の考えをきちんと聞いていますか？
○ 周りの状況を考えずに、相手が困るようなことを言っていませんか？
○ 感情的になって怒鳴ったりしていませんか？

○ ハラスメントは、仕事への意欲や自信を喪失させます
○ あなたが行なったハラスメントは、大学に大きな損失を与えます

SNSの危険性について

タイトルを見て「何をいまさら？」「SNS はフツーに使っているから自分には関係ない」と思っている人ほど、SNS に潜む危険と隣り合わせであることに気が付いていますか？

スマートフォンの普及に伴い、一段とX（旧 Twitter）や Facebook などの SNS が使いやすくなりました。いまや、SNS を使っていないと時代に取り残されたかのように思われていますが、普及とは相反してマナーやリスク認識が追いついておらず、裁判沙汰になるケースもでるなど「知らなかった」では済まされない重大な問題も起きています。

便利な SNS の危険性について Q＆A などを一度読んでおくと、これから巻き込まれるであろうトラブルの大半を回避できます。

その１：Q&A

Q：「発言内容に問題があると大学から処分を受けるの？」
A：大学では、問題のある発言を行った学生に対して、法令・学則により、停学や退学などの処分を行うことがあります。また、就職活動に関連していえば、内定の取り消し、解雇といった処分を受けることがありますので、十分に注意してください。

Q：「プライベートな書き込みなのになぜ訴えられるの？」
A：基本的にSNSは「誰でも閲覧できる不特定多数への発信」です。書き込んだ時点で「公開」されているため、個人情報の漏えい、名誉毀損、プライバシー侵害、守秘義務違反などの点で問題になることがあります。自分の発言が、フォロワーや身近な人にしか見られていないと思っている人が多いですが、実は大学教職員などの目に触れていて、個人が特定されているケースもたくさんあります。さらに、企業の採用担当者は問題の多い学生を見つけるため、綿密にチェックしています。過去の書き込みは相手が保存すればいつまでも残るため、就職活動の間だけ注意しても意味はありません。

Q：「Instagramも友達にしか公開していないし、TikTokのアカウントに鍵をかけているから大丈夫でしょ？」
A：アクセスを制限していても、システムエラーや、フォロワーのミスあるいは悪意によって、無制限に公開されることがあります。また、法的な問題が起きた場合、被害者は警察の協力を得て発信者情報を特定することができます。すなわち、ネット上に完全な匿名性やセキュリティはありませんので、アクセスを制限していることに対して安全を過信することなく、発言には十分注意してください。

その２：自分の身を守る４か条

SNSは就職活動や臨床研修の情報収集に必要不可欠なツールです。次の4か条をよく読んで、「良質な情報」を集めましょう。

(1) 他者の個人情報を許可なく書き込まないこと

個人情報は、実名や顔写真だけでなく、「行動」も含まれます。個人には、自分の情報公開をコントロールする権利（プライバシー権）があります。たとえば、「有名人を見た」「有名人が何をしていた」という書き込みは、その有名人の個人情報の漏えい、プライバシーの侵害に当たります。本人の許可なく不用意に情報を書き込んだり、写真を上げたりしてはなりません。

(2) 他者を誹謗・中傷する書き込みをしないこと

相手が特定できる形であれば、社会的評価を不当に貶める誹謗・中傷は、名誉毀損に該当し訴訟の対象になります。たとえば、友人や教員、または大学や臨床研修や薬局研修・バイト先、就職活動先に対する一方的な不平・不満、暴言・罵詈雑言は、相手の名誉を毀損している可能性があります。憂さ晴らしと思えるような感情を一方的に発散する書き込みがよく見られ、ときに炎上していることもありますが、もし、相手が法的な措置をとれば、圧倒的に不利になり、即アウトです。 リアル社会で困ったことがあればいつでも大学が相談に乗ります。

(3) 職務上（立場上）知り得る情報を書き込まないこと

アルバイト先、研修先などの団体に所属して「活動（研修・仕事など）」する場合、所属先のルールを守る必要があります。その中には「守秘義務」があり、たとえばバイト先の顧客情報（「有名人が来店した」なども含む）などを、無断でSNSに掲載するのは守秘義務違反、服務規程違反に当たります。

これまでにも、「有名人がホテルに宿泊した」と従業員がTwitterで暴露して、社会問題になった例はたくさんあります。今、臨床研修や実務実習・バイトの教育や契約の中に、SNSのことも追加されており、違反すれば解雇や内定取り消しは必至です。もちろん、大学も「団体」ですから同じことが言えます。

(4) モラルに違反する内容を書き込まないこと

モラルを逸脱したあなた自身の行動や発言をネット上に公開することで、あなた自身が社会的に信頼されなくなります。しかし、それ以上に怖いのは、ネット上で激しい批判を浴び、あなた自身や家族の個人情報がネット上で探索され、公開されるリスクを負うということです。一度炎上してしまえば、結果として、あなたも家族も、いたずら電話や嫌がらせ、ストーカー、泥棒などに悩まされることになります。また、あなた個人の問題だけではなく、本学の信頼および全国の医療従事者全体の信頼を損ねることもあり、常に医療人としての自覚が求められます。

成年年齢引き下げについて

2022 年4月1日から成年年齢が 18 歳に引き下げられました。

それにより、これまで保護者の同意が必要であった契約などが、自分の意思・責任で可能となります。皆さんには、成年年齢引き下げの意義や、引き下げにあたって気を付けておくべきこと等についても十分理解してもらうことが重要です。

成年になって変わること、変わらないこと、注意したいことなどを以下の HP で確認していきましょう。

●政府広報オンライン
成年年齢引き下げ
新成人たちよ、未来をつくれ。18解禁
https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/seinen_18/index.html

●法務省
動画「１分でわかる成年年齢引き下げ」
（特設ウェブサイト「大人への道しるべ」）
https://seinen.go.jp/

子育て・介護支援について

本学では、育児を行いながら学生生活を継続できるよう、保育園事業を整備しています。
なお、入園についての相談は、大学の人事職員課へ直接お問い合わせください。

●岩手医科大学やはばなかよし保育園
所在地：028-3609 紫波郡矢巾町医大通二丁目1-2

岩手県ヤングケアラー支援体制強化事業

本来、大人が担うような家事や家族のケア等を日常的にしているこども「ヤングケアラー」について、その権利擁護のため、岩手県では、実態把握による早期発見と、必要な支援につなげることによるケア負担の軽減、ヤングケアラーへの相談支援、関係機関のコーディネート、支援者への研修、県民への啓発など、ヤングケアラーへの包括的な支援を行っています。

https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/jidou/1003877/1060184/index.html

危機管理マニュアル

大学では、学内外において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対応する初動体制を確立し、職員及び学生等の安全確保を図るとともに、大学の社会的責任を果たすことを目的として、矢巾キャンパスを中心とする次のマニュアルを策定しています。

学生の皆さんも万が一の事態に備えて、よく確認してください。マニュアルは本学ホームページに掲載されていますので、スマートフォンなどにダウンロードしていつでも確認できるようにしておいてください。

※下記QRコードから直接ダウンロードすることができます。

●岩手医科大学
危機管理基本マニュアル
http://w3j.iwate-med.ac.jp/gakumuka/clg/2021/kihon.pdf

●岩手医科大学矢巾キャンパス
事象別危機管理マニュアル
http://w3j.iwate-med.ac.jp/gakumuka/clg/2021/jishoubetu.pdf

●岩手医科大学矢巾キャンパス
学生対応危機管理マニュアル
http://w3j.iwate-med.ac.jp/gakumuka/clg/2021/gakuseitaiou.pdf

資　料　編

草創から新生岩手医科大学へ

創立者三田俊次郎は、岩手県における医療の貧困を憂い、明治30年（1897）に廃止された県立病院を収得して私立岩手病院を創設し、明治34年（1901）には岩手病院を実習場として東北・北海道初の私立岩手医学校を設立しました。

しかし、この岩手医学校も創立11年目の明治45年（1912）、医育改革により廃校の止むなきに至りました。その後、大正末期から全国的に医学専門学校設立の気運が高まり、昭和3年（1928）2月、三田俊次郎の医学教育にかける情熱と努力が認められ、私立岩手医学専門学校が誕生しました。岩手医学専門学校は、三田俊次郎校長時代（1928～1942）から三田定則校長（1942～1950）まで二十有余年続きました。

その後、戦後の教育改革により、昭和22年（1947）6月18日「岩手医科大学」に変更し、初代学長に三田定則が就任しました。さらに昭和26年、学校法人を設立して新制岩手医科大学が発足するに至り、地域医療に密着した私立医科大学としての揺るぎない地位を確立しました。

躍進そして現在へ弛まぬ発展を求めて

昭和31年以降、設備拡充の5ヶ年計画・続5ヶ年計画と構想が次々に打ち出され、驚くほどの早さで飛躍的な拡充を実現しました。昭和35年（1960）大学院医学研究科設置、昭和40年（1965）歯学部・教養部設置と、教育・研究の内容を高める環境、条件が充足されました。

昭和40年の歯学部設置は、東北大学歯学部と並んで北日本で最初の歯科医育成機関として認可されたもので、昭和42年の歯学部附属病院開設、昭和58年の大学院歯学研究科開設と、着実にその内容を充実させています。

また、昭和55年（1980）11月、岩手県と共同で岩手県高次救急センターを開設。平成2年（1990）社団法人日本アイソトープ協会と共同で、日本でも数少ない陽電子核医学研究施設サイクロトロンセンターを開設。平成5年（1993）国からの移譲を受けて附属花巻温泉病院を開設。平成9年（1997）2月には、創立60周年記念事業として附属循環器医療センターが竣工。同年5月には循環器医療センターが、全国では3番目の高度先進専門病院として開設しました。

平成11年（1999）には文部省（現:文部科学省）の私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業を受け、医学部に先端医療研究センター、歯学部には先進歯科医療研究センターが開設されました。

平成19年4月には盛岡市の南に位置する矢巾町に広大な矢巾キャンパスを開設し、薬学部を新設。平成23年4月には、医学部・歯学部を矢巾キャンパスに移転、平成29年4月には看護学部を開設し、わが国で初めて医学・歯学・薬学・看護学の医療系4学部を同一キャンパスに揃えた医療系総合大学となりました。

この特色を活かし、4学部の強固な連携の下、学部の垣根を越えた世界的にもユニークな教育を実施し、総合的な医療人を育成しています。また、共同研究部門を医歯薬総合研究所として改組・移転し、世界最高峰の7テスラMRIを導入した超高磁場先端MRI研究センター、動物研究センターも整備、横断的・学際的な先進の研究を展開しています。

一方、令和元年7月に附属病院を竣工し、同年9月に附属病院を矢巾キャンパスに移転するとともに、旧附属病院施設は高規格の外来機能を備えた内丸メディカルセンターとして開院しました。現在は、内丸メディカルセンター新棟建設計画（仮称）を進めており、内丸地区跡地活用計画と併せて早期立案・策定に向け検討を行っています。

岩手医科大学は、新時代を担う世界に冠たる医療系総合大学を目指しています。

明治	明治30年	私立岩手病院開設 医学講習所・産婆看護婦養成所併設
	明治33年	医学講習所移設（盛岡医会堂内）
	明治34年	私立岩手医学校設立認可
	明治45年	私立岩手医学校閉校［医育改革により］
	大正15年	岩手病院診療棟竣工（現1号館）
昭和	昭和３年	財団法人岩手医学専門学校設立認可 ［初代校長　三田俊次郎］
	昭和22年	財団法人岩手医科大学に組織変更 ［初代学長　三田定則］
	昭和23年	岩手医科大学医学部医学科開設
	昭和26年	財団法人岩手医科大学を学校法人岩手医科大学に組織変更
	昭和27年	新制岩手医科大学発足
	昭和30年	医学進学課程設置
	昭和35年	大学院医学研究科設置認可［博士課程］
	昭和40年	歯学部・教養部開設
	昭和41年	岩手歯科技工士学校開設［現：岩手医科大学医療専門学校歯科技工学科］
	昭和42年	歯学部附属病院開設
	昭和45年	医学部附属病院外来診療棟、病棟、臨床講堂竣工
	昭和47年	記念図書館竣工
	昭和55年	岩手県と共同で高次救急センター開設 ［現：岩手県高度救命救急センター］
	昭和58年	大学院歯学研究科設置認可［博士課程］
平成	平成２年	岩手医科大学サイクロトロンセンター開設
	平成５年	岩手医科大学附属花巻温泉病院開設
	平成６年	岩手医科大学附属病院に特定機能病院の承認
	平成９年	創立60周年記念館竣工、附属循環器医療センター開院平成11年 私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業選定
	平成11年	私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業選定
	平成16年	大学院医学研究科設置認可［修士課程］ 歯科衛生専門学校開設
	平成17年	岩手医科大学附属病院に歯科医療センターを開設 ［歯学部附属病院を統合］
	平成18年	薬学部設置認可
	平成19年	矢巾キャンパス竣工　薬学部・共通教育センター開設
	平成21年	岩手医科大学附属病院に循環器医療センターを開設 ［附属循環器医療センターを統合］
	平成22年	附属PET・リニアック先端医療センター開設 超高磁場先端MRＩ研究所開設
	平成23年	医学部・歯学部基礎講座統合・移転 共同研究部門移転・医歯薬総合研究所へ改組 矢巾キャンパス第二次事業竣工 岩手医科大学医療専門学校へ名称変更 ［歯科技工専門学校、歯科衛生専門学校を統合］
	平成24年	矢巾キャンパスに附属病院ドクターヘリ基地ヘリポート竣工 大学院薬学研究科設置認可［博士・修士課程］
	平成25年	矢巾キャンパスに災害時地域医療支援教育センターマルチメディア教育研究棟竣工
	平成26年	全学教育推進機構を開設（共通教育センターを改組） その教育・研究組織として教養教育センターを設置
	平成28年	矢巾キャンパスにエネルギーセンター竣工 岩手看護短期大学を設置 看護学部設置認可 岩手医科大学附属病院にPET・リニアック先端医療センターを開設 ［附属PET・リニアック先端医療センターを統合］
	平成29年	看護学部開設 創立120周年記念式典を挙行
令和	令和元年	矢巾キャンパスに新附属病院竣工 法人本部・大学本部を矢巾キャンパスに変更 附属病院及び附属内丸メディカルセンター開設
	令和２年	岩手看護短期大学閉学 岩手医科大学医療専門学校 歯科技工学科閉科
	令和３年	レジデントハイム　竣工
	令和４年	感染症対策センター　竣工

諸 規 則

1. 岩手医科大学学則 …… 71
2. 学生懲戒規程 …… 81
3. 学生の交通事故又は道路交通法違反に対する処分内規 …… 84
4. 岩手医科大学証明手数料規程 …… 84
5. 岩手医科大学学友会規約 …… 85
6. 図書館資料閲覧貸出規程 …… 89
7. 学生健康診断規程 …… 92
8. 岩手医科大学障害のある学生等への合理的配慮に関する規程 …… 93
9. 人権侵害の防止等に関する規程 …… 94
10. 岩手医科大学歯学部学業奨励奨学金規程 …… 97
11. 岩手医科大学薬学部学業奨励奨学金規程 …… 98
12. 岩手医科大学薬学部育英奨学金規程 …… 99
13. 岩手医科大学看護学部貸与奨学金規程 …… 100
14. 岩手医科大学父兄会奨学金規程 …… 101
15. 岩手医科大学生命倫理規範 …… 103
16. 岩手医科大学の学生個人情報の取扱要領 …… 104

【岩手医科大学学則】

第１章　目的及び使命

第１条　本学の目的は、医学教育、歯学教育、薬学教育及び看護学教育を通じて誠の人間を育成するにある。すなわち、まず人としての教養を高め、充分な知識と技術とを修得させ、更に進んでは専門の学理を究め、実地の修練を積み、出でては力を厚生済民に尽くし、入っては真摯な学者として、斯道の進歩発展に貢献させること、これが本学の使命とする所である。

２　各学部における教育研究上の目的は別に定める。

３　本学は教育研究水準の向上を図り、前項の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

４　前項の点検及び評価の方法並びに体制等については、別に定める。

第２章　組織及び修業年限

第２条　本学に次の学部学科を置く。

医学部　　医学科
歯学部　　歯学科
薬学部　　薬学科
看護学部　看護学科

２　医学部、歯学部及び薬学部の修業年限は６年とし、看護学部は４年とする。

３　各学部の学生及び再入学者の在学年限は、別に定める。ただし、通算して修業年限の２倍を超えることができない。

第３章　学年・学期及び休業日

第３条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。ただし、学長が教育上必要と認めるときは、変更することがある。

第４条　学年は、前期、後期の２期に分ける。

前期　４月１日から９月30日まで
後期　10月１日から３月31日まで

ただし、前期及び後期の期間は、学長が教育上必要と認めるときは、変更することがある。

第５条　定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(3) 春期休業　３月16日から４月15日まで
(4) 夏期休業　７月16日から８月31日まで
(5) 冬期休業　12月23日から１月15日まで

ただし、春期、夏期及び冬期休業の期間については、学長が教育上必要と認めるときは、変更することがある。

２　臨時休業日は、その都度学長が定める。

第４章　授業科目、授業時間数及び単位

第６条　各学部の授業科目等は別表１のとおりとする。

第５章　授業科目の履修及び課程修了の認定

第１節　医学部、歯学部

第７条　医学部、歯学部においては、第６条に定める所定の授業科目を履修しなければならない。

２　履修方法及び履修すべき授業時間数については別に定める。

３　履修した科目に単位を付与する場合は、45時間の学修を必要とする内容を１単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

第８条　所定の講義及び実習を履修した者に対し試験を行う。

２　試験に関する実施規程は別に定める。

第９条　試験の成績は、合格または不合格とし、評価等は別に定める。

第２節　薬学部、看護学部

第10条　薬学部、看護学部においては、第６条に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

２　履修方法及び取得すべき単位数については別に定める。

３　単位の計算は、第７条第３項を準用する。

第11条　履修した授業科目については、別に定める方法で試験を行う。

第12条　試験の成績は、第９条を準用する。

第３節　全学部共通

第13条　特定の授業科目を履修した者に履修証明書を与えることがある。

第14条　１年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを標準とする。

第14条の２　本学が、教育上有益と認めるときは、学生が所属する学部以外の学部の授業科目を履修することができる。

第15条　本学が、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業

科目を我が国において履修する場合について準用する。

第16条　本学が、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2　前項により与えることができる単位数は、前条第１項及び第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第17条　本学が、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　本学が、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、30単位を超えないものとし、かつ、第15条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）及び前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第６章　卒業及び学位

第18条　医学部、歯学部においては第２条に定める期間を在学し、かつ、第６条に定める所定の授業科目及び単位を履修修得し、試験に合格した者は、当該学部教授会の議を経て学長が卒業を認定し、医学部を卒業した者には学士（医学）、歯学部を卒業した者には学士（歯学）の学位を授与する。

2　薬学部においては第２条に定める期間を在学し、かつ、第６条に定める所定の授業科目を履修のうえ、試験に合格し、薬学実務実習20単位以上を含む186単位以上を修得した者は、当該学部教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学士（薬学）の学位を授与する。

3　看護学部においては第２条に定める期間を在学し、かつ、第６条に定める所定の授業科目を履修のうえ、試験に合格し、124単位以上を修得した者は、当該学部教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与する。

第７章　入学、休学、再入学、転入学、編入学、転部入学及び退学

第19条　入学の時期は、学年の始めとする。

第20条　本学に入学資格のある者は、次の各号の一に該当しなければならない。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者。

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）。

(3) 外国において、学校教育12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

(5) 文部科学大臣の指定した者。

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定資格試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）。

(7) その他、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者。

第21条　入学志願者は、所定の入学願書に、履歴書、資格証明書、写真及び入学検定料を添えて学長に願い出なければならない。

第22条　本学に入学を志願した者については、教授会の議を経て学長が入学の許可、不許可を決定する。

2　本学を退学した者で、本学に再入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、別に定めるところにより選考し、教授会の議を経て学長が相当年次に入学を許可することができる。

第23条　入学を許可された者は、本学所定の方式によって宣誓し、保証人２名を定めて在学保証書その他所定の書類を提出し、かつ所定の期日までに入学金を納入しなければならない。

第24条　保証人は、学生本人の父兄及び独立の生計を営む成年者とする。ただし、保証人のうち１名は学費負担者でなければならない。

2　保証人は学生の在学中の一切のことについて責任を負わなければならない。

3　保証人が死亡し、あるいはその資格を失ったときは、直ちに第１項の規定によって新たに設けなければならない。

第25条　学生、保証人が氏名、本籍、住所を変更した場合は直ちに届け出なければならない。

第26条　病気、その他やむを得ない事由により３ヶ月以上修学できないときは、その事由を証明する書類を添え保証人連署の休学願を提出し、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

2　休学の期間は、１年を超えることはできない。ただし特別の事情がある場合は、教授会の議を経て学長が更に１年以内の休学を許可することができる。

3　休学期間は、通算して４年を超えることができない。

4　休学期間は、在学期間に算入しない。

第27条　休学期間であっても事故止みとなり復学を願い出た場合は、教授会の議を経て許可することがある。

第28条　他の大学から本学に、本学から他の大学に転入学、編入学を願い出た者がある場合は、教授会の議を経て学長が許可することがある。

2　本学の第１学年の学生で他学部への転部入学を希望する者があるときは、選考の上、第２学年の始めに限り転部入学を許可することがある。ただし、看護学部は除くものとする。

3　転入学、編入学、転部入学に関する規程は、別に定める。

第29条　本学を退学しようとする場合は、その事由を明記し、保証人連署の退学願を提出し教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。ただし、退学の事由が病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第８章　入学検定料、入学金、授業料、その他の学費

第30条　入学検定料、入学金、授業料、その他の学費（以下授業料等という）の額は別表２に定める。

第31条　授業料等の納入は、次の各号のとおりとする。

(1) 入学金は、入学手続き時に納入しなければならない。

(2) 入学初年度の授業料、実験実習費、施設整備費及び教育充実費は、入学初年度は入学手続き時に納入しなければならない。ただし、半額ずつ分納することができるものとし、分納する場合には所定の期日までに納入しなければならない。

(3) 入学次年度以降の授業料、実験実習費、施設整備費及び教育充実費は、毎年４月25日までに納入しなければならない。ただし、授業料は半額ずつ分納することができるものとし、分納する場合の２回目の納入期限日は９月25日までとする。

(4) 薬学部第５学年の長期実務実習にかかる費用の額及び納入方法は、別に定める。

第32条　授業料等を所定期日までに納入しない場合は、納入するまでその者の出席を停止し、30日を経過して、なお納入しない場合は、学長がこれを除籍することがある。

第33条　納入した授業料等は、返還しない。ただし、入学手続きを完了したもので、所定期日までに入学辞退の届出を行い、かつ授業料等の返還を申し出た者については、入学検定料及び入学金を除く外の納入金を返還する。

2　前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料および実験実習費は、休学を許可された月の翌月から復学を許可された月の前月までの月割計算による額の半額を免除する。

第９章　職員組織

第34条　本学に次の職員を置く。

学長・副学長・教授・准教授・講師・助教・助手・技術員・事務員・その他必要な職員。

2　職員の定員に関しては、別にこれを定める。

第10章　教授会

第35条　本学に教授会を置く。

2　教授会は、医学部、歯学部、薬学部及び看護学部のそれぞれの専任教授をもって当該学部毎に組織する。

3　教授会は、学長が次の事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、別に定めるもの

4　教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5　教授会の運営に関する規程は、別に定める。

第11章　学生収容定員

第36条　各学部の学生定員は次のとおりとする。

医学部医学科	入学定員	95名	収容定員 570名
歯学部歯学科	入学定員	73名	収容定員 438名
薬学部薬学科	入学定員	50名	収容定員 300名
看護学部看護学科	入学定員	90名	
	３年次編入学定員	5名	収容定員 370名

第12章　研究生・研修生・研究員・聴講生・科目等履修生及び外国人学生

第37条　本学において特殊事項に関する研究及び研修を志願する者については、選考のうえ研究生、研修生、研究員として許可することができる。

2　研究生、研修生、研究員に関する規程は、別に定める。

第38条　本学に聴講を希望する者がある場合は、選考のうえ聴講生として入学を許可することができる。

2　聴講生の規程は、別に定める。

第38条の２　本学の学生以外の者で、本学が開講する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、授業に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2　科目等履修生の規程は、別にこれを定める。

第38条の３　研究生、研修生、研究員、聴講生には、第８条、第９条、第11条、第12条、第18条、第19条、第20条、第30条及び第40条は、これを適用しない。

第39条　外国人留学生を入学させることがある。外国人学生は、特に規定あるものの外は本学則の一般規定を準用する。

第13章　賞　　罰

第40条　人物及び学業の優秀な者は、教授会の議を経て学長がこれを表彰することがある。

第41条　学生がその本分にもとる行為をした場合は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2　懲戒は、戒告、停学、退学、退学のうえ除籍の４種とする。

第42条　次の各号の一に該当する学生は、教授会の議を経て

学長が退学又は退学のうえ除籍することができる。
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
(3) 正当の理由がなく欠席が多い者
(4) 本学の秩序を乱す者

第14章　附属施設

第43条　本学に次の附属施設を置く。
(1) 附属図書館
(2) 附属病院
(3) 附属薬用植物園
２　附属図書館規程、附属病院規程及び附属薬用植物園規程は、別に定める。

第15章　学生の厚生補導等

第44条　学生の厚生補導の充実を図るため、学生部を置く。
２　学生部規程および学生の厚生及び補導については別に定める。
第45条　本学に学生寮を置くことができる。

第16章　学生心得

第46条　学生心得は、別に定める。

第17章　改廃

第47条　この学則の改廃は、関係学部教授会及び教学運営会議の議を経て理事会が決定するものとする。

附　則
この学則は、昭和22年６月18日から施行する。
附　則
この学則は、昭和27年４月１日から施行する。
附　則
この学則は、昭和29年９月15日から施行する。
附　則
この学則は、昭和40年４月１日から施行する。
附　則
この学則は、昭和41年４月１日から施行する。
附　則
この学則は、昭和43年４月１日から施行する。
附　則
１　この学則は、昭和44年４月１日から施行する。
２　この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料は、第24条の規定にかかわらずなお従前の例による。
附　則
１　この学則は、昭和46年１月１日から施行する。
２　改正後の第24条の授業料等については、昭和46年以前から在学している者に対してはなお従前の例による。
附　則
１　この学則は、昭和48年４月１日から施行する。
２　改正後の第24条の授業料等については、昭和48年以前から在学している者に対してはなお従前の例による。
附　則
１　この学則は、昭和50年４月１日から施行する。
２　この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料等は、第24条の規定にかかわらずなお従前の例による。
附　則
この学則は、昭和50年10月24日から施行する。
附　則
１　この学則は、昭和52年１月１日から施行する。
２　この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料及び実験実習費は第24条の規定にかかわらずなお従前の例による。
附　則
１　この学則は、昭和53年２月１日から施行する。
２　この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料及び実験実習費は第24条の規定にかかわらずなお従前の例による。
附　則
この学則は、昭和54年２月１日から施行する。

附　則
１　この学則は、昭和55年２月１日から施行する。
２　この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料及び実験実習費は第24条の規定にかかわらずなお従前の例による。
附　則
１　この学則は、昭和57年１月５日から施行する。
２　この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料及び実験実習費は第24条の規定にかかわらずなお従前の例による。
附　則
１　この学則は、昭和59年１月２日から施行する。
２　この改正学則施行の際、現に在学中の学生の施設整備費は第24条及び第25条の規定にかかわらずなお従前の例による。
附　則
１　この学則は、昭和61年１月６日から施行する。
２　この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料、実験実習費及び施設整備費は第24条及び第25条の規定にかかわらず従前どおりとする。
附　則
１　この学則は、昭和62年10月20日から施行する。
２　この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料、実験実習費及び施設整備費は第24条第1項の規定にかかわらず従前どおりとする。
附　則
１　この学則は、平成元年４月１日から施行する。
２　第24条第1項に定める歯学部学納金のうち、実験実習費並びに施設整備費の(　)書は昭和63年度以降歯学部に入学した者に適用する。
３　この改正学則施行の際、昭和60年度以前に入学し、在学している学生については、第24条第３項の規定は適用しない。
附　則
１　この学則は、平成２年１月１日から施行する。
２　この改正学則施行の際、現に在学している学生については、第20条第２項、第３項および第27条第２項の規定は、平成２年４月１日より適用する。
ただし、この改正学則施行の際、現に休学している学生については、第20条２項、第３項および第27条第２項の規定にかかわらず従前どおりとする。
附　則
１　この学則は、平成２年10月19日から施行する。
２　この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料は、第24条第１項の規定にかかわらず従前どおりとする。
附　則
１　この学則は、平成３年11月１日から施行する。
２　この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料は、第24条第１項の規定にかかわらず従前どおりとする。
ただし、消費税法の一部を改正する法律（平成３年５月15日法律第73号）の改正にともない、第24条の入学金及び施設整備費は非課税とする。
附　則
１　この学則は、平成５年11月１日から施行する。
２　この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料は、第24条第１項の規定にかかわらず従前どおりとする。
附　則
この学則は、平成７年９月１日から施行する。
附　則
１　この学則は、平成10年９月１日から施行する。
２　この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料その他の学費は、第24条第１項の規定にかかわらず従前どおりとする。
附　則
１　この学則は、平成11年４月１日から施行する。
２　この改正学則施行の際、現に在学中の学生の在学年限は、第２条第３項の規定にかかわらず従前どおりとする。
附　則
１　この学則は、平成13年10月１日から施行する。
２　この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料その他の学費は、第24条第１項の規定にかかわらず従前どおりとする。
附　則
１　この学則は、平成14年10月１日から施行する。
２　この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料その他の学費は、第24条第１項の規定にかかわらず従前どおりとする。
附　則
この学則は、平成17年４月１日から施行する。
附　則
この学則は、平成18年11月30日付、文部科学大臣からの薬学部設置認可に伴い改正し、平成19年４月１日から施行する。
附　則
１　この学則は、平成20年４月１日から施行する。
２　第36条の規定にかかわらず、平成20年度から平成29年度までの間における医学部医学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～平成29年度
入学定員	90人	90人	90人	90人	90人	90人
収容定員	490人	500人	510人	520人	530人	540人

3　第31条の規程にかかわらず、本附則第２項のうち医学部地域枠特別推薦入学による入学生（岩手県医師養成事業奨学金制度利用の者）の授業料、実験実習費、施設整備費、及び教育充実費の納入法については、別に定める。

附　則

この学則は、平成20年８月１日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成21年４月１日から施行する。

2　第36条の規定にかかわらず、平成21年度から平成29年度までの間における医学部医学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度～平成29年度
入学定員	95人	95人	95人	95人	95人	95人
収容定員	505人	520人	535人	550人	565人	570人

3　第31条の規程にかかわらず、本附則第２項のうち医学部地域枠特別推薦入学による入学生（岩手県医師養成事業奨学金制度利用の者）の授業料、実験実習費、施設整備費、及び教育充実費の納入法については、別に定める。

附　則

1　この学則は、平成21年４月１日から施行する。

2　学生定員の取扱については、平成20年８月５日付、文部科学省からの「地域や診療科の医師確保の観点からの医師養成の推進について（通知）」に基づき改定するものとし、平成20年４月１日の「新医師確保総合対策」に基づく附則、ならびに平成21年４月１日施行の「緊急医師確保対策」に基づく附則に関わらず次のとおりとする。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度～平成29年度
入学定員	110人	110人	110人	110人	110人	110人
収容定員	520人	550人	580人	610人	640人	660人

附　則

1　この学則は、平成22年４月１日から施行する。

2　第36条の規定にかかわらず、平成22年度から平成37年度までの間における医学部医学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度～29年度	平成30年度
入学定員	125人	125人	125人	125人	125人	125人	110人
収容定員	565人	610人	655人	700人	735人	750人	735人
	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
入学定員	110人	95人	95人	95人	95人	95人	95人
収容定員	720人	690人	660人	630人	600人	585人	570人

3　第31条の規程にかかわらず、本附則第２項のうち医学部地域枠等に係る入学生（地方自治体による医学生奨学金制度等を利用の者）の授業料、実験実習費、施設整備費、及び教育充実費の納入法については、別に定める。

4　第36条の規定にかかわらず、平成22年度から平成31年度までの間における歯学部歯学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度～平成31年度
入学定員	75人	75人	75人	75人	75人	75人
収容定員	475人	470人	465人	460人	455人	450人

附　則

1　この学則は、平成23年４月１日から施行する。（平成22年６月28日一部改正）

2　この改正学則施行の際、現に在学中の学生の学納金は第30条の規定にかかわらず従前どおりとする。

3　この学則は、平成23年４月１日から施行する。（平成23年２月28日一部改正）

附　則

この学則は、平成23年６月１日から施行する。（平成23年５月30日一部改正）

附　則

1　この学則は、平成24年７月１日から施行する。（平成24年６月25日一部改正）

2　この改正学則施行の際、現に在学中の学生の学納金は第30条の規定にかかわらず従前どおりとする。

附　則

1　この学則は、平成25年４月１日から施行する。（平成24年10月29日一部改正）

2　第36条の規定にかかわらず、平成25年度から平成37年度までの間における医学部医学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
入学定員	123人	123人	123人	123人	123人	108人	108人
編入学定員	7人	7人	7人	7人	7人	7人	7人
収容定員	705人	745人	765人	770人	768人	751人	736人
	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
入学定員	95人	95人	95人	95人	95人	95人	
編入学定員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
収容定員	701人	666人	631人	596人	583人	570人	

3　第36条の規定にかかわらず、平成25年度から平成31年度までの間における歯学部歯学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度～平成31年度
入学定員	73人	73人	73人	73人	73人	73人
収容定員	458人	451人	444人	442人	440人	438人

附　則

この学則は、平成27年４月１日から施行する。（平成27年３月23日一部改正）

附　則

この学則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成28年８月31日付、文部科学大臣からの看護学部設置認可に伴い改正し、平成29年４月１日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成29年４月１日から施行する。

2　この改正学則施行の際、現に在学中の学生の同一学年在学年限は、第２条第３項の規定にかかわらず従前どおりとする。

附　則

1　この学則は、平成30年４月１日から施行する。（平成29年７月31日一部改正、平成30年３月26日一部改正（別表１第６条関係の変更））

2　第36条の規定にかかわらず、平成30年度から平成37年度までの間における医学部医学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
入学定員	123人	123人	95人	95人	95人	95人	95人	95人
編入学定員	7人	7人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
収容定員	766人	766人	731人	696人	661人	626人	598人	570人

3　第36条の規定にかかわらず、平成30年度から平成35年度までの間における薬学部薬学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
入学定員	120人	120人	120人	120人	120人	120人
収容定員	920人	880人	840人	800人	760人	720人

附　則

この学則は、平成 31 年４月１日から施行する。（平成 30 年４月 23 日一部改正（別表１第６条関係の変更）、平成 31 年３月 25 日一部改正（別表１第６条関係の変更））

附　則

1　この学則は、令和２年４月１日から施行する。（令和元年７月 29 日一部改正、令和２年３月 30 日一部改正（別表１第６条関係の変更））

2　第 36 条の規定にかかわらず、令和２年度から令和９年度までの間における医学部医学科の学生定員は、次のとおりとする。

	令和２年度	令和3年度	令和４年度	令和5年度	令和６年度	令和7年度	令和８年度	令和9年度
入学定員	126人	126人	95人	95人	95人	95人	95人	95人
編入学定員	4人	4人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
収容定員	766人	766人	731人	696人	664人	632人	601人	570人

附　則

1　この学則は、令和３年４月１日から施行する。（令和２年６月 29 日一部改正、令和３年３月 29 日一部改正（別表１第６条関係の変更））

2　第 36 条の規定にかかわらず、令和３年度から令和８年度までの間における薬学部薬学科の学生定員は、次のとおりとする。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
入学定員	80人	80人	80人	80人	80人	80人
収容定員	760人	680人	600人	560人	520人	480人

附　則

1　この学則は、令和４年４月１日から施行する。（令和３年４月 26 日一部改正(別表１第６条関係の変更)、令和３年７月 26 日一部改正、令和４年３月 28 日一部改正(別表１第６条関係の変更)）

2　第 36 条の規定にかかわらず、令和４年度から令和 10 年度までの間における医学部医学科の学生定員は、次のとおりとする。

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
入学定員	126 人	95人	95 人	95 人	95 人	95 人	95 人
編入学定員	4 人	0人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
収容定員	766人	731人	699人	667人	632人	601人	570人

附　則

1　この学則は、令和５年４月１日から施行する。（令和４年９月６日一部改正、令和５年３月 27 日一部改正（別表１第６条関係の変更））

2　第 36 条の規定にかかわらず、令和５年度から令和 11 年度までの間における医学部医学科の学生定員は、次のとおりとする。

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
入学定員	130 人	95人	95 人	95 人	95 人	95 人	95 人
収容定員	766人	734人	702人	667人	636人	605人	570人

1　この学則は、令和６年４月１日から施行する。（令和５年 10 月 26 日一部改正、令和５年 12 月 18 日一部改正、令和６年３月 25 日一部改正（別表１第６条関係の変更、第７条関係の変更））

2　第 36 条の規定にかかわらず、令和６年度から令和 12 年度までの間における医学部医学科の学生定員は、次のとおりとする。

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
入学定員	130 人	95人	95 人	95 人	95 人	95 人	95 人
収容定員	769人	737人	702人	671人	640人	605人	570人

3　第 36 条の規定にかかわらず、令和６年度から令和 11 年度までの間における薬学部薬学科の学生定員は、次のとおりとする。

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
入学定員	50 名	50名	50 名	50 名	50 名	50 名
収容定員	530人	460人	390人	360人	330人	300人

附　則

1　この学則は、令和７年４月１日から施行する。（令和６年 12 月 16 日一部改正、令和７年３月 24 日一部改正（別表１第６条関係の変更））

2　第 36 条の規定にかかわらず、令和７年度から令和 13 年度までの間における医学部医学科の学生定員は、次のとおりとする。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
入学定員	130 人	95人	95 人	95 人	95 人	95 人	95 人
収容定員	772人	737人	706人	675人	640人	605人	570人

附　則

1　この学則は、令和７年８月１日から施行する。（令和７年６月 30 日一部改正（別表２第 30 条関係の変更））

別表2(第 30 条関係)

１．入学検定料、入学金、授業料、その他学費は、次のとおりとする。（転部入学含む）

		医学部	歯学部	薬学部	看護学部
入学検定料		60,000 円	40,000 円	35,000 円	30,000 円
入学金		2,000,000 円	600,000 円	350,000 円	250,000 円
授業料(年額)		2,500,000 円	2,500,000 円	1,300,000 円	1,000,000 円
実験実習費	初年度(年額)	500,000 円	―	125,000 円	150,000 円
	第２学年以降(年額)	500,000 円	―	195,000 円	150,000 円
施設整備費(年額)		1,000,000 円	1,000,000 円	400,000 円	250,000 円
教育充実費	入学時	3,000,000 円	2,000,000 円	―	―
	第２学年以降(年額)	1,000,000 円	800,000 円	―	―

※教育充実費のうち、平成 21 年度医学部在学中の学生の第２学年からの年額は 800,000 円とする。
※看護学部の保健師養成科目履修者については、別途実習費等として 150,000 円を加える。
※看護学部の助産師養成科目履修者については、別途実習費等として 200,000 円を加える。

２．再入学に係る入学検定料、入学金、授業料、その他学費は、次のとおりとする。

		医学部	歯学部	薬学部	看護学部
入学検定料		60,000 円	40,000 円	35,000 円	30,000 円
入学金		500,000 円	300,000 円	175,000 円	125,000 円
授業料(年額)		2,500,000 円	2,500,000 円	1,300,000 円	1,000,000 円
実験実習費	第１学年(年額)	500,000 円	―	125,000 円	150,000 円
	第２学年以降(年額)	500,000 円	―	195,000 円	150,000 円
施設整備費(年額)		1,000,000 円	1,000,000 円	400,000 円	250,000 円
教育充実費	第１学年(年額)	―	―	―	―
	第２学年以降(年額)	1,000,000 円	800,000 円	―	―

３．転入学（歯学部に限る。)に係る入学検定料、入学金、授業料その他学費は、前項と同額とする。

４．編入学者に係る入学検定料、入学金、授業料、その他の学費は、次のとおりとする。

		医学部	歯学部	薬学部	看護学部
入学検定料		60,000 円	40,000 円	35,000 円	30,000 円
入学金		2,000,000 円	600,000 円	350,000 円	250,000 円
授業料(年額)		2,500,000 円	2,500,000 円	1,300,000 円	1,000,000 円
実験実習費(年額)		500,000 円	―	195,000 円	150,000 円
施設整備費(年額)		1,500,000 円	1,000,000 円	400,000 円	250,000 円
教育充実費	編入学時	3,000,000 円	800,000 円	―	―
	次年度以降(年額)	1,000,000 円	800,000 円	―	―

※看護学部の保健師養成科目履修者については、別途実習費等として 150,000 円を加える。
※看護学部の助産師養成科目履修者については、別途実習費等として 200,000 円を加える。

５．留年した者についての授業料、その他学費は、次のとおりとする。

(1) 第１学年において留年した者
留年年度における第１学年の授業料、実験実習費及び施設整備費とする。

(2) 第２学年以降において留年した者
留年年度における留年学年の授業料、実験実習費、施設整備費及び教育充実費とする。
ただし、最終学年で留年した者で、前期末に卒業する者については、授業料、実験実習費、施設整備費及び教育充実費のいずれも半額とする。

備考　第１項から第５項における入学検定料、入学金、授業料、その他学費については、次年度以降変更することがある。

【学生懲戒規程】

（趣　旨）
第１条　この規程は、本学学生の懲戒に関し、必要な事項を定める。
２　学生の懲戒については、別に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（懲戒の対象とする者）
第２条　この規程において懲戒の対象となる者は、岩手医科大学（以下「本学」という。）の学部学生及び大学院生（以下「学生」という。）とする。
２　聴講生、外国人留学生、研究生、研修生及び研究員の懲戒については、別に定める。

（懲戒の考え方）
第３条　懲戒は、学生が第５条各号に掲げる懲戒の対象となる行為を行った場合に、本学における学生としての本分をまっとうさせるため、学校教育法及び学校教育法施行規則の原則に基づき行うものとする。
２　懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行う。
３　懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要最小限にとどめなければならない。

（懲戒の対象となる期間）
第４条　懲戒の対象となる期間は、入学後、本学の学籍を有する期間とする。

（懲戒の対象とする行為）
第５条　懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 犯罪行為
(2) 人権を侵害する行為
(3) ハラスメント行為
(4) 情報倫理に反する行為
(5) 学問的倫理に反する行為
(6) 試験等における不正行為
(7) 学生の学習及び研究並びに教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
(8) その他社会通念や道徳に反し本学学生の本分にもとる行為
２　前項各号につき、別に規程が定められている場合、その規程にしたがう。

（懲戒処分の種類）
第６条　懲戒処分の方法は、次のとおりとする。
(1) 戒告　学生の行った行為の責任を確認し、その将来を書面をもって戒める。
(2) 停学　一定期間、学生の教育課程の履修および課外活動等を停止する。
(3) 退学　学生としての身分を剥奪する。
(4) 除籍　学生として本学に在籍した全ての学籍記録を抹消する。
２　懲戒対象行為の種類と量定の標準例は、別に定める。

（停学の期間）
第７条　停学の期間は、無期又は６か月以下の有期とする。

（厳重注意）
第８条　懲戒処分に相当しない場合でも、学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）が必要と認めるときは、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の同意を得て、学生に厳重注意を行うことができる。
２　厳重注意は、口頭をもって行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。

（事実関係の調査）
第９条　懲戒の対象となる行為又はその疑いのある行為が生じたときは、学部長等は、遅滞なく当該学生等に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認するものとする。
２　前項の調査にあたり、学部長等は、学生に対して事前に調査の趣旨を口頭又は文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。
３　事実関係の調査期間中、学部長等は、当該学生に自宅待機を命じることができる。この場合において、当該自宅待機の期間の全部又は一部について情状により停学期間に算入することができる。

（懲戒処分の手続き）
第10条　学部長等は、前条の事実関係の調査により懲戒対象となる行為を確認したときは、遅滞なく懲戒処分案を作成し、学生部長会議に諮問するものとする。
２　学生部長会議は、前項の処分案を審議し、懲戒処分が相当と判断したときは、懲戒処分案を添えて、懲戒処分が不相当と判断したときはその旨を学部長等に報告するものとする。
３　学部長等は、前項の報告があったときは、これを教授会等に付議する。

（懲戒処分）
第11条　懲戒処分は、教授会等の議を経て、学長が行う。

（懲戒処分の通告等）
第12条　学長は、学生を懲戒するときは、懲戒処分の内容を記載した書面を学生に交付するほか、その保護者に対し懲戒処分の内容を文書により通知するものとする。

2　前項の書面を交付することができないときは、第14条の規定による公示をもって足りるものとする。

（懲戒処分の発効時期）

第13条　懲戒処分は、学生に対して懲戒処分内容の書面を交付した時又はこれを発信した日から発効する。

（公示）

第14条　学長は、懲戒処分を行ったときは、遅滞なくその内容を公示するものとする。ただし、特別の事情があるときは、教授会等の議を経て、その全部又は一部を公示しないことができるものとする。

2　公示する事項は、所属する学部又は研究科、学科（専攻）、学年、出席番号、氏名、懲戒処分の種類及び懲戒処分理由とする。

3　公示は、所定の掲示板に１月掲出することにより行う。

（無期停学の解除）

第15条　無期停学の解除は、懲戒処分の発効日から６月を経過した後でなければ行うことができないものとする。

2　学部長等は、無期停学の解除が適当であると認めるときは、学生部長会議にその適否を諮問するものとする。

3　第10条第２項及び第３項並びに第11条から第13条までの規定は、停学の解除に準用する。

（懲戒処分に関する記録）

第16条　学部長等は、懲戒処分の内容を学籍簿に記録するものとする。

（不服申立て）

第17条　懲戒処分を課せられた学生は、懲戒処分の発効日から30日以内にその懲戒処分に対する不服申立てを行うことができる。ただし、当該期間内に不服申立てをすることができない特別の理由があるときは、その理由が消滅した日から30日以内に不服申し立てを行うことができる。

2　不服申立てをしようとする学生は、不服申立書を学長に提出しなければならない。

（不服申立審査委員会）

第18条　学長は、前条の不服申立てがあったときは、遅滞なく不服申立審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、申立を審査させなければならない。

2　審査委員会は、副学長、不服申立てを行った学生が所属する学部又は研究科以外の学部長若しくは副学部長又は研究科長及び学生部長を委員として組織する。

3　審査委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

4　審査委員会が必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求め、意見を徴することができる。

5　不服申立てをした学生は、審査委員会に対し、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。

6　審査委員会は、懲戒処分の内容が相当であると判断した場合は、不服申立ての棄却を求める旨の勧告を学長に行う。

7　審査委員会は、懲戒処分の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒処分の取り消しまたは変更を求める旨の勧告を学長に行う。

8　学長は、審査委員会から審査結果の報告があったときは、その内容及び今後の取扱いを、不服申立てをした学生に通知するものとする。

（再審議）

第19条　学長は、審査委員会から懲戒処分の取消し又はこれを変更すべきとの勧告を受けたときは、当該学部長等に再審議を命じなければならない。

2　学部長等は、前項の命令があったときは、教授会等において原処分の内容を再審議させなければならない。

3　第11条から第14条の規定は、再審議結果に基づく学長の決定に準用する。

（懲戒処分対象者の退学申し出の取扱い）

第20条　学部長等は、第９条の規定による調査の対象となった者から懲戒処分の決定前に退学の申し出があった場合には、原則として懲戒処分が決定するまでこの申し出を受理してはならない。

（停学期間中の指導）

第21条　停学期間中は教育的指導を行う。

2　学部長等は、教育的指導のために必要と認めるときは、停学中の学生に施設利用及び正課授業への参加を認めることができる。

（雑　則）

第22条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、教学運営会議において決定する。

（改　廃）

第23条　この規程の改廃は、教学運営会議の議を経て学長が行う。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

学生懲戒処分の標準例

学生懲戒規程第６条に基づく学生懲戒処分の標準例は次のとおりとする。

区分	懲戒対象行為の種類	除籍	退学	停学	戒告
	社会通念や道徳に反し本学学生の本分にもとる行為	●	●	●	●
犯罪・人権侵害行為等	殺人、強盗、強姦、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	●			
	暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺	●	●	●	
	麻薬、覚醒剤等の薬物犯罪（不正所持又は使用）	●	●		
	賭博	●	●	●	
	痴漢行為（のぞき見、盗撮行為等を含む。）、わいせつ行為（公然わいせつ、わいせつ物頒布等をいう。）又はストーカー行為		●	●	●
	ハラスメント行為（セクシュアル・アカデミック・パワー等）		●	●	●
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	●	●	●	
	コンピュータ又はネットワークの不正又は不適切な使用			●	●
試験の不正行為	替玉受験を行った場合又は行わせた場合 特に悪質な不正行為を行った場合又は行わせた場合		●	●	
	許可されていないノート、参考書等を参照した場合 試験時間中に、使用を許可されていない機器等を使用した場合 答案を交換した場合 他の学生の答案をのぞき見した場合 不正行為を幇助した場合 その他、試験において不正行為を行った場合			●	●
	監督者の注意又は指示に従わなかった場合				●
その他	本学の知的財産を故意に喪失させる行為		●	●	
	本学の管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠		●	●	●
	本学の構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等		●	●	●
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為		●	●	●
	本学が管理する建造物又は器物の損壊、汚損、失火（結果が重大なものに限る。）等			●	●
	未成年者に対する飲酒又は喫煙を強制又は助長する行為			●	●
	論文等の盗用又は盗作（研究成果作成の際に論文やデータのねつ造を行った場合を含む。）または研究費等の不適切な使用		●	●	●
	本学の信用を著しく失墜させる行為	●	●	●	●

※交通事犯・交通事故については「学生の交通事故又は道路交通法違反に対する処分内規」に基づく。

【学生の交通事故又は道路交通法違反に対する処分内規】

1．目 的

交通事故又は道路交通法違反を起した学生に対し、自己反省の機会を与えることはもとより、全校生に注意を促し、安全運転させることを目的とする。

2．交通事故又は道路交通法違反に関する届出

学生が交通事故又は交通違反を起した場合は、その軽重にかかわらず、すみやかに各教務課に報告すること。

3．処分の基準

学生が罰金以上の刑に相当する交通事故又は道路交通法違反を起こした場合は、学則第41条に基づき、次により処分を行う。なお、同乗者に対しても状況に応じて、相当の処分を行う。

(1) 酒酔い運転若しくは酒気帯び運転又は無免許運転を行った場合は、停学とする。

(2) 上記以外の交通事故又は道路交通法違反を起こした場合は、その交通事故又は道路交通法違反の程度により、停学、戒告、反省文の提出、注意等とする。

(3) 死亡事故又は重大な傷害事故を起こした場合において、ひき逃げ等極めて悪質な行為があった時は、除籍又は退学とすることがある。

(4) 度重なる交通事故、道路交通法違反又は警察署・検察庁への出頭拒否等があった場合は、処分を加重することがある。

4．処分の手続き等

(1) 学則第41条に定める処分（除籍、退学、停学、戒告）については、学生部長会議で審議し、教授会の議を経て学長が行う。

(2) 上記4の(1)以外の処分（反省文の提出、注意等）については、学生部長会議で審議し当該学部長及び学長の承認を経て、その処分の軽重により学生部長又は当該学部長が行う。

(3) 無期停学の処分を受けた者の処分の解除については、学生部長会議において予想される刑事罰の程度、示談の締結、処分を受けた学生の改悛の情等を勘案の上、その解除日を審議し、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この内容は、平成14年７月１日から施行する。

附 則

この内容は、平成28年11月１日から施行する。

【岩手医科大学証明手数料規程】

第１条　この規程は、第２条に掲げる証明につき徴収する手数料に関して定めるものである。

（手数料の徴収及び額）

第２条　次の各号に掲げる証明にはそれぞれ次の手数料を徴収する。

(1)	卒業証明書	１件	500円
(2)	卒業見込証明書	１件	500円
(3)	学業成績証明書	１件	500円
(4)	調査書	１件	500円
(5)	在学証明書	１件	500円
(6)	通学証明書	１件	無料
(7)	学生証再発行	IC カード	2,000円
		上記以外	500円
(8)	欧文によるものは各証明とも	１件	1,000円
(9)	学校学生生徒旅客運賃割引証		無料
(10)	その他の証明書	１件	500円
(11)	ネームプレート再交付	１件	500円

２　次の各号による場合は手数料を徴収しない。

(1) 法令で証明することが義務づけられている場合

(2) 国または地方公共団体、またはこれらの職員および本学の職員が職務上必要とすることに対して証明する場合。

(3) 前各号のほか学長が特別の理由により手数料を徴収することが不適当と認める場合。

３　授業料未納者には第１項の証明書は交付しない。

（手数料の返還）

第３条　既に収めた手数料は、本人からの申し出により返還を認めることができる。ただし、第２条第１項の証明書等の交付前に限る。

（事 務）

第４条　この規程に関する事務は、学事課が行う。

附 則

この規程は、昭和40年４月１日から施行する。

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

この規程は、令和２年６月８日から施行する。

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

【岩手医科大学学友会規約】

第１章　総　則

（名称および事務所）

第１条　本会は、岩手医科大学学友会という。その事務所を盛岡市内丸19番１号岩手医科大学学友会室におく。

（目　的）

第２条　本会は、会員相互の親睦と自主精神の滴養を図り、心身の練磨に努め、学生としての規律の保持と資質の向上に努めることをもって目的とする。

第２章　組織と事業

（会　員）

第３条　本会は、岩手医科大学生を正会員とし、教育職員、および大学院生を特別会員とする。

（事　業）

第４条　本会は、次のことを行う。

(1) 会員相互の親睦を図るために必要なこと。

(2) 学風振興、学術探究のために必要なこと。

(3) 各種文化活動等、会員の文化発展を促進するために必要なこと。

(4) 各種運動競技等、会員の体育向上に必要なこと。

(5) その他目的達成に必要なこと。

（機構と機関）

第５条　本会の機構は、別表のとおりとし、次の機関をおく。

(1) 学友会総会

(2) 委員総会

(3) 総務委員会

(4) 総務局

(5) 広報局、文化局および体育局とその各委員会

(6) 所属各部及び同好会

(7) 評議会

第３章　役　　員

（役　員）

第６条　本会に次の役員をおく。

(1)	会　長	１名
(2)	副会長	３名
(3)	局　長	３名
(4)	評議員	若干名
(5)	部　長	若干名
(6)	総務委員長	１名
(7)	委員長	３名
(8)	総務委員	27名
(9)	委　員	数十名

（役員の選任）

第７条　役員の選任は、次の通りとする。

(1) 会長には、学長を推戴する。

(2) 副会長は、会長これを委嘱する。

(3) 局長は、各委員会の合議による意見をきいて特別会員中より会長これを委嘱する。

(4) 評議員は、会長これを委嘱する。

(5) 部長は、それぞれ所属部員の合議による意見を聞いて特別会員中より会長これを委嘱する。

(6) 総務委員及び各局役員は、委員総会で改選承認される。

（役員の任務）

第８条　役員の任務は、次の通りとする。

(1) 会長は、本会を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

(3) 局長は、その所属する局を統理する。

(4) 評議員は、評議会の評議に与かる。

(5) 部長は、その所属する部を統理する。

(6) 総務委員長は、学友会の総括執行責任者とする。

(7) 委員長は、その所属する局および委員会の執行責任者とする。

(8) 総務委員は、総務委員会において審議に与かる。

(9) 委員は、その選出母体の代表者とし、それぞれ所属の委員会の審議に与かる。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は、毎年11月から翌年10月に至る１ヵ年とし、重任を妨げない。ただし原則として兼任は避けるものとする。

（役員の辞任）

第10条　役員の辞職願は、選出母体へ提出され、その承認を必要とする。

（役員の補充）

第11条　役員に欠員が生じた場合は、直ちにそれを補充するための委嘱または選出が行われるものとする。

第４章　審議機関

第１節　学友会総会

（学友会総会の構成）

第12条　学友会総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。ただし、特別会員は議決権を有しない。

（学友会総会の招集）

第13条　学友会総会は、次の場合総務委員長がこれを招集する。

(1) 会長が、必要と認めた場合。

(2) 委員総会が、必要と認めた場合。

(3) 正会員の６分の１以上の要求がある場合。

（学友会総会の招集告示）

第14条　総務局は、学友会総会開催の５日前に日程、議案等、必要事項を会員に告示しなければならない。ただし緊急の場合に限り、この期間を短縮することができる。

（総会の決議）
第15条　次の事項は、学友会総会の議に附さねばならない。
（1）会費の変更。
（2）規約の改正。
（3）学友会の解散に関すること。
（4）案件が全会員に重大な影響を及ぼすと認められる事項で委員総会の要求がある場合。
第２節　委員総会
（委員総会の構成）
第16条　委員総会は、全委員（クラス委員、文化委員、体育委員、広報局総務）により構成され学友会総会に次ぐ議決機関であり、学友会総会にかわる代行審議の場とする。
（委員総会の役割）
第17条　次の事項は、委員総会の議に附さねばならない。
（1）総務委員及び各局役員の改選承認。
（2）総務委員及び各局役員の不信任に関して。
（3）本会の運営方針。
（4）本会の予算決算。
（5）部の新設または廃止。
（6）細則の作成および改正。
（7）その他、総務局または総務委員会が重要と認めた事項。
（委員総会の招集）
第18条　委員総会は、全委員によって構成され、毎年４月、９月、２月に開催する。ただし次の場合は、総務委員長は、臨時委員総会を招集しなければならない。
（1）会長が必要と認めた場合。
（2）総務委員会の要求があった場合。
（3）総務局が必要と認めた場合。
（4）正会員の６分の１以上の要求があった場合。
（委員総会の告示）
第19条　総務局は、委員総会の招集および議題を３日前に告示しなければならない。ただし緊急の場合はこの限りでない。
第３節　総務委員会
（総務委員会の構成）
第20条　総務委員会は、委員総会に次ぐ議決機関であり、委員総会から選出された総務委員によって構成される。
（1）各クラス総務委員　　１名
（2）体育局　〃　　６名
（3）文化局　〃　　６名
（4）広報局　〃　　３名
計27名
（総務委員会の役割）
第21条　総務委員会は、本会運営に必要な事項を審議する。
（総務委員会の招集）
第22条　総務委員長は、次の場合総務委員会を招集しなければならない。
（1）総務委員長が必要と認めた場合
（2）総務委員の３分の１以上の要求があった場合
（3）各委員会の要求があった場合
第４節　委員会
（委員会の構成）
第23条　各委員会は、広報局および文化、体育の各部から選出された委員により、それぞれ構成される。
（委員会の役割）
第24条　広報、文化および体育の各委員会は、それぞれの局の運営に必要な事項を審議する。

第５章　執行機関

第１節　総務局
（総務局の目的）
第25条　総務局は、会務を円滑に運営するための最高執行機関である。
（総務局の組織）
第26条　総務局の組織は、次の通りとする。ただし必要に応じ総務委員の承認を得て、構成員を増減する。１から６までの役員は総務局から選出する。
（1）総務委員長　　１名
（2）副委員長　　１名
（3）会　計　　２名
（4）書　記　　１名
（5）渉　外　　１名
（6）庶　務　　１名
（7）次　長　　４名以内
（ただしこれは全学から募集する）
（総務局の任務）
第27条　総務局の任務は、次の通りとする。
（1）総務局は、予算原案ならびに本会運営に必要な事項を議案として当該審議機関に提出する。
（2）全学的行事、その他クラス中心のことについてその円滑な運営を図る。
（3）学友会総会、委員総会、総務委員会の招集事務とその議事録作成および保管。
（4）専門委員会の設置（最長期間３ヵ月とし、専門委員会委員長を総務局次長とする。ただし次長は総務委員会で議決権を有さない。）
（5）会長に対して評議会開催の要請
（6）学友会備品の管理状況の立入り監査を行う。
（7）その他、会務運営上必要なこと。
第２節　広報局
（広報局の役割）
第28条　広報局は、全学の報道機関として言論を通じて、学問、文化、思想の発展を計ることを目的とする。以上の目的の発展を阻害している社会の諸矛盾、学問の諸問遭を鋭敏に感受し、公平な立場で正しい解決方法を希求し、学生の要求を代表して広くその報道に努める。

第29条　広報局の組織は次の通りとする。
（1）委員長　　１名
（2）室　長　　１名
（3）総務委員　　１名
第30条　広報局員は全学生より募集され、構成される。
第31条　本局は次の事を行う。
（1）原則として、年５回以上新聞を発行する。
（2）ニュース速報等を出す。
（3）講演会、討論会、映写会等を行う。
（4）学内連絡事項
（5）その他目的達成に必要なこと。
第３節　文化局および体育局
（文化局および体育局の役割）
第32条　文化局は、学術、文化の向上とその円滑なる運営を図るための執行機関である。
２　体育局は、体育の向上とその円滑なる運営を図るための執行機関である。
（文化局および体育局の組織）
第33条　文化局および体育局の組織は、それぞれ次の通りとする。
（1）委員長　　１名
（2）副委員長　　１名
（3）書　記　　１名
（4）会　計　　１名
（5）総務委員　　６名
（文化局および体育局の任務）
第34条　文化局および体育局の任務は、それぞれ次の通りとする。
１　文化局の任務
（1）文化委員会の招集事務と議事録の作成保管
（2）文化局所属各部および同好会の文化活動推進と学内連絡
（3）その他、文化活動中心の事項
２　体育局の任務
（1）体育委員会の招集事務と議事録の作成保管
（2）体育局所属各部および同好会の体育活動の推進と学内連絡
（3）その他、体育活動中心の事項
（所属各部）
第35条　総務局、文化局および体育局に所属する各部（総務局の場合は、各クラス会を含む。以下所属各部という。）および広報局はそれぞれの部の目的とするところに従い活発果敢な心身の練磨を行うものとする。
２　所属各部は、その円滑なる運営上必要あるときは所属委員会の承認を得て細則を定めることができる。

第６章　評議会

（評議会の構成）
第36条　評議会は、会長、副会長および評議員をもって構成する。
２　評議会は、必要に応じ他の役員の出席を要請できる。
（評議会の役割）
第37条　評議会は、総務局により提出された事項を評議する。
２　評議会は、議長の諮問により学友会の目的遂行を妨げるような重要問題につき評議する。

第７章　会議

（会議の成立）
第38条　各会議は、その正会員の過半数の出席により成立する。
（議長団の構成）
第39条　各会議には、議長１名、副議長１名、書記１名を置き議長団を構成する。
（議　決）
第40条　議事の議決は会成立時の出席者の過半数により決定する。賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。
（会議の報告）
第41条　議長は、会議終了後にすみやかに議決事項を会長および関係会員に報告しなければならない。
（議事録の公開）
第42条　各会議における議事録は、会員に公開するものとする。

第８章　解職（不信任）の請求

（解職の請求）
第43条　正会員は、この規約の定めるところにより正会員より選出された役員に対し、解職を請求する権利を有する。解職の請求は、総務委員会で審議議決される。
２　解職の請求署名が正会員の６分の１以上に達した場合には、学友会総会の議に附さねばならない。

第９章　会計および会計監査

（経　費）
第44条　本会は、会費、寄付金その他の収入をもって経理する。
（会　費）
第45条　正会員の会費は、学生総会の議決により変更でき、総会で定めた金額を入学時ならびに、毎年度納入しなければならない。
（会計係）
第46条　本会に、会計係を置く。会計係には、正会員のほかに本学事務職員より総務局の推薦により会長が委嘱し、会長の管理の下に総務局と連絡の上その事務を行う。
（会計監査員）
第47条　本会に会計監査員４名を置く。会計監査員は、特別会員１名、正会員３名より構成される。この特別会員は、会長から委嘱され、正会員３名は、医学部、歯学部、薬学部よ

り各１名ずつ選出される。
（会計監査）
第48条　会計監査は、次の事項を監査する。
(1) 年度の収支決算
(2) 各委員会および各部の経理状況
(3) 学友会備品の保管状況
２　学友会費を使用する各部およびこれに準ずるものは、その経理状況について会計監査員の要求があった場合は．如何なる理由があろうとも直ちに会計監査に応じなければならない。
（会計報告）
第49条　会計監査員は、委員総会において監査報告をしなければならない。
（会計年度）
第50条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年の３月31日に終る。

附　則
第51条　本規約施行上必要な事項は、別に細則を定めることができる。
第52条　本規約の改正は、総会における３分の２以上の賛成を得た議決による。細則改正は、当該審議会の３分の２以上の賛成をもって成立する。

【図書館資料閲覧貸出規程】

（目的）
第１条　この規程は、岩手医科大学附属図書館規程第 13 条に基づき、図書館資料(以下、「資料」という。)の閲覧貸出について必要な事項を定める。
（資料の種類）
第２条 この規程における資料とは次のものをいう。
（１） 図書
（２） 逐次刊行物
（３） 視聴覚資料
（４） その他の情報媒体
（利用者の範囲）
第３条 資料を利用できる者(以下、「利用者」という。)は、次の各号に掲げた者とする。
（１） 学内者
ア　本学教職員
イ　本学学生
（２） 学外者
ア　本学関係者
イ　他大学の教職員及び学生
ウ　医療従事者(医師、歯科医師、看護師、薬剤師などをいう。)
エ　研究者(但し、研究活動を行なう者、研究開発の補助を行なう者として図書館長が認めた者。)
オ　一般市民(但し、矢巾図書館を利用する場合に限る)
カ　図書館長又は副館長の許可を受けた者
（利用）
第４条　前条の規定により資料の利用を希望する者は、利用登録願の提出により、許可を受けなければならない。
２ 学外者は、利用登録願及びその身分を証明する書類等の提示により、許可を受け、図書館利用カード(別記様式)を交付される。
（開館時間等）
第５条 開館時間は、別表１のとおりとする。
２ 休館日は次のとおりとする。
（１） 日曜日
（２） 国民の祝日に関する法律により休日となる日
（３） 第２、第３、第５土曜日
（４） 年末年始の休業日
３　図書館長が必要と認めた場合には、開館時間を変更または臨時休館とすることができる。
（貸出）
第６条 利用者は、岩手医科大学 ID カード(「岩手医科大学 ID カードの運用管理規程」が定めるものをいう。)または図書館利用カードを提示し、貸出を受けるものとする。
（館内閲覧）
第７条 資料を館内施設で閲覧する場合は、当日のみの利用を認める。
２ 返却期限は開館時間内とする。
（館外貸出）
第８条 資料を館外利用する場合は、その貸出を認める。
２ 貸出冊数及び貸出期間については、別表２のとおりとする。
３ 資料が貸出中の場合に所定の手続きを経て予約することができる。
４ 貸出を受けている資料は、前項の予約がない場合において３回に限り貸出の更新を受けることができる。但し、貸出制限のある資料については更新を認めない。
（長期貸出）

第９条 講座または科の代表者に限り、資料長期貸出を認める。但し、一人 50 冊以内とする。
２ 前項の貸出については、６箇月毎に貸出の更新手続きをとらなければならない。
（学生長期貸出）
第 10 条 夏季休業及び冬季休業にあたり、学生に資料の長期貸出を認める。但し、一人和図書５冊以内とし、洋図書は冊数の制限を設けないものとする。
２ 前項の貸出については、貸出の更新を認めない。
（新着雑誌）
第 11 条 受入して１週間を経過しない新着雑誌は館内の閲覧に限る。
（返却期限の超過）
第 12 条 返却期限を超過した利用者に対しては、その超過した期間に応じて、貸出を停止する。
（禁帯出資料）
第 13 条 次の資料は、館外に帯出することができない。
（１） 貴重図書
（２） 事典、辞書類、全書類、写真、図版類
（３） 新聞、パンフレット類
（４） その他図書館長が貸出することを不適当と認める資料
（５） 著作権法上、利用に制限のある資料
第 14 条 貸出資料は、点検その他管理上の必要に応じて返却を求めることができる。
（遵守事項）
第 15 条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。
（１） 静粛を保つこと。
（２） 飲食、喫煙をしないこと。
（３） 資料は、丁重に取扱い、汚損・破損しないこと。
（４） 建物、器物を汚損・破損しないこと。
（紛失等による弁償）
第 16 条 資料を紛失または汚損・破損させた者は、代替の資料を代納するか、または相当の代価を弁償しなければならない。
（規程の改廃）
第 17 条 この規程の改廃については、全学図書委員会の議を経て図書館長が行なうものとする。

附 則

昭和 40 年４月 19 日制定
昭和 42 年７月 ９日一部改正
平成 14 年６月 25 日一部改正
平成 24 年４月 １日改正
平成 30 年４月 １日改正
令和 ７年２月 １日改正（内丸図書館の開館時間変更）
この規程は、令和７年２月１日から施行する。

別記様式(第４条関係)

図 書 館

利用カード

所 属 ：

氏 名 ：

岩手医科大学附属図書館

℡019-651-5110（内線 2303 内丸図書館）
（内線 5362 矢巾図書館）

別表１（第５条関係）

	平日	第 1・4 土曜日
内丸図書館	9：00～17：00	9：00～12：00
矢巾図書館	9：00～22：00 但し、学外者オについては午前９時から午後５時までとする。	9：00～17：00 但し、学外者オについては午前９時から午前 12 時までとする。

別表２（第８条関係）

		本学 教職員	本学 学生	学外者ア (本学関係者)	学外者 イ～エ	学外者 オ
逐次刊行物	製本	１週間	１週間	１週間	１週間	不可
	未製本	３日間	不可	３日間	不可	不可
図書		２週間	２週間	２週間	１週間	１週間
視聴覚資料		３日間	３日間	３日間	不可	不可
上限冊数		５冊	５冊	５冊	３冊	３冊

【学生健康診断規程】

（趣　旨）
第１条　この規程は、学校法人岩手医科大学が運営する大学院、大学及び専門学校（以下「大学等」という）に在籍する学生（大学院、大学及び専門学校に在籍する者をいう。以下同じ。）に関する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

（健康診断の実施）
第２条　大学等は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき毎年１回、健康診断を実施しなければならない。
２　健康診断は健康管理センターが実施する。

（健康診断の種類）
第３条　健康診断は定期健康診断及び臨時健康診断とする。
２　定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。
３　臨時健康診断は、健康管理センター長が必要と認めたときに行うものとする。

（受診の義務）
第４条　学生は健康診断を受けなければならない。
２　学生は、健康診断を受けなかったときは、健康管理センター長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断書を健康管理センターに提出しなければならない。
３　前項の規定による健康診断書を提出できないときは、健康管理センター長に申し出て指示を受けなければならない。

（健康診断の総合評価及び通知）
第５条　健康管理センター長は、学校医に依頼し健康診断の結果を別表により判定し、学部長等に報告するとともに、学生に通知するものとする。

（事後措置）
第６条　学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規制または治療を要する者があるときは、健康管理センター長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。
２　学校医は、必要に応じて相談指導を実施し、学校医の指示のもと保健師が保健指導を実施する。
３　健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

（復学時の健康診断）
第７条　疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、健康管理センター長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

（証明書の発行）
第８条　第３条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することがある。

（改廃）
第９条　この規程の改廃は、健康管理センター運営委員会の議を経て、理事長が行う。

附　則
この規程は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成25年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成28年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成30年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和２年４月１日から施行する。

【岩手医科大学障害のある学生等への合理的配慮に関する規程】

（目的）
第１条　この規程は、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」、その他関係法令、並びに岩　手医科大学学生支援方針に基づき、岩手医科大学（以下「本学」という。）における障害　のある学生等への合理的配慮に関し必要な事項等を定めることを目的とする。

（定義）
第２条　本規程において、次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　障害のある学生等　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条第１号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）により継続的に修学上相当な制限を受ける状態にある学生等。
（２）　合理的配慮　障害のある学生等が、他の者との平等を基礎として修学上の不利益を被ることがないよう必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において障害のある学生等本人が必要とするものであり、教育の目的・内容・評価の本質を変えないもの、かつ、均衡を失したまたは過重な負担を課さないもの。

（教職員の責務）
第３条　本学教職員は、障害のある学生等が修学上の不利益を被ることがないよう、合理的配慮の提供に努めなければならない。

（支援体制）
第４条　本学における合理的配慮が必要な学生等に関するアセスメントとマネジメントは、学生支援室が担当する。
２　障害のある学生等が、合理的配慮の申請を希望する場合は、学生支援室を通じ、第５条及び第６条の手続きを経ることとする。
３　学生支援室は、次の各号に掲げる教職員及び所属により構成するものとする。
（１）　学生部長
（２）　学生副部長
（３）　学事課
（４）　その他学生部長が必要と認めた者

（面談）
第５条　障害のある学生等が、合理的配慮の申請を希望する場合は、窓口に相談後、面談を実施することとする。
２　面談は、次の各号に掲げる教職員および所属のうち、学生部長が必要と認めた人員により構成するものとする。
（１）　学生部長
（２）　学生副部長
（３）　教務委員長
（４）　クラス担任
（５）　当該学部教務課
（６）　健康管理センター
（７）　学事課
（８）　その他学生部長が必要と認めた者
３　前項構成員は、相互に連携し合理的配慮に関係する業務にあたるものとする。

（申請）
第６条　障害のある学生等が、合理的配慮の申請を希望する場合は、面談の実施後、様式１の申請書及び根拠資料等を学生支援室へ提出することとする。
２　新規申請は、合理的配慮が必要な事案が発生する都度、行うものとする。
３　更新申請は、年度ごとに行うものとする。

（合理的配慮の検討）
第７条　学生支援室は、学生等からの合理的配慮の申請意思について十分尊重するため、合理的配慮の提供について検討を行う。
２　前項の検討を行ったうえで、教育の目的・内容・評価の本質を変える、均衡を失する、または以下の各号を考慮し過重な負担にあたると判断した場合は、申請者にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。
（１）　本学および実習施設等の教育協力施設における教育研究その他の活動への影響の　程度（その目的、内容、機能等）
（２）　実現可能性の程度（物理的及び技術的制約、または人的および体制上の制約）
（３）　費用及び負担の程度
（４）　本学および実習施設等の教育協力施設の規模、財政および財務状況

（合理的配慮の提供）
第８条　本規程に定める合理的配慮の提供の可否は、当該学部教授会または教養教育センター委員会にて決定する。
２　合理的配慮の提供の期間は、当該学部教授会または教養教育センター委員会が特別の事情があると認める場合を除き当該年度までとし、更新申請があった場合はその提供の可否を前項に基づき決定する。

（情報保護）
第９条　合理的配慮を提供するために必要な場合は、守秘義務を遵守のうえで関係者が個人情報を共有することができるものとする。

（事務）
第10条　本規程にて定める合理的配慮に関する事務は、学事課が行う。

（改廃）
第11条　この規程の改廃は、学生部長会議の議を経て学長が行う。

附　則
この規程は、令和６年４月１日から施行する。

【人権侵害の防止等に関する規程 】

第１章　　総則（第１条ー第４条）
第２章　　防止体制（第５条ー第15条）
第１節　　理事長等（第５条ー第６条）
第２節　　人権問題委員会（第７条ー第12条）
第３節　　相談員（第13条ー第14条）
第４節　　防止対策（第15条）
第３章　　雑則（第16条ー第17条）
附則

第１章 総則

（目　的）

第１条　この規程は、学校法人岩手医科大学（以下「本学」という。）において、人権侵害の防止及びその排除を推進し、もって学生、職員（有期雇用契約職員、派遣労働者、業務委託等の契約により本学に派遣される者を含む。以下同じ。）及び研究・研修のため本学に在籍している者（以下「学内関係者」という。）が個人として尊重され、人権を阻害されることなく就学、就労、教育、研究、診療（以下「就学・就労」という。）できる健全な環境を確保することを目的とする。

（不利益取扱いの禁止）

第２条　本学は、人権問題の苦情・相談の申出、当該苦情・相談に係る調査への協力、その他人権問題への正当な対応をした者に対して、就学・就労において不利益な取扱いをしてはならない。

２　前項の相談者及び調査へ協力した者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者を本学の職員就業規則、職員懲戒規程等に基づき処分することがある。

（プライバシーの保護）

第３条　人権問題に携わる者は、前条第１項の相談者及び調査へ協力した者等のプライバシーの保護を最優先にし、その内容について守秘義務を負うものとする。人権問題委員及び相談員を退任した後も同様とする。

（定義）

第４条　この規程において、次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）人権侵害　不当に差別的な言動又は相手を不快にさせる行為であって次に掲げるもの

ア　セクシャル・ハラスメント
イ　パワー・ハラスメント
ウ　アカデミック・ハラスメント
エ　妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント
オ　思想・信条・良心の自由及び言論の自由に関する差別
カ　就学・就業に関する機会均等に関する差別
キ　出生の事情や家族の職業等に関する差別
ク　障害のある人に対する差別
ケ　国籍・民族等に関する差別
コ　容貌や容姿に関する差別
サ　暴力

（２）セクシャル・ハラスメント　相手の意に反する性的な言動又は性差別的な意識に基づく言動

（３）パワー・ハラスメント　学内関係者が職務上の地位又は権限等を不当に利用し、他の学内関係者に対して行う就労上等の不適切な言動

（４）アカデミック・ハラスメント　学内関係者が職務上の地位または権限を不当に利用し、学生や他の学内関係者に対して行う教育研究上等の不適切な言動

（５）妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント　妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動又は妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる不適切な言動

第２章　防止体制

第１節　理事長等

（理事長の責務）

第５条　理事長は、本学における人権侵害の防止等に関する事務を統括し、事案が発生した場合には必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

（学内関係者の責務）

第６条　学内関係者は、人権侵害のない健全な就学・就労の環境を形成し、これを維持するよう努めなければならない。

２　就学・就労の管理監督の地位にある者（以下、「管理監督者」という。）は、良好な環境を確保するために人権侵害の防止及び排除に努めるとともに、事案が発生した場合は迅速かつ適切に対応しなければならない。

３　管理監督者は、人権侵害の防止及び排除について、学内関係者に周知徹底しなければならない。

第２節　人権問題委員会

（人権問題委員会）

第７条　本学に、人権侵害に関する調査を行いその解決を図り、改善策を協議するため、人権問題委員会を置く。

２　人権問題委員会は、次の委員から構成する。

（１）学長
（２）各学部及び教養教育センターから選出された教員　各１名
（３）看護部から選出された職員　１名
（４）法人事務部長
（５）学務部長
（６）病院事務部長
（７）学外有識者 １ 名
（８）その他理事長が必要と認める者

３　委員は、第13条に定める相談員を兼ねることができない。

４　第２項第２号、第３号、第７号及び第８号に掲げる委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第８条　人権問題委員会の委員長は、学長とする。

２　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

（所掌事項及び運営）

第９条　人権問題委員会は、次の事項を所掌する。

（１）人権侵害事案の事実関係の調査
（２）人権侵害事案の当事者間の調停
（３）人事委員会又は学生部長会議への意見具申に関する審議

２　委員長は、相談者等のプライバシーに配慮した上で、必要に応じ人権問題委員会を開催し、相談案件等に関する情報共有を行う他、前項各号に記載する事項は、相談者の所属及び相談内容等に応じ第７条第２項第２号から第８号の委員の中から４名以上を指名して、相談案件ごとに対応させる。

（事情聴取）

第10条　人権問題委員会は、当事者その他事案に関係を有する者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き又は必要書類の提出を求めることができる。

２　人権問題委員会は、専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（委員の除斥）

第11条　人権問題委員会の委員は、人権侵害に関する事実調査の対象者となった場合又は委員の配偶者に関係する事案については、審議に加わることはできない。

（意見具申）

第12条　人権問題委員会は、調査の結果、人権侵害の事実があり、就業規則等に基づく懲戒又は就労環境の改善が必要と認めたときはその旨を人事委員会に、学則等に基づく懲戒又は就学環境の改善が必要であると認めたときはその旨を学生部長会議に意見具申できるものとする。

第３節 相談員

（相談員）

第13条　人権問題に関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、本学に相談員を置く。

２　相談員は、次の者とし、第１号から第４号までの相談員は、理事長が指名し、第５号の相談員は、理事長が任命する。

（１）教員 男女各１名
（２）看護部看護師　２名
（３）健康管理センター職員　１名
（４）事務局職員 男女各２名
（５）学外有識者　１名

３　相談員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、相談員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（相談員の任務）

第14条　相談員は、苦情相談の申し出があった場合は、迅速にこれを受け付け整理して、概要を人事職員課長に報告しなければならない。

２　前項の報告を受けた人事職員課長は、相談員の中から複数名を指名して当該苦情相談を担当させるものとする。

３　相談員は、当該苦情相談の内容を所定の様式により、速やかに人事職員課長に報告しなければならない。

４　人事職員課長は、相談者の意向を確認した上で、前項の相談内容を人権問題委員会委員長に報告するものとする。

５　第２項の相談員は、適切な相談環境のもと、相談者の立場と状況に十分留意して、相談者本人からのみ事情を聴取し、解決に向けた助言等を行う。この場合において、相談者以外の者から事情聴取を行う必要があるときは、人事職員課長を通じてこの旨を人権問題委員会委員長に通告するものとする。

第４節　防止対策

（防止対策）

第15条　本学は、役職員に対し研修又は職場環境の調査等を行い、人権侵害の防止に努めるものとする。

第３章　雑則

（事務）

第16条　人権問題に関する事務は、法人事務部人事職員課が所管する。

（規程の改廃）

第17条　この規程の改廃は人事委員会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成 17 年４月１日から施行する。附 則
この規程は、平成 20 年４月１日から施行する。附 則
この規程は、平成 22 年 10 月１日から施行する。附 則
この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。附 則
この規程は、平成 29 年１月１日から施行する。附 則
この規程は、令和元年７月１日から施行する。附 則
この規程は、令和３年１月１日から施行する。

【別記例：ハラスメントになりうる言動】

1．セクシャル・ハラスメント

（1）卑猥な冗談を交わしたり、性的な話題でからかう。
（2）性的な噂を立てる。
（3）異性に対し食事やデートに執拗に誘う。
（4）容姿、年齢、結婚等について話題にする。
（5）不必要な身体への接触。
（6）裸や水着のポスター等を学内に貼る。
（7）雑誌等の卑猥な写真、記事等をわざと見せたり、読んだりする。
（8）性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙やＥメールを送る。
（9）歓送迎会等の酒席において、異性に対し、隣に座ることやお酌を強要する。カラオケでデュエットを強要する。
(10)「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」などと発言する。

2．パワー・ハラスメント

（1）「給料どろぼう」呼ばわりをする。
（2）ゴミ箱を蹴る、机を叩く、椅子を投げる等、感情にまかせて叱責する。
（3）皆の前で人格を否定するような叱責をする。
（4）お前を潰す等と脅す。
（5）特定のメンバーを無視するよう部下に命令する。
（6）休日等に電話・E メール等で仕事の失敗を繰返し、又は長時間責める。
（7）あえて困難な仕事を与え、業績が上がらないことを執拗に責める。
（8）仕事と関係のない娯楽・食事への参加を強要する。

3．アカデミック・ハラスメント

（1）本人の希望に反する学習・研究計画や研究テーマを押付ける。
（2）「自分は放任主義だ」などと称して教育や研究指導を怠る。
（3）特定の学生に対して、指導拒否や侮辱的な発言をしたりする。
（4）正当な理由もなく単位を与えない。
（5）皆の前で特定の学生の評価結果を開示し、叱責する。
（6）指導の範囲を越えた人格を否定する言動を行う。
（7）深夜や休日まで拘束し、研究を押付ける。
（8）学生に対して私的な用事を言いつける。

4．妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

（1）産前休暇を希望する者に対して、上司が「休みをとるなら辞めてもらう」と解雇を示唆する。
（2）時間外労働の制限を希望する者に対して、上司が「次の査定の際には昇進しないと思え」と不利益な取扱いを示唆する。
（3）育児休業を希望する者に対して、上司が「男のくせに育児休業をとるなんてあり得ない」と発言し、取得を諦めさせる。
（4）介護休業を希望する者に対して、「自分なら請求しない。あなたもそうすべき」と発言したところ、それでも介護休業を希望したいと言われたが、再度同様の発言をし、取得を諦めさせる。
（5）所定外労働の制限をしている者に対して、上司・同僚が「所定外労働の制限をしている人に大した仕事はさせられない」と繰り返し又は継続的に発言する。
（6）短時間勤務をしている者に対して、上司・同僚が「自分だけ短時間勤務をしているなんて周りを考えていない。迷惑だ」と繰り返し又は継続的に発言する。
（7）妊娠した者に対して、上司・同僚が「妊婦はいつ休むか分からないから仕事は任せられない」と繰り返し又は継続的に発言し、仕事をさせない。
（8）妊娠した者に対して、上司・同僚が「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだった」と繰り返し又は継続的に発言する。

5．その他のハラスメント

（1）故意に悪い噂を流す。
（2）本人の肉親や兄弟、妻子、親類の誹謗中傷。
（3）「僕」、「坊や」、「お嬢さん」、「おじさん」、「おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする。
（4）個人のプライバシーに立ち入る。

【岩手医科大学歯学部学業奨励奨学金規程】

（目　的）
第1条　この規程は、岩手医科大学歯学部学生のうち、特に学業成績、人物ともに優秀な者に対し、奨学金を給付することにより、学業を奨励することを目的とする。
（資　格）
第２条　この奨学金の給付を受けることのできる者は、歯学部の第２学年から第６学年までの在学生のうち、前年度の成績、人物ともに優秀、かつ、健康で他の学生の模範たる者とする。
２　令和８年度以降、対象学年を次の各号のとおりとする。
(1) 令和８年度は、第３学年から第６学年の在学生とする。
(2) 令和９年度は、第４学年から第６学年の在学生とする。
(3) 令和 10　年度は、第５学年から第６学年の在学生とする。
(4) 令和 11 年度は、第６学年の在学生とする。
(5) 令和 12 年度以降は、この規程は適用しない。

（期　間）
第３条　奨学金を給付する期間は、当該年度限りとする。
（採用数）
第４条　奨学生は、対象各学年５名以内とする。第７条の規定による決定の取消しがあった場合でも繰上げは行わない。
（奨学金の額及び給付の方法）
第５条　奨学金は年額 20 万円とし、一括給付する。
（選考及び決定）
第６条　奨学生は、歯学部教授会で選考のうえ、運営会議の議を経て理事長が決定する。
２ 理事長は、前項の決定をしたときは、これを理事会に報告するものとする。
（決定の取消及び返還）
第７条 理事長は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、運営会議の議を経て奨学生の決定を取り消すことができる。
(1) 奨学金を辞退したとき。
(2) 休学又は退学(病気・死亡の場合を除く。)したとき。
(3) 懲戒処分等、学生としての本分にもとる行為があったとき。
(4) その他奨学生として不適切であると認められるとき。
２　前項第２号から第４号までのいずれかに該当することにより奨学生の決定を取り消された者は、給付された奨学金の全額を直ちに返還しなければならない。
（雑　則）
第８条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、運営会議の議を経て理事長が別に定める。
（規程の改廃）
第９条　この規程の改廃は、運営会議の議を経て理事会が決定する。
（事　務）
第10条　この規程に関する事務は、歯学部教務課が担当する。
附　則
この規程は、平成21年６月29日から施行する。
附　則
この規程は、平成27年４月１日から施行する。
（組織名の変更その他所要の整備）
附　則
この規程は、令和５年４月１日から施行する。（返還年度の明記）
附 則
この規程は、令和７年４月１日から施行する。
（令和８年度以降の対象学年の明記）

【岩手医科大学薬学部学業奨励奨学金規程】

（目　的）
第１条　この規程は、岩手医科大学薬学部の学生のうち、特に学業成績、人物ともに優秀な者に対し、奨学金を給付することにより、学業を奨励することを目的とする。
（資　格）
第２条　この奨学金の給付を受けることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
(1))第２学年から第５学年までの在学生のうち、前年度の成績が優秀であった者
(2) 第６学年の在学生のうち、第１学年から第５学年までの成績が優秀であった者
（期　間）
第３条　奨学金を給付する期間は当該年度限りとする。
（採用数）
第４条　奨学生は、第２学年から第６学年の各学年５名以内とする。
（奨学金の額及び給付の方法）
第５条　奨学金は年額 10 万円とし、一括給付する。
（選考及び決定）
第６条　奨学生は、薬学部教授会で選考のうえ、運営会議の議を経て理事長が決定する。
２ 理事長は、前項の決定をしたときは、これを理事会に報告するものとする。
（決定の取消及び返還）
第７条　理事長は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、運営会議の議を経て奨学生の決定を取り消すことができる。
(1) 奨学金を辞退したとき。
(2) 退学(病気・死亡の場合を除く)したとき。
(3) 懲戒処分等、学生としての本分にもとる行為があったとき。
(4) その他奨学生として不適切であると認められるとき。
２　前項第２号から第４号までの何れかに該当することにより奨学生の決定を取り消された者は、給付された奨学金の全額を直ちに返還しなければならない。
（適　用）
第８条 この規程は、令和７年度入学者から適用しないものとする。
（雑　則）
第９条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、薬学部教授会の議を経て薬学部長が別に定める。
（規程の改廃）
第10条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て理事会が決定する。
（事　務）
第11条 この規程に関する事務は、薬学部教務課が担当する。
附　則
この規程は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成21年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成22年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成23年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成23年６月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成27年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成31年４月１日から施行する。
（事務局組織の再編に伴う名称変更）
附　則
この規程は、令和３年４月１日から施行する。ただし、令和２年度以前の入学者については従前どおりの取り扱いとする。
（令和２年６月29日 採用数の一部改正）
附 則
この規程は、令和　5　年４月１日から施行する。
（返還年度の明記）
附 則
この規程は、令和　7　年４月１日から施行する。(適用の追加)

【岩手医科大学薬学部育英奨学金規程】

（目　的）
第１条　この規程は、岩手医科大学薬学部の学生のうち、学業成績及び人物とも優秀であり、経済的負担の軽減を要する者に対し、奨学金を給付することにより、育英奨学に資することを目的とする。
(資格)
第２条　この奨学金の給付を受けることのできる者は、薬学部に在学している者で次の各号のいずれにも該当する者とする。
(1) 学業成績及び人物とも優秀である者
(2) 経済的負担の軽減を要する者
（期　間）
第３条　奨学金を給付する期間は当該年度限りとし、次年度以降の再申請を妨げない。
(採用数)
第４条　奨学生は、６名以内とする。
(奨学金の額及び給付の方法)
第５条　奨学金は年額18万円とし、前期、後期の二期に分割給付する。
（募　集）
第６条　奨学生の募集は、毎年４月に行う。
（申　請）
第７条　奨学金の給付を受けようとする者は、次に掲げる書類に必要事項を記入のうえ、募集期間内に学長あてに提出しなければならない。
(1) 申請書(様式第１号)
(2) 家庭状況調査書(様式第２号)
(3) 所得・課税証明書(当該市区町村が発行したもの)
(選考及び決定)
第８条　奨学生は、薬学部教授会で選考のうえ、運営会議の議を経て理事長が決定する。
２ 理事長は、前項の決定をしたときは、これを理事会に報告するものとする。
(異動の届出)
第９条　奨学生が次の各号の一に該当するときは、直ちに届け出なければならない。
(1) 奨学金を辞退するとき
(2) 休学・停学又は退学するとき
(3) 本人又は連帯保証人の身分・住所その他重要な事項に変更があった場合
(決定の取消及び返還)
第10条　理事長は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、運営会議の議を経て奨学生の決定を取り消すことができる。
(1) 奨学金を辞退したとき
(2) 退学(病気・死亡の場合を除く)したとき
(3) 懲戒処分等、学生としての本分にもとる行為があったとき
(4) 提出書類に虚偽の記載があったとき
(5) その他奨学生として不適切であると認められるとき
２　前項第２号から第４号により奨学生の決定を取り消された者は、給付された奨学金の全額を直ちに返還しなければならない。
(雑　則)
第11条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、薬学部教授会の議を経て薬学部長が別に定める。
(規程の改廃)
第12条　この規程の改廃は、運営会議の議を経て理事会が決定する。
(事　務)
第13条　この規程に関する事務は、薬学部教務課が担当する。

附　則
この規程は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成21年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成22年４月１日から施行する。
附 則
この規程は、平成23年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成27年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成31年４月１日から施行する。
（事務局組織の再編に伴う名称変更）
附　則
この規程は、令和３年４月１日から施行する。
（令和２年６月29日　採用数の一部改正）
附　則
この規程は、令和　５　年　４　月　１　日から施行する。
（返還年度の明記）
附 則
この規程は、令和　７　年　４　月　１　日から施行する。

【岩手医科大学看護学部貸与奨学金規程】

制定　平成28年9月26日

（目　的）
第１条　この規程は、岩手医科大学（以下「本学」という。）看護学部貸与奨学金について必要な事項を定めるものとする。
（定　義）
第２条　この規程において、看護師等とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師、助産師及び看護師をいう。
（貸　与）
第３条　奨学金は、本学看護学部に在籍し、次の各号のいずれにも該当する者の申請に基づき、選考のうえ、貸与する。ただし、卒業後に看護師等として特定の病院等に勤務することを条件とした地方公共団体等の奨学制度を利用する者は、申請することができない。
(1) 卒業後、学校法人岩手医科大学（以下「本法人」という。）に看護師等で勤務し、本法人の発展に寄与する意思がある者
(2) 人物・学業成績とも優秀である者
(3) 経済的負担の軽減を要する者
２　奨学金の貸与は、当該年度限りとし、次年度以降の再申請を妨げない。
（採用人数）
第４条　奨学金の貸与は、各学年10名以内とする。
（貸与金額及び方法）
第５条　奨学金の貸与金額は、年額36万円とし、前期、後期の二期に分割して貸与する。
２　奨学金は、無利子で貸与する。
（申　請）
第６条　奨学金の貸与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を本学が定める期日までに理事長に提出しなければならない。
(1) 申請書（様式第１号）
(2) 家庭状況調査書（様式第２号）
(3) 所得・課税証明書（当該市区町村が発行したもの）
（選考及び決定）
第７条　理事長は、前条の申請書類を受理したときは、看護学部教授会で選考のうえ、運営会議の議を経て奨学生を決定する。
２　理事長は、前項の決定をしたときは、これを理事会に報告するものとする。
（誓約書）
第８条　前条により奨学生に決定した者は、本学が定める期日までに誓約書（様式第３号）を理事長に提出しなければならない。
（借用証書）
第９条　奨学生は、奨学金の貸与を受ける半期ごとに本学が定める期日までに奨学金借用証書（様式第４号）を理事長に提出しなければならない。
（異動の届出）
第10条　奨学生又は連帯保証人の住所、その他重要な事項に変更があったときは、直ちに変更届（様式第５号）を届け出なければならない。
２　連帯保証人に変更があるときは、直ちに連帯保証人変更届（様式第６号）により変更を申し出なければならない。
（決定の取消）
第11条　奨学生が次の各号の一に該当するときは、看護学部教授会の議を経て理事長が奨学生の決定を取り消すことができる。
(1) 奨学金を辞退したとき。
(2) 退学（病気・死亡の場合を除く）したとき。
(3) 懲戒処分等、学生としての本分にもとる行為があったとき。
(4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
(5) その他奨学生として不適切であると認められるとき。
（貸与の中止）
第12条　奨学生が休学したときは、その事実が決定した時点で、当該年度の奨学金の貸与を中止する。
（返　還）
第13条　奨学生が次の各号の一に該当するときは、その事由が生じた日の属する月の翌月１日から起算して１ヶ月以内にそれまでに貸与を受けた奨学金を一括返還しなければならない。
(1) 第11条により奨学生の決定を取り消されたとき。
(2) 本法人の看護師等として採用されなかったとき。
(3) 卒業後、直ちに本法人の看護師等として勤務しなかったとき。
(4) 返還を猶予された者で、猶予期間が終了したとき。
２　奨学生が卒業後、直ちに本法人の看護師等として勤務した期間が、奨学金の貸与を受けた期間に達しなかったときは、残余の期間に相当する金額を退職時に一括返還しなければならない。
（延滞利息）
第14条　奨学生は、正当な事由がなく、本学が定める返還すべき日までに当該奨学金を返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年14.6％（当該返還すべき日の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3％）の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。
２　前項の遅延利息の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（返還猶予）
第15条　奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金返還猶予願（様式第７号）により返還を猶予する。
(1) 卒業後、本学大学院に進学した場合の在学期間
(2) その他理事長が必要と認めた期間
（返還免除）
第16条　奨学生が次の各号の一に該当するときは、返還を免除する。
(1) 卒業後、直ちに本法人の看護師等として勤務した期間が、奨学金の貸与を受けた期間に達したとき。
(2) 前号に定める勤務期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
(3) その他理事長が必要と認めたとき。
（勤務期間の計算）
第17条　第13条第２項及び前条における勤務した期間とは、次の各号に定める期間を除いた期間とする。
(1) 岩手医科大学職員就業規則第14条に定める休職の期間
(2) 岩手医科大学職員就業規則第14条の２に定める育児休業及び介護休業等の期間
(3) その他やむを得ない事由により、業務に従事できなかった期間
２　第13条第２項、前条及び前項に定める勤務期間の計算は、月数によるものとする。この場合において、１月未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて計算するものとする。
（雑　則）
第18条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、看護学部教授会の議を経て看護学部長が別に定める。
（規程の改廃）
第19条　この規程の改廃は、運営会議の議を経て理事会が決定する。
（事　務）
第20条　この規程に関する事務は、看護学部教務課が行う。

附　則
この規程は、平成29年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成31年４月１日から施行する。
（事務局組織の再編に伴う名称変更）

【岩手医科大学父兄会奨学金規程】

（目 的）
第１条　この規程は、岩手医科大学父兄会会則第２条に定める学生に対する厚生補導に寄与することを目的として、在学生に貸与する奨学金について定める。

（委員会）
第２条　本奨学金制度を円滑に運営するため、父兄会理事会に奨学金運営委員会を置く。２ 奨学金運営委員会の規則については、別に定める。
（奨学金の資金）
第３条　奨学金の運営資金は、父兄会費の一部及び寄付金をもってこれにあてる。
（奨学生の資格）
第４条　奨学生となることのできる者は、医学部、歯学部、薬学部、看護学部在学中に父兄会員である学費負担者が死亡により学納金の支弁が困難となった者で、人物、健康、学業ともに良好と認められる者とする。
（奨学生数）
第５条　奨学生の人数は、毎年度若干名とする。
（奨学金の額）
第６条　奨学金の貸与額は、授業料相当額とし、無利子とする。但し、薬学部、看護学部は授業料の半額相当額とし、無利子とする。
（奨学金の貸与期間）
第７条　奨学金の貸与期間は、原則として６か年以内とする。但し、薬学部は第４学年から第６学年の３か年以内、看護学部は第３学年から第４学年の２か年以内とする。
（提出書類）
第８条　奨学金の貸与を希望する学生は、毎年度指定した期日までに次の各号の書類を岩手医科大学学事課を経て、父兄会長宛に提出しなければならない。
（１）申込み理由書
（２）奨学金申込書　　（様式１）
（３）奨学金借用証書　　（様式２）
（４）誓約書　　（様式３）
（５）その他必要書類
２ 奨学金の貸与終了時には返済確約書を提出しなければならない。
（連帯保証人）
第９条　貸与時に連帯保証人を１名（親権者または別生計の４親等以内の親族）選任しなければならない。連帯保証人は本人が借用証書によって負担するいっさいの債務について、本人と連帯して保証債務を負い、その履行については関係法令及び借用証書並びに返済確約書等に従わなければならない。

(選 考)
第10条 父兄会長は、奨学生の第一次選考を岩手医科大学学生部長に委嘱する。
２ 学生部長は、前条に基づき、学生部長会議において奨学生の選考を行った都度、父兄会長に順位を付して選考報告書を提出するものとする。
(決 定)
第11条 父兄会長は、学生部長から推薦のあった学生を父兄会理事会(別に定める父兄会奨学金運営委員会) に諮り、奨学生を決定する。
２ 父兄会長は、奨学生が決定した際には、父兄会報を通じて会員に報告しなければならない。
(奨学金の貸与)
第12条 奨学金は第６条に定める額とし、原則として学年当初に貸与する。
(奨学金の返済)
第13条 奨学金の貸与期間が終了したとき若しくは奨学生が死亡又は退学したときは、貸与された奨学金の全額を一括返済しなければならない。
(奨学金返済の特例)
第14条 前条の返済が困難な場合、次により返済することができる。ただし、返済は、毎月月末までに返済するものとする。
(１)貸与を受けた年数の４倍の年数以内でもって返済する。
奨学金の月々の返済額は、貸与合計金額を返済回数(貸与年数×４倍以内の年数×12ヶ月)で除した額とする。
(返済の猶予措置)
第15条 本学を卒業後、臨床研修医又は臨床研修歯科医としての研修期間中については、願出により各々その期間、返済を据え置くことができる。
２ その他、奨学金運営委員会および父兄会理事会が特に認めた場合は、返還を据え置くことができる。
(奨学金の滞納)
第16条 奨学金の返済を滞納したときは、年 5%に相当する額の延滞金を納めなければならない。
(事 務)
第17条 父兄会長は、奨学金に関わる事務処理を岩手医科大学学務部長に委託する。
２ 学務部長は、奨学金貸与台帳(様式 4)及び奨学金返済台帳(様式 5)等を備付け、貸与及び返済状況を明らかにしておくものとする。
３ 学務部長は、年度末に決算報告書を父兄会長に提出するものとする。
(改 廃)
第18条 規程の改廃は、父兄会総会の議決によるものとする。
２ この規程によりがたい事項については、父兄会長が奨学金運営委員会に諮り、父兄会理事会の議を経て決定する。

附則 この規程は、平成10年 4 月 8 日から施行する。
附則 この規程は、平成12年 4 月12 日から施行する。
附則 この規程は、平成18年 4 月 5 日から施行する。
附則 この規程は、平成27年 4 月 9 日から施行する。
附則 この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
附則 この規程は、令和 3年 4 月 1 日から施行する。

岩手医科大学生命倫理規範

本学は、「誠の人間の育成」という建学の精神に基づき、専門の学理に対して誠実な理想を持ち、医療及び生命科学の研究、教育を通じて社会の進歩、福祉に貢献してきた。

関連諸科学が日々急速に進展するなか、本学が今後とも社会の要請に応えるために、すべての職員には、誠の精神に由来する高い倫理観をもって行動することが求められている。

本学は、すべての職員が常に自覚し、遵守すべき指針として、ここに生命倫理規範を制定し、本規範に基づき医療・研究を推進するとともに、生命倫理に関する教育と啓発活動に力を注ぐことを宣言する。

１． 医療及び生命科学の研究とその応用を行うに際しては、人間の尊厳を第一の原則とする。個人の有する基本的人権に敬意を払い、個人の自律を尊重するため、インフォームド・コンセントの原則を遵守し、意思決定能力が十分でない人々の権利擁護にも務める。また個人のプライバシーの権利を尊重し、個人情報の保護のために最善を尽くす。

２． 医療及び生命科学の研究とその応用を行うに際しては、無危害原則と善行原則を遵守する。医療においては個人に危害を加えることがあってはならず、個人に最善の利益を与えるよう努める。研究においては、個人、社会及び人類にもたらされる将来にわたる利益を最大化し、危害を最小化することを目指す。その際、個人の受ける不利益、未来世代への影響にも十分に配慮する。さらに、人類に多大な利益を与えると予想される研究であっても、個人の持つ人間の尊厳及び個人の福利を何よりも優先する。また実験動物の福祉にも十分に配慮する。

３． 医療及び生命科学の研究とその応用を行うに際しては、正義原則を旨とする。医療においては、個人を平等に扱い、医療資源の配分は公平に行う。研究においてもたらされる利益は社会的に公平に配分し、不適切な格差が生じないようにする。また極めて有用な研究であっても、社会的差別の要因となる可能性があるため、社会的に弱い立場にある人々を対象として実施する場合には、その人権・利益について最大限に配慮する。

４． 医療及び生命科学の研究とその応用を行うに際しては、多面的な要請に応えるために、学内諸分野及び学外諸機関・施設との共同作業を積極的に推進する。共同作業に伴う倫理的配慮や得られた科学的成果についての情報は適切に公表し、社会に対する説明責任を果たす。

５． 医療及び生命科学の研究とその応用を行うに際しては、世界医師会のヘルシンキ宣言、リスボン宣言をはじめとする各種宣言・倫理綱領の基本理念を尊重する。また省庁、関連学会によって作成された最新のガイドラインに準拠し、科学的及び倫理的観点から見て適切に課題を遂行する。これら宣言・倫理綱領・ガイドラインに示された生命倫理の精神に従い、将来の医療をになう人材の育成に努める。

(平成 26 年 3 月 11 日制定)

岩手医科大学の学生個人情報の取扱要領

学生の個人情報の取扱いについては、学校法人岩手医科大学個人情報の保護に関する規程第 18 条に基づき、次の通りとします。

第１ 学生の個人情報は、教育指導、成績・履修管理、学納金管理、奨学金管理、学生および保護者・学費負担者・保証人（以後、「保護者等」という。）への連絡（成績通知を含む）、学内の施設利用、生活指導、各種統計、証明書の発行、広報活動の事務、岩手医科大学圭陵会、父兄会、学友会の運営に必要な情報提供を行うために収集します。

第２ 収集する学生の個人情報は、氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号、肖像、成績、所属クラブ、出身高校、学生が各教科で作成したレポート、答案、健康診断で取得した健康状態に関する情報、保護者等に関する情報及び卒後の進路に関する情報です。

第３ 学生の個人情報は、あらかじめ学生本人の同意がある場合、法令等の規定による場合、人の生命、身体又は財産保護のため緊急かつ止むを得ない場合等を除き、第１に揚げる目的以外の利用や学外の第三者への提供を行いません。ただし、学生が各教科で作成したレポート等については、報告書（印刷物）にまとめ、保護者等及び関係機関等に配布することがあり、成績及び健康状態に関する情報は、統計処理をして発表されることがあります。

第４ 個人情報の取扱いに関する同意書は別紙様式によります。

第５ 収集した学生の個人情報は、正確かつ最新の内容に保つよう努め、安全管理に必要かつ適切な措置を講じます。

第６ 学生の到達度の客観的評価や顕彰のため、学内に成績評価を掲示することがあります。ただし、進級判定結果は出席番号で学内に掲示します。賞罰については氏名を学内に掲示することがあります。

第７ 学生の肖像が、大学ホームページや大学が発行する印刷物、その他の媒体に掲載されることがあります。

第８ 学生本人から個人情報の照会があった場合には、原則として本人には開示します。また、修正や削除の必要がある場合及び苦情には、速やかに対応します。

第９ 本件に関する問い合わせは、各教務課（健康状態に関する情報については健康管理センター）が受け付けます。

別紙様式１（第４関係）

同　意　書

学　　長　殿

私は、岩手医科大学の学生個人情報の取扱いについて、以下の内容について文書により確認し、同意しました。

（同意項目）

- ■ 大学が学生の個人情報を収集すること。
- ■ 個人情報の利用目的
- ■ 個人情報の内容
- ■ 個人情報は学生本人の同意や法令等の規定、生命、身体又は財産保護に関する緊急時以外の目的外利用や学外の第三者への提供を行わないこと。
- ■ 各教科で作成されたレポート等が、報告書に掲載され、保護者等及び関係機関等に配布されることがあること。
- ■ 保護者等に成績表を送付すること。
- ■ 成績及び健康に関する情報が、統計処理をして発表されることがあること。
- ■ 個人情報の正確性の維持、安全管理に努めること。
- ■ 到達度の客観的評価や顕彰のため、学内に成績評価を掲示することがあること。
- ■ 進級判定は出席番号で学内に掲示すること。
- ■ 賞罰について氏名を学内に掲示することがあること。
- ■ 肖像が、大学ホームページや大学が発行する印刷物、その他の媒体に掲載されることがあること。
- ■ 学生本人からの照会がある場合には、原則として本人に個人情報を開示し、修正や削除及び苦情等に速やかに対応すること。
- ■ 個人情報に関する問い合わせ先

年　　月　　日

学 生 署 名　　㊞

※同意はいつでも取り消すことができます。

矢巾キャンパス
建 物 配 置 図

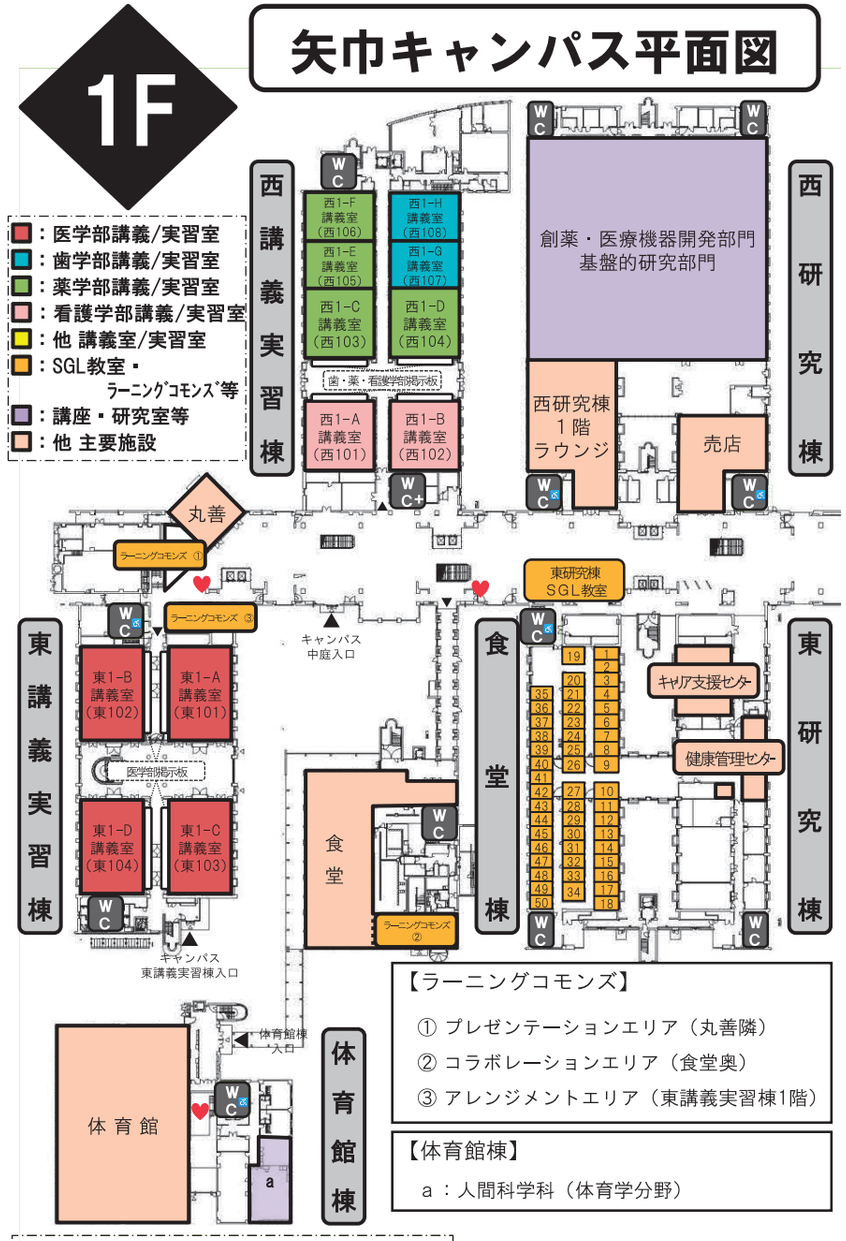
建物配置図

矢巾キャンパス

矢巾キャンパス平面図

1F

■：医学部講義/実習室
■：歯学部講義/実習室
■：薬学部講義/実習室
■：看護学部講義/実習室
■：他 講義室/実習室
■：SGL教室・ﾗｰﾆﾝｸﾞｺﾓﾝｽﾞ等
■：講座・研究室等
■：他 主要施設



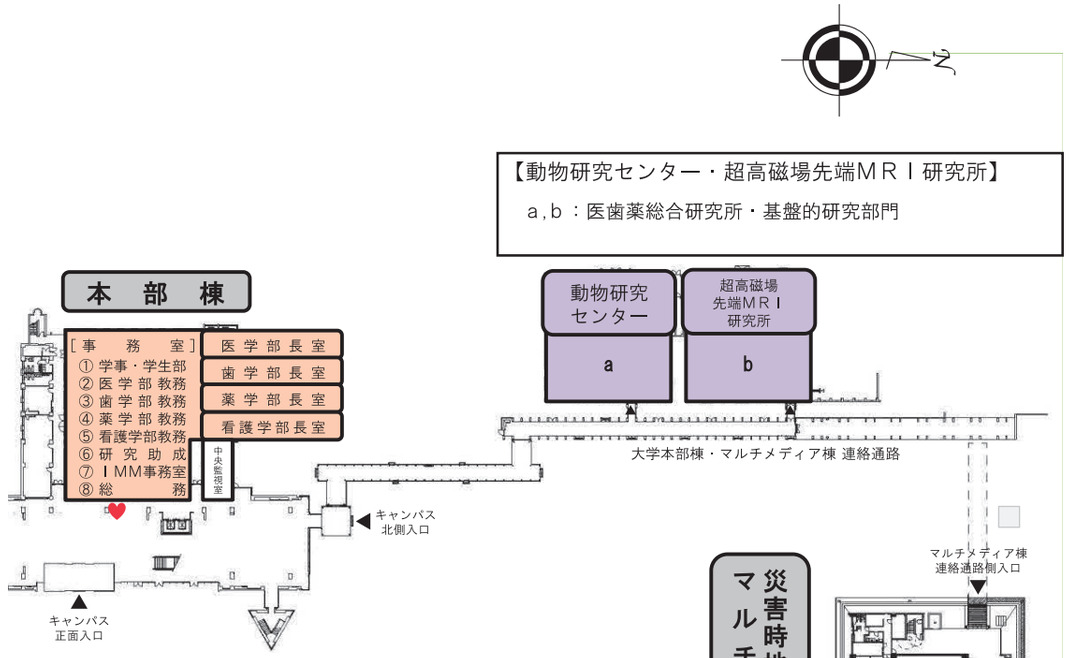
【ラーニングコモンズ】

① プレゼンテーションエリア（丸善隣）
② コラボレーションエリア（食堂奥）
③ アレンジメントエリア（東講義実習棟1階）

【体育館棟】

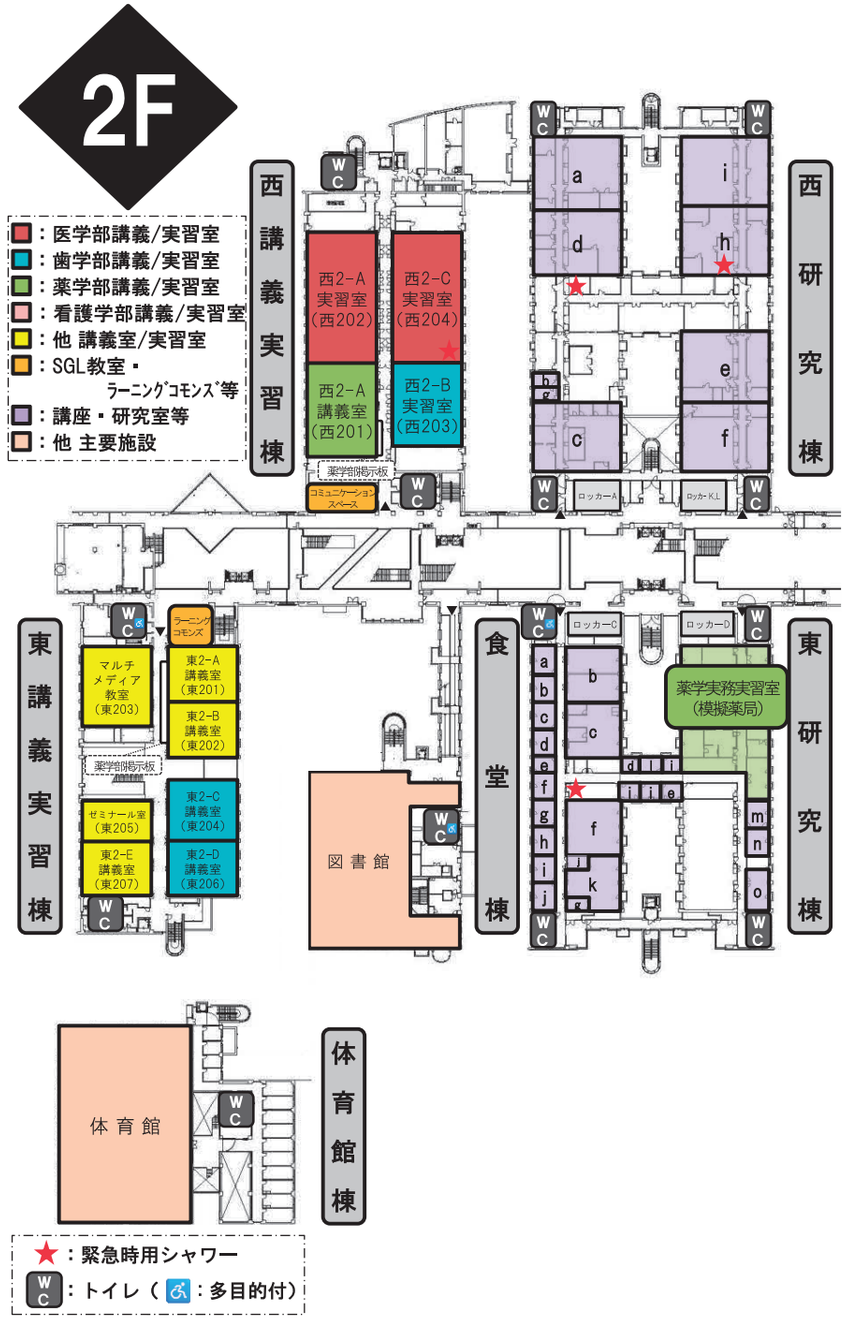
a：人間科学科（体育学分野）

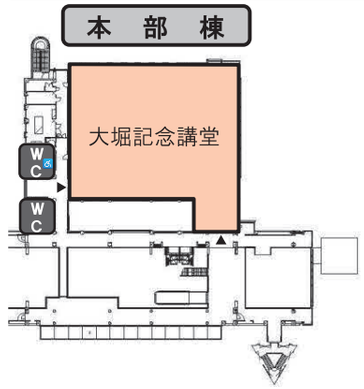
♥：AED（自動体外式除細動器）
WC：トイレ（♿：多目的付，＋：ｵｽﾄﾒｲﾄ対応）



【動物研究センター・超高磁場先端ＭＲＩ研究所】

a，b：医歯薬総合研究所・基盤的研究部門





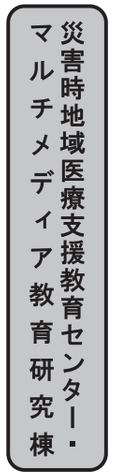
【西研究棟】

ａ：法科学講座（法医学分野）
ｂ：法科学講座（法歯学・災害口腔医学分野）
ｃ：生理学講座（統合生理学分野）
ｄ：生理学講座（病態生理学分野）
ｅ：生化学講座（分子医化学分野）
ｆ：生化学講座（細胞情報科学分野）
ｇ：いわて東北メディカル・メガバンク機構
ｈ：医歯薬総合研究所・創薬・医療機器開発部門
ｉ：いわて東北メディカル・メガバンク機構

【東研究棟】

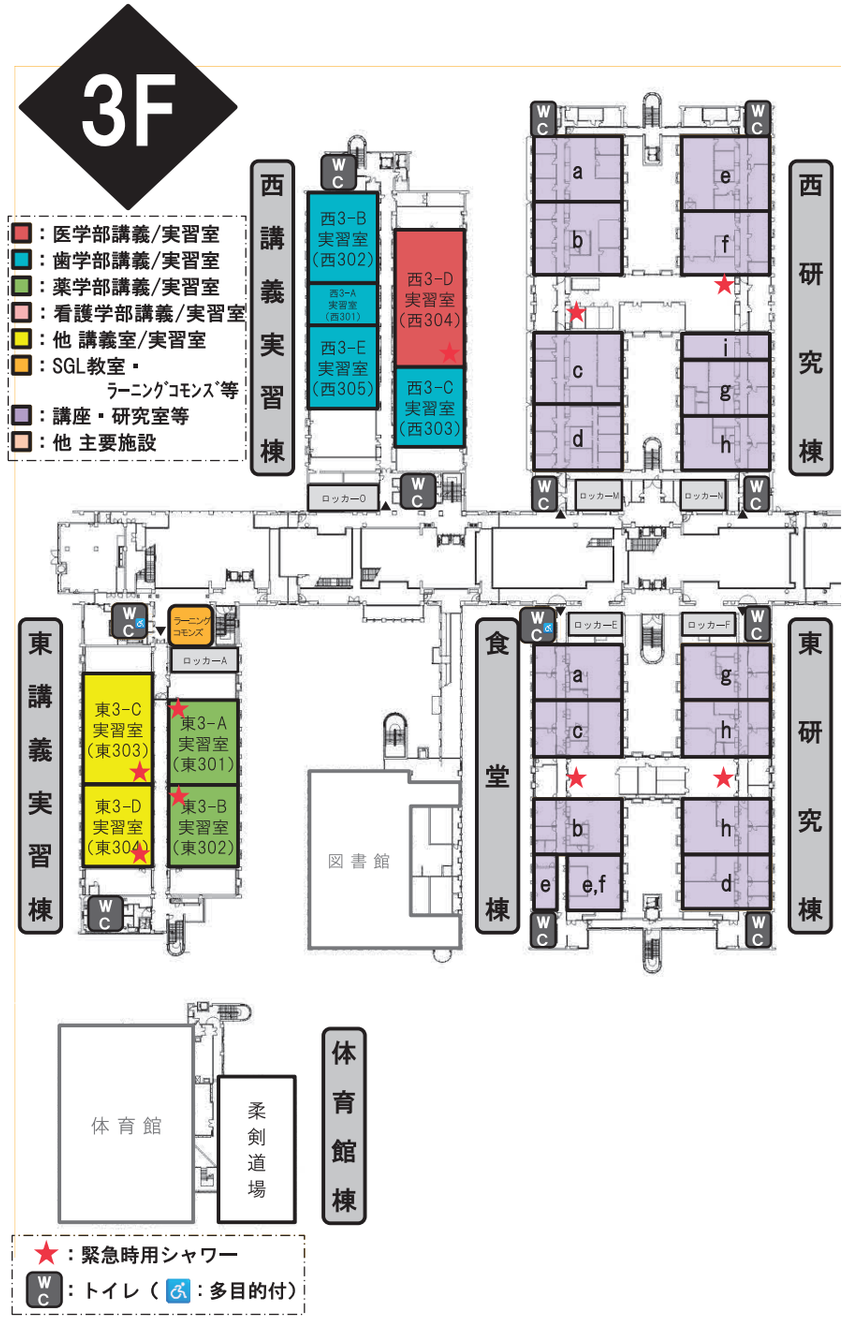
ａ：教養教育ｾﾝﾀｰ長室
ｂ：物理学科
ｃ：化学科
ｄ：情報科学科（数学分野）
ｅ：情報科学科（医学統計情報学分野）
ｆ：生物学科
ｇ：人間科学科（心理学・行動科学分野）
ｈ：人間科学科（文学分野）
ｉ：外国語学科（英語分野）
ｊ：人間科学科（哲学分野）
ｋ：人文社会語学系研究室
ｌ：人間科学科（法学分野）
ｍ：全学教育推進機構長室
ｎ：口腔医学講座（歯科医学教育学分野）
ｏ：看護専門基礎講座



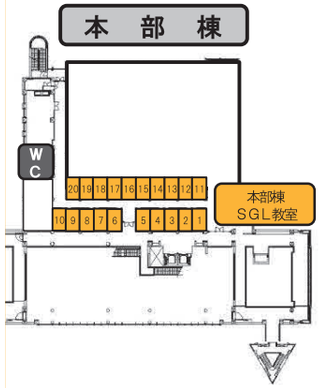


【災害時地域医療支援教育センター】

ａ：救急・災害医学講座



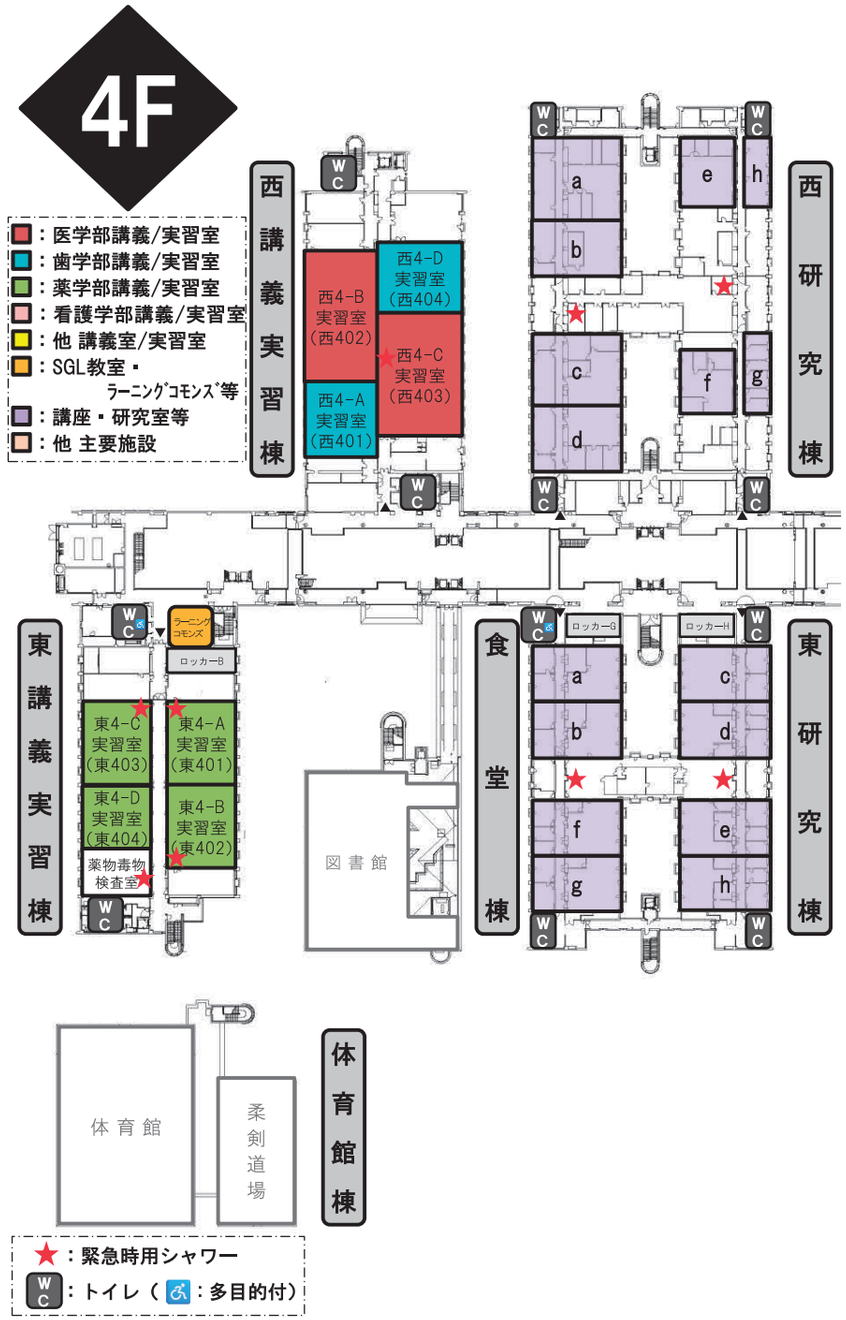
【西研究棟】
- a：医療工学講座
- b：衛生学公衆衛生学講座
- c：微生物学講座（感染症学・免疫学分野）
- d：微生物学講座（分子微生物学分野）
- e：薬理学講座（情報伝達医学分野）
- f：薬理学講座（病態制御学分野）
- g：病態薬理学講座（分子細胞薬理学分野）
- h：病態薬理学講座（薬剤治療学分野）
- i：医学教育学講座教育支援システム開発分野

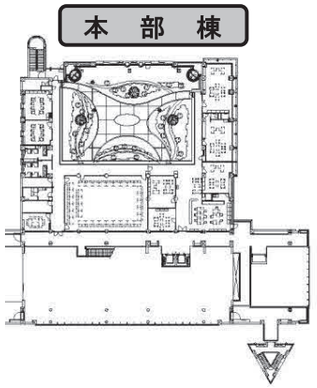






【東研究棟】
- a：生物薬学講座（生体防御学分野）
- b：生物薬学講座（機能生化学分野）
- c：臨床薬学講座（情報薬科学分野）
- d：臨床薬学講座（臨床薬剤学分野）
- e：臨床薬学講座（地域医療薬学分野）
- f：臨床薬学講座（薬学教育学分野）
- g：病態薬理学講座（臨床医化学分野）
- h：いわて東北メディカル・メガバンク機構



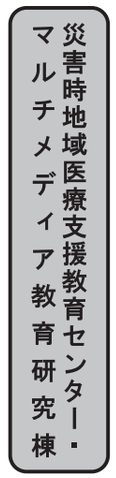


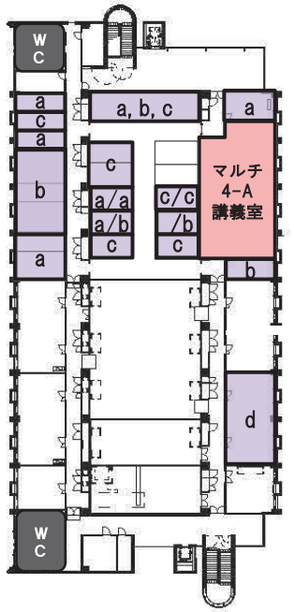
【西研究棟】

ａ：解剖学講座（人体発生学分野）
ｂ：解剖学講座（機能形態学分野）
ｃ：解剖学講座（細胞生物学分野）
ｄ：解剖学講座（発生生物・再生医学分野）
ｅ：病理学講座（機能病態学分野）
ｆ：病理学講座（病態解析学分野）
ｇ：病理学講座 教授室
ｈ：病理学講座 スタッフルーム

【東研究棟】

ａ：生物薬学講座（神経科学分野）
ｂ：薬科学講座（分析化学分野）
ｃ：薬科学講座（天然物化学分野）
ｄ：薬科学講座（創薬有機化学分野）
ｅ：薬科学講座（構造生物薬学分野）
ｆ：医療薬科学講座（薬物代謝動態学分野）
ｇ：医療薬科学講座（創剤学分野）
ｈ：医療薬科学講座（衛生化学分野）



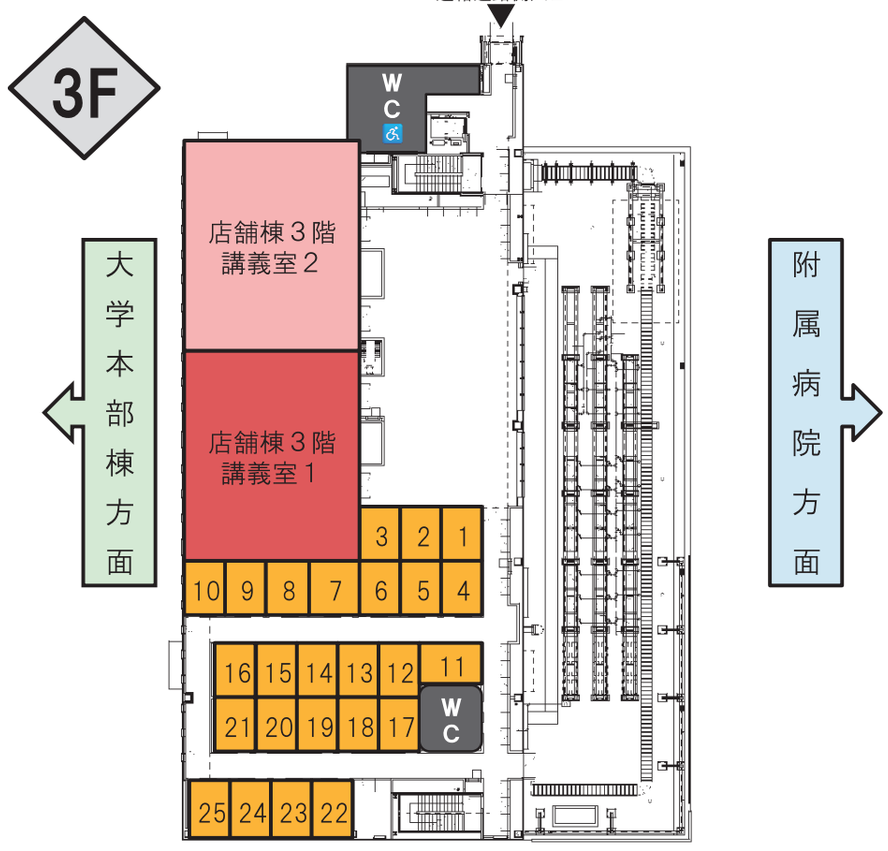


【マルチメディア教育研究棟】

ａ：共通基盤看護学講座
ｂ：地域包括ケア講座
ｃ：成育看護学講座
ｄ：医学教育学講座

トクタヴェール（店舗棟）





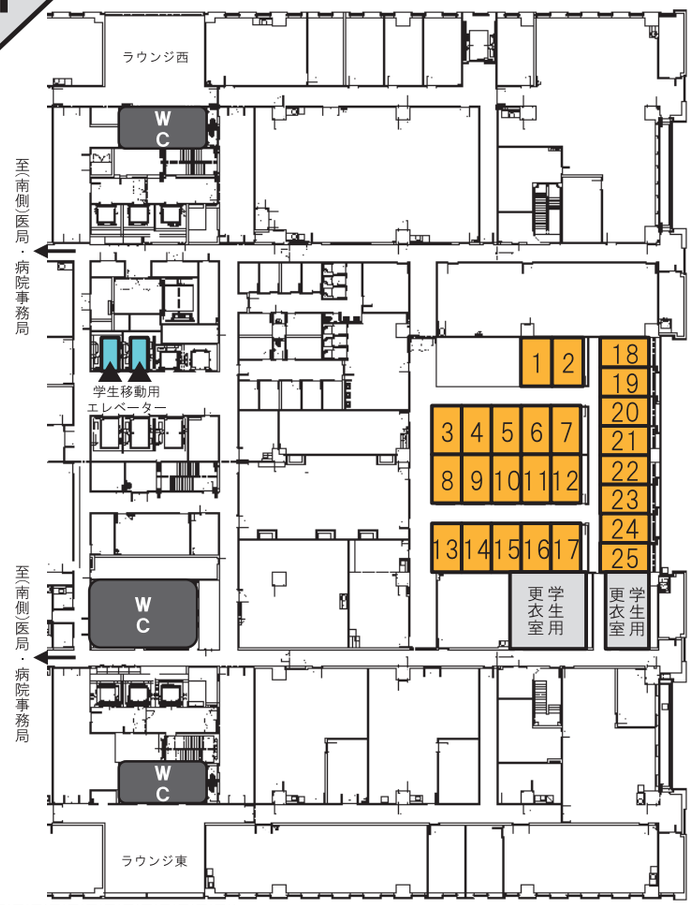
■：医学部講義室
■：看護学部講義室
■：SGL教室
WC：トイレ（♿：多目的付）

※店舗棟のSGL教室は、各学部で調整の上、運用方法を定める

附　属　病　院

N

5F



：SGL教室
W C：トイレ（♿：多目的付）

※附属病院のSGL教室は、各学部で調整の上、運用方法を定める